

付属資料

閣議決定・申合せ等

資料

1

公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議の設置について

平成16年10月14日

関係省庁申合せ

改正 平成19年1月9日

1. 公益法人に対する指導監督の一層の適切化、公益法人による行政代行的行為の実施の透明化等を各府省庁で統一かつ強力に推進するため、公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。
2. 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

議長 内閣官房副長官補

副議長 総務省大臣官房審議官 法務省民事局長

構成員	内閣府大臣官房長	警察庁長官官房長
	金融庁総務企画局長	総務省大臣官房長
	法務省大臣官房長	外務省大臣官房長
	財務省大臣官房長	文部科学省大臣官房長
	厚生労働省大臣官房長	農林水産省大臣官房長
	経済産業省大臣官房長	国土交通省大臣官房長
	環境省大臣官房長	防衛省大臣官房長

3. 連絡会議の下に幹事会を置く。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。
4. 議長は、必要に応じ、有識者、構成員以外の関係行政機関の職員その他の関係者の出席を求めることができる。
5. 連絡会議（幹事会を含む。以下同じ。）の庶務は、総務省及び法務省の協力を得て、内閣官房において処理する。
6. 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

資料

2

「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」について

平成8年9月20日閣議決定
平成9年12月16日一部改正
平成18年8月15日一部改正

1. 政府としては、公益法人行政の統一的推進及び公益法人の指導監督の適正化等を図るため、公益法人等指導監督連絡会議を開催し、「公益法人設立許可審査基準等に関する申し合せ」、「公益法人の運営に関する指導監督基準」等を決定し、これらの基準に基づき、公益法人に対する指導監督等を行ってきたところである。
2. 公益法人は、我が国の経済社会において重要な役割を担うに至っており、今後ともその活動の適切な発展を図ることが重要であり、公益法人に対する適正な指導監督等を強力に推進していくため、これまでの基準を整理・強化し、別紙1のとおり、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」を定める。
3. また、公益法人の中には行政代行的行為等を行っているものがあり、これらの透明化を図るため、別紙2のとおり、「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」を定める。
4. 政府は、これらの基準に基づき、公益法人に対する指導監督等を行っていくとともに、公益法人の実態及びこれらの基準の実施状況等を明らかにするため、毎年度「公益法人に関する年次報告」（仮称）を作成することとする。

（別紙1）

公益法人の設立許可及び指導監督基準

1. 目的

公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とするものでなければならず、次のようなものは、公益法人として適当でない。

- （1）同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主たる目的とするもの
- （2）特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主たる目的とするもの
- （3）後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの

2. 事業

（1）公益法人の事業（付随的に行う収益を目的とする事業を除く。）は、次の事項のすべてに適合していなければならない。また、これらの事項に適合する事業の規模は、可能な限り総支出額の2分の1以上であるようにする。

- ① 当該法人の目的に照らし、適切な内容の事業であること。
- ② 事業内容が、定款又は寄附行為上具体的に明確にされていること。
- ③ 営利企業として行うことが適当と認められる性格、内容の事業を主とするものでないこと。

(2) 事業内容が、社会経済情勢の変化により、営利企業の事業と競合し、又は競合しうる状況となっている場合には、公益法人としてふさわしいと認められる事業内容への改善等に向けて次の措置を講ずる。

- ① 事業の運営等について、対価を引き下げる、不特定多数の者を対象とする等により公益性を高めること。
- ② 新たに公益性の高い事業を付加すること。

(3) 上記(2)の措置が講じられない場合においては、営利法人等への転換を行うこと。

(4) 「営利法人等への転換」に係る必要な制度が整った後、所管官庁が上記(3)について監督上の措置を行い、その後3年以内に必要な措置がとられない場合は、設立許可の取消を含め対処する。

(5) 対価を伴う公益事業については、対価の引下げ、対象の拡大等により収入、支出の均衡を図り、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益を生じないようにすること。

(6) 公益法人が収益事業（付随的に収益を目的として行う事業をいう。以下同じ。）を行う場合にあっては、当該事業は次の事項のすべてに適合していなければならない。また、公益事業の推進に資するものでなくてはならない。

① 規模

収益事業の支出規模は、公益事業の適正な発展のため、主として公益事業費を賄うのに必要な程度でかつ当該公益法人の実態から見て適正なものとし、可能な限り総支出額の2分の1以下にとどめること。

② 業種

収益事業の業種としては、公益法人としての社会的信用を傷つけるものではないこと。

③ 利益の使用

収益事業の利益は、当該法人の健全な運営のための資金等に必要な額を除き公益事業のために使用することとし、公益事業のために使用する額は可能な限り利益の2分の1以上とすること。

3. 名称

公益法人の名称は、法人の目的及び実態を適切に表現した社会通念上妥当なものでなければならず、次のような名称は適当でない。

- (1) 国又は地方公共団体の機関等と誤認させるおそれのある名称
- (2) 既存の法人又はその付属機関と誤認させるおそれのある名称
- (3) 当該法人の活動範囲とかけはなれた名称

4. 機関

公益法人の機関は、当該法人の健全かつ継続的な管理運営を可能とするとの観点から、少なくとも次の事項に適合していなければならない。

(1) 理事及び理事会

- ① 理事の定数は、法人の事業規模、事業内容等法人の実態からみて適正な数とし、上限と下限の幅が大きすぎないこと。
- ② 社団法人の理事は、総会で選任すること。
財団法人の理事は、原則として評議員会で選任すること。
- ③ 理事の任期は、原則として2年を基準とすること。
- ④ 理事の任期の満了又は辞任に伴う後任理事の選任については、速やかに行うものとし、後任の理事が選任されるまでの間、なお職務を行う義務があることを定めること。

⑤ 理事のうち、同一の親族（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者）、特定の企業の関係者（役員、使用人、大株主等）、所管する官庁の出身者（所管する官庁において常勤の職員として職務に従事した者とする。ただし、専ら教育、研究、医療に従事した者及び当該官庁における勤務が一時的（原則として、任期の定めのある場合は1期、任期の定めのない場合は3年程度以下）であった者は除く。）が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1以下とすること。

また、同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1以下とすること。

⑥ 常勤の理事の報酬及び退職金等は、当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて不当に高額に過ぎないものとする。

⑦ 理事会については、理事の多数の意思が適正に反映されるように、その成立要件及び議決要件等を定めること。

(2) 監事

① 監事は、法人の会計、財産、理事の業務執行等の状況を監査するために重要な機関であることから、必ず1名以上置くこと。

② 監事は理事を兼ねないこと。

③ 監事に関し、前記(1)－②～④、⑥を準用すること。

(3) 社団法人の総会

① 社団法人の総会については、社員の多数の意思が適正に反映されるように、その成立要件及び議決要件等を定めること。

② 社員が多数又は全国に散在する等の場合であっても、社員の意思が正当に反映されるような措置をとること。

(4) 評議員及び評議員会

① 財団法人には、原則として、評議員を置き、また、理事及び監事の選任機関並びに当該法人の重要事項の諮問機関として評議員会を置くこと。

② 評議員は、理事会で選任すること。

③ 評議員は、原則として理事又は監事を兼ねないこと。やむを得ず評議員が理事を兼ねる場合においても、その割合は、評議員会を実質的に支配するに至らない程度にとどめること。

④ 評議員及び評議員会に関し、前記(1)－①、③、④、⑦を準用するとともに、同一の親族、特定の企業、所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が占める割合は、評議員会を実質的に支配するに至らない程度にとどめること。

(5) 事務局及び職員

当該法人の事務を処理するため、事業の規模、内容等を考慮して事務局を設置し、所要の職員（可能な限り常勤職員）を置くこと。

5. 財務及び会計

公益法人は、設立目的の達成等のため、健全な事業活動を継続するために必要な確固とした財政的基礎を有するとともに、適切な会計処理がなされなければならない。したがって、その財務及び会計については、以下の事項に適合させるよう適切に処理しなければならない。

(1) 原則として公益法人会計基準に従い、適切な会計処理を行うこと。

(2) 社団法人にあっては、設立目的の達成に必要な事業活動を遂行するための会費収入及び財産の運用収入等があること。

(3) 財団法人にあっては、設立目的の達成に必要な事業活動を遂行するための設立当初の寄附財産の運用収入及び恒常的な賛助金収入等があること。

- (4) 基本財産の管理運用は、寄附者が寄附する際にその管理運用方法を指定した場合を除き、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値が生ずる方法で行うこと。
- (5) 運用財産の管理運用は、当該法人の健全な運営に必要な資産（現金、建物等）を除き、元本が回収できる可能性が高くかつなるべく高い運用益が得られる方法で行うこと。
- (6) 公益法人が長期借入（返済期限が1年以上の借入をいう。）を行う場合にあっては、確実な返済計画を策定する等公益活動に支障をもたらすことのないよう十分留意するとともに、収支予算書に明記し、理事会及び総会の承認を得る等の措置をとるとともに、所管官庁への届出等を行うこと。
- (7) いわゆる「内部留保」については、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とすること。
 なお、ここでいう「内部留保」とは、総資産額から、次の項目等を除いたものとする。
 - ① 財団法人における基本財産
 - ② 公益事業を実施するために有している基金
 - ③ 法人の運営に不可欠な固定資産
 - ④ 将来の特定の支払いに充てる引当資産等
 - ⑤ 負債相当額
- (8) 管理費の総支出額に占める割合は過大なものとならないようにし、可能な限り2分の1以下とすること。また、人件費の管理費に占める割合についても、過大なものとならないようにすること。

6. 株式の保有等

- (1) 公益法人は、原則として、以下の場合を除き、営利企業の株式保有等を行ってはならない。
 - ① 上記5-(5)における財産の管理運用である場合。ただし、公開市場を通じる等ポートフォリオ運用であることが明らかな場合に限る。
 - ② 財団法人において、基本財産として寄附された場合
- (2) 上記(1)により株式を保有する場合であっても、当該営利企業の全株式の2分の1を超える株式の保有を行ってはならない。
- (3) 上記(1)の理由により株式保有等を行っている場合（全株式の20%以上を保有している場合に限る。）については、毎事業年度の事業報告書に当該営利企業の概要を記載すること。

7. 情報公開

- (1) 公益法人は、次の業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に備えて置き、原則として、一般の閲覧に供すること。
 - ① 定款又は寄附行為
 - ② 役員名簿
 - ③ （社団法人の場合）社員名簿
 - ④ 事業報告書
 - ⑤ 収支計算書
 - ⑥ 正味財産増減計算書
 - ⑦ 貸借対照表
 - ⑧ 財産目録
 - ⑨ 事業計画書
 - ⑩ 収支予算書
- (2) 所管官庁においては、(1)に規定する資料を備えて置き、これらについて閲覧の請求があった場合には、原則として、これを閲覧させるものとする。

8. 経過措置等

(1) 所管官庁は、本基準に適合しない公益法人に対しては、原則として3年以内に本基準に適合するように指導する。

ただし、既に設立されている法人で、法人格を取得する手段が民法第34条によることに限られたため、公益法人となっている業界団体等に関しては、真にやむを得ない事項については、法人に関する抜本的法改革を待って対応することとする。それまでの間は、所管官庁においては、当該業界関係者又は所管する官庁の出身者以外の者を、可及的速やかに監事とすることにより、公正さを担保するとともに、それぞれの定款等により定められた業務を適切に行うよう強力に指導するものとする。

(2) 本基準6の株式の保有等において認められている理由以外の理由により、現在株式の保有等を行っている公益法人は、原則として、平成11年9月末までにこれを処分すること。

(3) 仮に、上記(2)で定められた期限までに処分ができない場合であっても、その後も処分するための努力を続けること。

(4) 現に株式保有等を行っている公益法人で、必要な努力を行ったにもかかわらず処分が困難な株式等を保有しているものの取扱については、原則禁止のもと、更に検討する。

その際、処分が困難な株式等を保有しているものについては、当該公益法人の名称、保有している株式等、保有している理由等を、毎年度「公益法人に関する年次報告」に記載することにより、その実態を明らかにする。

また、各公益法人においても、その毎事業年度の事業報告書に当該営利企業の概要を記載すること。

(5) 本基準7の情報公開については、平成10年1月以降に始まる新事業年度から本基準に適合した形で情報公開を行うこと。

(6) 2-(3)のうち「営利法人等への転換」については、関係省庁において検討がなされ、必要な制度が整った後に実施されるものとする。

(7) 所管官庁は、「「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」の一部改正について」（平成18年8月15日閣議決定）による改正時において、所管する官庁の出身者が占める割合を理事現在数の3分の1以下とする基準に適合しないこととなる公益法人に対し、現職理事の任期等に配慮しつつ、原則2年以内のできるだけ早い時期に本基準に適合するよう強力に指導するものとする。評議員についても同様とする。

(別紙2)

公益法人に対する検査等の委託等に関する基準

1. 検査等の公益法人への委託等

各官庁が、不特定又は多数の者に対する検査・認定・資格付与等（以下「検査等」という。）の事務を公益法人に委託等を行う場合、以下の要件がすべて整っていることを要するものとする。

- (1) 委託等を行う事務の基本的内容及び事務の委託等を行うことのできる公益法人の基準が法律で定められていること。
- (2) 検査等の基準が客観的に明確であり、委託等を受ける公益法人の裁量の余地がないこと。
- (3) 委託等を受ける公益法人は、法律又はこれに基づく政令（当面の間、法律に基づく省令を含む。）（以下「法令」という。）によって指定されていること。
- (4) 委託等された事務に関わる公益法人の役職員については、公務員に準じた規律に服することが定められていること。
- (5) 委託等を行う官庁の出身者と委託等された検査等に関わる業界の関係者の合計が、理事現在数の2分の1を上回らないこと。
- (6) 検査料・認定料・資格登録料等の料金については、委託等を行う官庁が決定すること。

2. 検査等の推薦等

各官庁が、特に公益法人が独自に行っている検査等の推薦・認定等（以下「推薦等」という。）を行う必要がある場合、以下の要件がすべて整っていることを要するものとする。

- (1) 推薦等が法令に基づくものであること。
- (2) 推薦等を行う制度の内容及び検査等の基準が客観的に明確となっていること
- (3) 推薦等された検査等及びこれを行う公益法人は、法令によって指定されていること。
- (4) 推薦等された検査等の事務に関わる公益法人の役職員については、その検査等を適正に行うために必要な職務規定が定められていること。
- (5) 推薦等された検査等が公正に行われることを担保するために、その検査等を行う公益法人が必要な措置をとっており、その措置が明らかになっていること。
- (6) 推薦等された検査等の料金については、当該公益法人が過大な収益を得るようなものではないこと。

3. 行政の関与等

- (1) 公益法人が行う検査等に対して各官庁が関与を行うものは、上記1. 又は2. の要件を満たすものに限るものとする。
- (2) 上記1. 又は2. の要件が満たされていないものについては、行政が関与していると認識されるような表現を公益法人が使用することを禁止する。
- (3) 上記1. 又は2. の要件が満たされていないものについては、各官庁及び特殊法人等が、公益法人が行っている検査等の結果を、融資や許認可等の際の条件とすることを禁止する。

4. 経過措置

各官庁は、上記1. ～3. について必要な措置を、平成12年度末までに行うものとする。

資料

3

「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」について

平成8年12月19日
 公益法人等の指導監督等に関する
 関係閣僚会議幹事会申合せ
 最終改正〃18年8月15日

公益法人の設立許可及び指導監督については、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定）に基づき実施されているものであるが、本基準の運用に当たっての具体的、統一的な指針として、別紙のとおり「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」を申し合わせる。

各官庁においては、本指針に基づき、整合性、統一性をとりつつ、公益法人の設立許可及び指導監督を一層適正に行うものとする。また、本指針に触れていないものについても、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」の趣旨に従い、各公益法人が行う事業の健全性・継続性を十分考慮しつつ、公益法人に対する指導監督等を行うものとする。

（別紙）

公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針

（基準）

1. 目的

公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とするものでなければならず、次のようなものは、公益法人として適当でない。

- (1) 同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主たる目的とするもの
- (2) 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主たる目的とするもの
- (3) 後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの

（運用指針）

(1) 公益性について厳密に定義づけることは困難であるため、本基準においては、十分な公益性が認められないものを例示している。

本文中、公益性の一応の定義として「不特定多数の者の利益」と規定しているが、これは厳密に不特定かつ多数の者の利益でなくてはならないとの意味ではなく、受益対象者が当該公益法人の構成員等特定の者に限定されている事業を主目的とするものは、公益法人としては不適當という意味である。

(2) 公益法人は、本文(1)、(2)については、これを従たる目的とすることは認められるが、本文(3)については、これを従たる目的とすることも認められない。

(3) 本文(2)については、法人の構成員となること自体は特定の者に限定されていても、不特定多数の者の利益を実現することを目的としている限りにおいては、公益法人として認められる。ただし、そのような場合であっても、本基準4. の理事の構成等の要件を満たす必要がある。

(4) 本基準については、既存の公益法人にも適用される。したがって、既存の公益法人であって、本基準からすると、公益法人の目的として適当でないものを目的とするもの（例えば、本文(1)～(3)に該当するものを目的としているもの）に対しては、各官庁が本基準に適合するよう指導することとなる。ただし、既存の公益法人の中で、本基準に適合するよう目的に変更することが不可能な場合には、本基準8. 経過措置に示した要件を満たすことにより、当面その存在は認められる。

(基準)

2. 事業

(1) 公益法人の事業（付随的に行う収益を目的とする事業を除く。）は、次の事項のすべてに適合していなければならない。また、これらの事項に適合する事業の規模は、可能な限り総支出額の2分の1以上であるようにする。

- ① 当該法人の目的に照らし、適切な内容の事業であること。
- ② 事業内容が、定款又は寄附行為上具体的に明確にされていること。
- ③ 営利企業として行うことが適当と認められる性格、内容の事業を主とするものでないこと。

(運用指針)

- (1) 公益法人の行う公益活動は、教育、芸術、環境保護、福祉、国際関係など極めて多岐にわたっている。公益法人の行う事業の範囲及び種類は、定款又は寄附行為に示されているところであるが、定款又は寄附行為に列挙されている事業すべてが、公益法人が本来行うべき事業として適切なものではなく、特定の者の福利厚生等共益的な性格の事業や付随的な収益事業が含まれていることがある。しかしながら、特定の者の福利厚生等共益的な性格の事業は、公益法人の主たる目的として行うことは適当でない（本基準1. 参照）。また、付随的な収益事業は、公益法人本来の事業ではない。
- (2) 社会、経済の変化、法人の成熟等に応じ、目的を達成するため、新たな事業を行う必要が生じる場合も考えられる。判例によれば、公益法人の場合には行為能力の範囲を営利法人の場合よりも厳格に解し、定款又は寄附行為に具体的に示された事業以外の事業を行ってはならないこととされている。また、法人がその目的以外の事業を行った場合は、設立許可取消の原因にもなる（民法第71条）。したがって、既存の公益法人が、新しい事業を行おうとする場合には、当該事業が目的の範囲内のものかどうかを確認し、必要に応じて定款又は寄附行為に新しい事業を追加するよう指導する必要がある。
- (3) 本文(1)-①～③を満たすような事業の割合は、公益法人の趣旨から、大きければ大きいほどよいが、管理費等運営に必要な経費の面から一定の制約がある。
- 公益法人の当期支出合計額は、収支計算書において公益事業費のほか、管理費、固定資産購入支出、収益事業費等に区分され、総収入額との差額は、次年度に繰り越される。このうち、管理費は、事務所の維持管理費、（管理部門の）役員及び職員の報酬、給与等法人の内部に還元される性格の強い支出であることから、できる限り抑制する必要がある。また、基本財産以外の固定資産の購入のための支出も、本文(1)-①～③を満たす事業に対する支出が不十分である場合には、抑制されるべきである。
- したがって、公益法人の事業として適切と考えられる本文(1)-①～③のような事業の規模は、管理費が公益事業の実施に不可欠な場合を除いて、可能な限り総支出額（支出合計額+次期繰越収支差額。以下同じ。）の2分の1以上である必要がある（なお、この例外と考えられるものとしては、基本財産充実のための一時的な支出があった場合等が考えられる。）。
- (4) 本文(1)-①～③を満たす事業の規模が総支出額の2分の1未満の公益法人については、当該法人の実態を踏まえつつ、このような事業を拡大（又は、このような事業以外への支出を削減）するように指導
- (5) 本文(1)-②について、「事業内容が・・・具体的に明確にされていること。」とは、主たる、あるいは近い将来行うことが予定されている事業内容が具体的に明確にされていることという意味であり、当該法人が行う事業が細部にわたって全て網羅されている必要はない。
- (6) 本文(1)-③について、社会通念上、営利企業として行うことが適当と考えられる性格、内容の事業を主とすることは公益法人として妥当ではない。

(基準)

(2) 事業内容が、社会経済情勢の変化により、営利企業の事業と競合し、又は競合しうる状況となっている場合には、公益法人としてふさわしいと認められる事業内容への改善等に向けて次の措置を講ずる。

- ① 事業の運営等について、対価を引き下げ、不特定多数の者を対象とする等により公益性を高めること。
- ② 新たに公益性の高い事業を付加すること。

(3) 上記(2)の措置が講じられない場合においては、営利法人等への転換を行うこと。

(4) 「営利法人等への転換」に係る必要な制度が整った後、所管官庁が上記(3)について監督上の措置を行い、その後3年以内に必要な措置がとられない場合は、設立許可の取消を含め対処する。

(運用指針)

(1) 「公益」の内容については、時代とともに変化するものと考えられる。したがって、公益法人の設立当時とは公益目的として社会的に評価されていた事業でも、社会経済情勢の変化により、そのような事業が営利企業の事業として成立するものとなり、営利企業による同種の事業が著しく普及したり、また、営利企業の事業として成立するものと考えられるため、多くの営利企業がその事業への参入を求めている状況になることがある。このような場合においては、公益法人の事業内容が、営利企業の事業と競合、又は競合しうる状況となっていると考えられる。

(2) 公益法人の目的事業が営利事業と競合等している場合には、

- ① 目的は公益的であるが、事業の種類、内容、実施方法等が営利事業と競合等する状況になっている場合
 - ② 目的そのものが公益目的と評価されなくなった場合
- の2種類があると考えられる。

(3) 本運用指針(2)-1)の場合には、事業の運営等に当たり、(対価を伴う公益事業の場合においては)対価を引き下げたり、サービスの内容を社会的な弱者に有利な方向に変える等により、当該事業の公益性を高める必要がある。なお、対価の引下げについては、その事業の受益対象を拡大するためのものであり、かつ営利企業と不公正な価格競争を引き起こすものであってはならない。

(4) 本運用指針(2)-2)の場合には、公益性の向上は困難であり、社団法人においては、目的を変更するか新たな公益性の高い事業を付加する必要がある、また財団法人においては、公益法人としての任務が終了したと見なすべきである。

(5) 本文(2)の措置が講じられない場合には、所管官庁は、営利法人、組合等の他の法人格等への転換を行うよう指導する。この営利法人等への転換は、「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」(平成10年12月4日公益法人等の指導監督に関する関係閣僚会議幹事会申合せ)によるものとする。

(6) 所管官庁が本文(3)について必要な措置を行い、その後3年以内に営利法人等への転換がなされない場合には、所管官庁は設立許可の取消を含め対処するものとする。

(7) 公益法人の事業内容が営利企業の事業と競合等する場合の所管官庁の対応としては、自主的な解散を指導することも考えられる。このような指導は、本文(2)~(4)の各時点に関わらず、行えるものとする。

(基準)

(5) 対価を伴う公益事業については、対価の引下げ、対象の拡大等により収入、支出の均衡を図り、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益を生じないようにすること。

(運用指針)

- (1) 公益法人の運営は、社団法人であれば会費収入、財団法人であれば基本財産からの財産運用収入により賄われることが望ましい。しかしながら、物価水準や金利等の社会経済情勢の変化や、会員数の増減等の法人に関する状況の変化に伴い、このような収入だけでは公益事業を継続して行うことが困難となる場合がある。
- (2) このような場合があることを考えると、公益法人が行う本来の公益事業についても、受益者に対して公益事業に要する費用の負担を求めることもやむを得ない。しかしながら、受益者に対して対価を求める場合であっても、その事業の収入、支出は均衡することが望ましく、仮に利益が生じる場合であっても、当該法人の健全な運営に必要な額にとどめなければならない。
- (3) 仮に、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益が生じている場合には、対価の引下げ、受益対象の拡大等を図ることにより、収入、支出の均衡を図らねばならない。

(基準)

(6) 公益法人が収益事業（付随的に収益を目的として行う事業をいう。以下同じ。）を行う場合にあっては、当該事業は次の事項のすべてに適合していなければならない。
また、公益事業の推進に資するものでなくてはならない。

- ① 規模
収益事業の支出規模は、公益事業の適正な発展のため、主として公益事業費を賄うのに必要な程度でかつ当該公益法人の実態から見て適正なものとし、可能な限り総支出額の2分の1以下にとどめること。
- ② 業種
収益事業の業種としては、公益法人としての社会的信用を傷つけるものではないこと。
- ③ 利益の使用
収益事業の利益は、当該法人の健全な運営のための資金等に必要な額を除き公益事業のために使用することとし、公益事業のために使用する額は可能な限り利益の2分の1以上とすること。

(運用指針)

- (1) 公益法人は、その制度の趣旨から、公益活動を積極的に行わなければならないが、法人の健全な運営を維持し、十分な公益活動を行うための収入も確保する必要がある。この収入を確保する一つの方法として、収益事業を行うことが考えられる。
- (2) 法人税法施行令第5条第1項においては、公益目的、付随的目的の如何にかかわらず、収益事業として33業種が定められているが、本基準で示している収益事業とは、収益を目的として付随的に行う事業である。したがって、両者の概念は同一のものではない。
- (3) 付随的に行う収益事業については、そもそも法人の目的以外の事業であり、行ってはならないとする

考えもあるが、公益法人の目的を実現するための事業という趣旨を広く解釈すれば、法人運営の実態から見て、あくまで付随的な活動として行うことは認められている（法務省における有権解釈昭和 35 年 10 月 7 日付民事甲第 2531 号）ところである。

- (4) ただし、公益法人は、公益を目的として主務官庁から設立許可されているものであり、またそれ故一定の社会的信用を得るとともに、税制面等で種々の優遇措置が講ぜられるものであることから、おのずからその範囲には制約がある。

また、収益事業を行う場合には、事業計画書に明らかにするとともに、区分経理を行い、その事業による支出、収入を明確にする必要がある。

- ① 公益法人の行う収益事業については、公益目的を実現するための付随的な活動として認められるものであるから、その規模は過大なものであってはならず、その支出規模は可能な限り総支出額の 2 分の 1 以下にとどめるべきである。

これは、公益法人の実態から見て、収益事業に比重がかかりすぎれば、公益事業の実施に必要な財産、資金、要員、施設等を圧迫するおそれがあり、更に収益事業経営が悪化すれば、公益法人の運営自体が困難になる危険性をはらんでいるためである。

また、収益事業はあくまで付随的な事業であるが、それに対する支出規模が総支出額の 2 分の 1 を超えている場合には、もはや付随的な事業と考えることは困難なものと思われる。

したがって、長期の借入を行ってまで収益事業を行うことは適当でなく、長期的投資よりも利益率の低い収益事業を行うことも好ましくない。また、収益事業として行っている事業が恒常的に赤字となる場合には、その事業を中止すべきである。

- ② 収益事業の業種については、公益法人としての社会的信用を損なうものであってはならない。これは、付随的に行う収益事業であっても、公益法人が社会的信用を損なう事業を行った場合には、公益法人全体の社会的信用を傷つけ、公益活動を行う上で大きな障害となるおそれがあるためである。

また、将来の公益活動を阻害するおそれがあるため、リスクの大きい収益事業を行ってはならない。

収益事業の業種として適当でないものとしては、次のようなものがある。

- i) 風俗関連営業
- ii) 高利の融資事業
- iii) 経営が投機的に行われる事業

- ③ 収益事業からの収入については、当該法人の健全な運営のための資金等に必要な額を除き、公益事業のために積極的に用いられなければならない。

公益法人が収益事業を行うことが認められるのは、あくまで公益目的を実現するための手段であるから、収益事業からの利益の大部分を収益事業の拡張のために投資したり、収益事業活動の一環として運用することは適当ではない。また、収益事業からの利益は、法人の健全な運営に必要な額以上を管理費や資産拡大のために充当すべきではなく、公益事業のために積極的に用いる必要があり、公益事業のために使用する額は可能な限り 2 分の 1 以上とする必要がある。

ところで、収益事業は通常、特別会計とし、その利益は収益事業のために用いられる部分を除き、一般会計への繰入金として移替えられるが、この額のうちどの程度が公益事業に用いられたかを判断するのは困難である。したがって、例えば、前年度と比較して収益事業の利益の増加があった場合、その増加額に見合って公益事業費が拡大しているか、あるいは公益事業用の資産に変えられているか等の諸事情を見て、公益事業のために用いられているかどうかを判断する必要がある。

- ④ このほか、収益事業が公益事業を阻害することがないように、収益事業の実態に応じ、適切な指導を行う必要がある。

(基準)**3. 名称**

公益法人の名称は、法人の目的及び実態を適切に表現した社会通念上妥当なものでなければならず、次のような名称は適当でない。

- (1) 国又は地方公共団体の機関等と誤認させるおそれのある名称
- (2) 既存の法人又はその附属機関と誤認させるおそれのある名称
- (3) 当該法人の活動範囲とかけはなれた名称

(運用指針)

- (1) 本文(1)について、国又は地方公共団体の機関等とは、国又は地方公共団体が設置する研究所、試験所等の施設、公社・公団等の特殊法人、国又は地方公共団体が主体となって設立した公益法人、その他国又は地方公共団体と密接不可分の関係にあるものをいう。したがって、およそ国又は地方公共団体等と何等の関係のない公益法人に「〇〇公社(公団)」等の名称をつけることは適当でない。
- (2) 既存の法人の中で、本文で示したような誤認が生じるおそれのある名称の法人が存在する場合には、そのような誤認が生じることのないよう、所管官庁は必要な指導を行うものとする。

(基準)**4. 機関**

公益法人の機関は、当該法人の健全かつ継続的な管理運営を可能とするとの観点から、少なくとも次の事項に適合していなければならない。

(1) 理事及び理事会

- ① 理事の定数は、法人の事業規模、事業内容等法人の実態からみて適正な数とし、上限と下限の幅が大きすぎないこと。
- ② 社団法人の理事は、総会で選任すること。
財団法人の理事は、原則として評議員会で選任すること。
- ③ 理事の任期は、原則として2年を基準とすること。
- ④ 理事の任期の満了又は辞任に伴う後任理事の選任については、速やかに行うものとし、後任の理事が選任されるまでの間、なお職務を行う義務があることを定めること
- ⑤ 理事のうち、同一の親族(3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者)、特定の企業の関係者(役員、使用人、大株主等)、所管する官庁の出身者(所管する官庁において常勤の職員として職務に従事した者とする。ただし、専ら教育、研究、医療に従事した者及び当該官庁における勤務が一時的(原則として、任期の定めのある場合は1期、任期の定めのない場合は3年程度以下)であった者は除く。)が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1以下とすること。
また、同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1以下とすること。
- ⑥ 常勤の理事の報酬及び退職金等は、当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて不当に高額に過ぎないものとする。
- ⑦ 理事会については、理事の多数の意思が適正に反映されるように、その成立要件及び議決要件等を定めること。

（運用指針）

（１）理事は、民法上の代表機関であり、また、事業及び管理事務等の業務の執行機関であると定められている。更に、理事の業務は、定款、寄附行為、社員総会等で定められた法人の事業及び管理事務すべてに及び。また、理事会は、理事の意思決定を行い、法人としての意思統一を行う重要な場である。したがって、理事の定数、任期、構成、報酬、理事会の成立要件及び議決要件は、業務の執行が公正に行われるよう適切に定める必要がある。

なお、必要に応じて会長、理事長、専務理事、常務理事等を置き、定款、寄附行為の定めにより総会や理事会の決定によって代表権、職務権限を明確にする等により適切な執行体制を確保することも必要である。

理事の選任等については、以下に示す方法によることとし、現在他の方法によっている法人に対しては、この趣旨に沿うように定款・寄附行為を変更する等の指導を行う必要がある。

（２）理事の定数

理事の定数は、法人の事業規模から見て余りに少数であれば、法人の適正な運営を確保することが困難になるおそれがある。一方、余りに多数であれば、理事会の運営が法人にとって負担になる。いずれの場合においても、理事会の機能が形骸化し、特定の理事の専横を招くおそれがある。また、事業内容によっては、理事の間で職務の分担が必要であったり、一定の有識者等を理事に加える等の配慮が必要な場合もある。このため、理事の定数は法人の事業規模、内容等に応じ、また同種の公益法人の例等から判断して適切な数とする必要がある。

また、理事の定数に関する定款、寄附行為等における規定については、その上限と下限が余り開きすぎていたり、成立要件及び議決要件がその時々で変わる等、理事会の運営上支障をもたらすおそれがあるので適当ではない。

〔適当な例〕 6人以上 10人以内 25人以上 30人以内

（３）理事の選任

理事の選任を、理事会が行う場合には、公正さを確保できなくなる可能性があるため、理事会を牽制する機能を有する第三者的機関が行うこととする必要がある。このため、社団法人では総会、財団法人では原則として評議員会が理事の選任を行う（「原則として」の例外としては、公正な第三者機関の承認を得る等、理事選任の公正さが他の方法により確保されている場合等が考えられる。）ようにすべきである。

（４）理事の任期

理事の業務運営の適正を確保するためには、任期を設けて選任機関に信・不信任の機会を与える必要がある。理事の任期については、長すぎる場合は、特定者との利害関係が深まりがちであることに加え、第三者的機関の不断のチェックを免れ、理事会の独善を招くおそれがある。一方、短すぎる場合は、業務運営の安定性を保てなくなるおそれがある。そこで、理事の任期は原則として2年を基準とすべきである。

なお、理事の任期の満了及び辞任後に直ちに後任が選任されずに職務の遂行が中断し、法人の運営に支障が生ずるのを避けるため、後任の理事が選任されるまでの間、前任の理事は、なお職務を行う義務がある旨についても定めておく必要があると考えられる。

（５）理事の構成

理事のうち、同一の親族（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者）、特定の企業の関係者（役員、使用人、大株主等）が、理事会を実質的に支配しうる程度の大きな役割を占めている場合には、法人の運営がこれらの者の利益、又はこれらの者と関係を有する特定の団体等の利益のために行われるおそれがある。そこで、このような特別の関係にある者の数は、理事会を実質的に支配できないと

予想される程度にとどめる必要があるため、それぞれ理事現在数の3分の1以下とする必要がある。

所管する官庁の出身者についても、これらの者が公益法人の理事の多数を占めることにより、当該公益法人が所管する官庁と一体となって活動し、実質的な行政機関として機能するおそれがあるため、一定の割合以下にとどめる必要がある。

所管する官庁の出身者については、官庁の組織変更があった場合には、変更前の官庁組織等の状況も考慮する。複数の官庁の共管の法人の場合は、共管している官庁の出身者の合計が理事現在数の3分の1以下としなければならない。なお、現職公務員については、公益法人に対する指導監督等を行うという本来の職務を考えると、公益法人の理事に就任することは望ましくないが、仮に就任している場合は、これを「官庁の出身者」に含めて考えるものとする。

また、同一の業界の関係者が理事の多数を占めている場合には、そのような法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現ではなく、その業界のみの利益や親睦を目指すものとなるおそれがあることから、同一の業界の関係者が理事現在数の2分の1以下とする必要がある。

ここでいう「同一の業界の関係者」は、同一の産業に属する、継続して商業、工業、金融業その他の事業を行う者を指す（個人事業主を含む。）。同一の産業が否かについては、日本標準産業分類における中分類を一つの参考資料とし、それぞれの実態を踏まえ、所管官庁が判断する。なお、企業等を退職した者についても、退職後10年未満の間に理事に就任した場合には、当該企業が属する業界の関係者に含まれる。

公務員出身者については、原則として業界の関係者には含まれない。また、公益法人等の業務に専ら従事する役職員が当該法人以外の公益法人の理事に就任する場合については、それらの法人等の行う事業によりその属する産業を定めるものとし、非常勤等の公益法人等の役員については、原則として本来行っている事業等により判断するものとする。なお、大学教授等（研究、教育のみに従事している場合に限る。）については、学識者として理事に任命される限りにおいては、業界の関係者には含まれないものとする。

（6）理事の報酬

常勤の理事の報酬が、当該公益法人の資産、収支の状況から見てあまり多額になると、公益法人として行うことの許されない利益配分と見られるおそれがあり、公益事業を圧迫する可能性もある。また、公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目指すものであるため、税制上の優遇を受けているものであり、そのような法人に属する理事の報酬が、社会的批判を受けるような高額なものであってはならない。したがって、常勤の理事の報酬の単価及びその合計額は、このような事態を招くような不当に高額又は多額なものであってはならない。

なお、非常勤理事に対して旅費、日当等何らかの報酬が支払われる場合も同様である。

（7）理事会

理事会は、理事が協議し、法人としての意思を決定する場として非常に重要な役割を有するため、その成立要件及び議決要件は、理事多数の意思が適切に反映されるものでなければならない。これらは、議決する案件の種類等に応じたものである必要があり、一律とする必要はないが、特に定款又は寄附行為に定める事項を除き、最低でも過半数以上とする必要がある。

また、理事会の招集権は、会長又は理事長等に委ねられていることも多いが、これらの者の独断で、理事会が適切に招集されないおそれもあるため、理事会の招集権者が会議を招集しない場合又は欠けた場合（職務を遂行できない場合も含む。）には、一定人数以上の理事から会議開催の請求があったときは、招集権者又はその代行者が会議を招集しなければならないこととする必要がある。

なお、理事の人数が多く全国に散在している等のため理事会の頻繁な開催が困難な場合には、特定の理事による常任理事会を設置して、理事会の議決事項を審議させること又は定款の変更、解散、収支予算、決算報告、役員等の変更等の最重要事項を除く経常的な事項を処理させることも可能と考えられる。

(基準)**(2) 監事**

- ① 監事は、法人の会計、財産、理事の業務執行等の状況を監査するために重要な機関であることから、必ず1名以上置くこと。
- ② 監事は理事を兼ねないこと。
- ③ 監事に関し、前記(1)-②~④、⑥を準用すること。

(運用指針)

監事は民法上任意に置けることとされているが、法人の業務、財産の運用、会計の処理等の監査を行うことにより、法人の業務の適正化を図るために重要な機関であることから、必ず置くようにすべきである。

この場合、監事は、客観的な立場で、法人の業務執行状況等の状況を監査する必要があるため、理事を兼ねることは許されず、また、原則として総会、評議員会等の第三者的な機関で選任されることを要する（「原則として」の例外として、財団法人において、公正な第三者の承認を得る等、監事選任の公正さが他の方法により確保されている場合等が考えられる。）。

また、理事の場合と同様の理由から、任期は原則として2年を基準とし、その報酬及び退職金等は、当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて不当に高額なものであってはならないものとする必要がある。

(基準)**(3) 社団法人の総会**

- ① 社団法人の総会については、社員の多数の意思が適正に反映されるように、その成立要件及び議決要件等を定めること。
- ② 社員が多数又は全国に散在する等の場合であっても、社員の意思が正当に反映されるような措置をとること。

(運用指針)

(1) 社団法人は、社員によって構成される人的結合体であるから、社員は社団法人の基礎であり、その社員の総意を反映する場である社員総会は、社団法人の最高意思決定機関（民法第53条、63条）として最も重要な機関である。このため、定款の変更、解散、理事の選任のほか、予算・決算等の重要事項が、民法又は監督規則等により総会の決議事項とされており、総会は、理事等の執行機関をチェックするとともに、法人の基本的な運営方針を確立する役割を担っている。

(2) そのため、総会については、社員の多数の意思が適切に反映されるように、成立要件、議決要件を適正に定め、その厳正な運営を行う必要がある。したがって、仮に社員が多数又は全国に散在する等事実上社員全員が出席しての総会が事実上困難な場合においても、出席できない社員の意思が正当に反映されるような措置をとる必要がある。

(3) 社員総会成立のための定足数及び議決数については民法上規定がなく、法人の事情、議決案件の種類等に応じて定款に自由に規定することができるが、最低でも過半数以上とする必要がある。ただし、定款の変更又は法人の解散の場合は、定款に定めのない限り議決数は4分の3以上でなければならない（民法第38条、69条）。

(基準)

(4) 評議員及び評議員会

- ① 財団法人には、原則として、評議員を置き、また、理事及び監事の選任機関並びに当該法人の重要事項の諮問機関として評議員会を置くこと。
- ② 評議員は、理事会で選任すること。
- ③ 評議員は、原則として理事又は監事を兼ねないこと。やむを得ず評議員が理事を兼ねる場合においても、その割合は、評議員会を実質的に支配するに至らない程度にとどめること。
- ④ 評議員及び評議員会に関し、前記(1)-①、③、④、⑦を準用するとともに、同一の親族、特定の企業、所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が占める割合は、評議員会を実質的に支配するに至らない程度にとどめること。

(運用指針)

(1) 財団法人は、社団法人と異なり、意思決定機関である社員総会を持たないため、理事の職務権限が大きく、事業運営上、独断専行が生じやすい。そこで、民法上規定がないが、財団法人に理事等の執行機関を客観的立場から牽制し、業務執行の公正、法人運営の適正を図る機関として評議員及び評議員会を設置する必要がある。

評議員会には、理事等の業務執行の適正化を図る役割を果たすため、理事の選任機能や重要事項の諮問機能を持たせる必要があるが、これに加え、理事の監督、重要事項の決定等を行わせることも可能である。

(2) 評議員会は、このように理事会から独立した機関として理事等の執行機関を牽制する役割が求められているため、評議員が理事又は監事を兼ねることは適当ではない。評議員が理事を兼ねなければならない特別の事情がある場合でも、評議員会を実質的に支配できない程度の割合にとどめる必要がある。

また、評議員会と理事会の相互牽制の観点から、評議員は理事会で選任することとする必要がある。

(3) 評議員の定数については、理事と同様、法人の事業規模、内容等から見て適切なものにする必要があるが、理事会を牽制する役割からみて、理事と同数程度以上であることが好ましい。

(4) 評議員の任期については、理事の場合と同様の理由から、原則として2年を基準とする必要がある。また、同一の親族、特定の企業、所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者の評議員に占める割合は、それぞれ評議員会を実質的に支配できない程度（2分の1以内）にとどめることが必要である。

(基準)

(5) 事務局及び職員

当該法人の事務を処理するため、事業の規模、内容等を考慮して事務局を設置し、所要の職員（可能な限り常勤職員）を置くこと。

(運用指針)

(1) 公益法人の意思決定機関、又は業務の執行機関として理事及び理事会が置かれているが、業務の遂行に伴う日常的な事務を処理するため、事務局を設置することが必要である。

(2) 事務局は、当該法人の事業の規模、内容等から見て、これを実施するために必要な程度の組織及び職員（事務局長1名の外に可能な限り常勤職員）を有している必要があり、これらの事務処理を行うために必要な事務所等の施設、物品等を確保する必要がある。

(基準)

5. 財務及び会計

公益法人は、設立目的の達成等のため、健全な事業活動を継続するに必要な確固とした財政的基礎を有するとともに、適切な会計処理がなされなければならない。したがって、その財務及び会計については、以下の事項に適合させるよう適切に処理しなければならない。

(1) 原則として公益法人会計基準に従い、適切な会計処理を行うこと。

(運用指針)

- (1) 公益法人会計基準は、公益法人の健全かつ適切な会計処理の確保を目的として、昭和 52 年3月に公益法人監督事務連絡協議会の申合せとして設定され、その後、昭和 60 年9月に公益法人指導監督連絡会議決定による改正が行われ、公益法人が会計帳簿及び計算書類を作成するための基準として活用されてきたが、平成 16 年 10 月、公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議において改正が行われ、平成 18 年4月1日以後開始する事業年度からできるだけ速やかに実施するものとされた。
- (2) そこで、すべての公益法人において平成 18 年4月1日以後開始する事業年度からできるだけ速やかにこの会計基準を適用し、会計処理の適正を期すよう指導する必要がある。
- (3) この会計基準においては、内部管理事項（会計処理規程、会計帳簿、収支予算書及び収支計算書の作成並びに書類の保存）について特段の定めが置かれていないが、公益法人制度の抜本的改革が行われるまでの間については、引き続き上記書類の作成及び保存を行うものとする。

(基準)

(2) 社団法人にあっては、設立目的の達成に必要な事業活動を遂行するための会費収入及び財産の運用収入等があること。

(3) 財団法人にあっては、設立目的の達成に必要な事業活動を遂行するための設立当初の寄附財産の運用収入及び恒常的な賛助金収入等があること。

(運用指針)

- (1) 公益法人の財政的基礎は、社団法人にあっては会費に、財団法人にあっては寄附財産に置かれなければならないことを前提としており、これらによる相当程度の収入を有すべきである。
- (2) ただし、恒常的な賛助金等毎年安定して得られる収入がある場合は、これを含めた資金全体で、設立目的の達成に必要な事業活動ができるものと考えられる。

(基準)

(4) 基本財産の管理運用は、寄附者が寄附する際にその管理運用方法を指定した場合を除き、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値が生ずる方法で行うこと。

(運用指針)

- (1) 財団法人の基本財産は、財団法人の人格の基礎であり、公益活動を行うための収入の基本となる重要な財産であることから、その管理運用に当たっては、これが減少することは厳に避ける必要があるとともに、さらに、公益事業のために資する価値を生ずるように活用しなければならない。

(2) したがって、基本財産の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で行う必要があり、次のような財産又は方法で管理運用することは、原則として適当でない。

- ① 価値の変動が著しい財産—————株式、株式投資信託、金、外貨建債券等
- ② 客観的評価が困難な財産—————美術品、骨董品等
- ③ 減価する財産—————建築物、建造物等減価償却資産
- ④ 利子又は利用価値を生じない財産—————現金、当座預金、事務所用施設
- ⑤ 換金の容易な財産—————普通預金、預入期間の短い定期預金等の流動資産
- ⑥ 回収が困難になるおそれのある方法—————融資

(3) ただし、博物館の運営を事業とする法人等が、美術品、骨董品等の財産を保全する必要があることから、基本財産とする場合などは、好ましいものと考えられるなど、所管官庁が指導を行うに当たっては、当該公益法人の目的等も十分考慮する必要がある。

(基準)

(5) 運用財産の管理運用は、当該法人の健全な運営に必要な資産（現金、建物等）を除き、元本が回収できる可能性が高くかつなるべく高い運用益が得られる方法で行うこと。

(運用指針)

- (1) 基本財産以外の資産、すなわち、運用財産の管理運用に当たっても、安全、確実な方法で行うことが望ましい。しかしながら、その時々を経済・金融情勢にかんがみ、一定のリスクはあるが、高い運用益の得られる可能性のある方法で管理運用し、公益事業の安定的・積極的な遂行に資することが望まれる。そこで、運用財産のうち、日常的経費の支出に必要な現金、事務所用施設等、当該法人の当面の運営に必要な資産を除いては、元本が回収できる可能性が高くかつなるべく高い運用益が得られる方法で管理することが望ましい。
- (2) 運用財産については、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用も認められる。ただし、子会社の保有のための株式の保有等は認められないものであり、株式の取得は、公開市場を通してのもの等に限られる（株式の保有等については、本基準6. 参照）。
- (3) 公益法人の財産（基本財産、運用財産双方）については、価値の変動の激しい財産、客観的評価が困難な財産等価値の不安定な財産又は過大な負担付財産が財産の相当部分を占めないようにする必要がある。

(基準)

(6) 公益法人が長期借入（返済期限が1年以上の借入をいう。）を行う場合にあっては、確実な返済計画を策定する等公益活動に支障をもたらすことのないよう十分留意するとともに、収支予算書に明記し、理事会及び総会の承認を得る等の措置をとるとともに、所管官庁への届出等を行うこと。

(運用指針)

- (1) 公益法人が手持又は通常収入では賅えない支出を行う場合、資金の借入を行う必要がある。そのような借入には、一時的なつなぎ資金のための借入以外に、長期の借入（返済期限が1年以上の借入）を行う場合もあり得る。このような長期借入は、事業の拡張や経営の建て直し等、公益法人の運営上、重要な事態にかかることが多く、またその額の如何によっては、法人の命運を左右しかねないため、十分注意を払って行う必要がある。

(2) このため、公益法人が長期借入を行うに際しては、年度当初に収支予算書に明記し、理事会及び総会等の承認を得なければならないが、その際、

- ① 確実な返済計画はあるか
 - ② 借入先及び利息は適切か
 - ③ 長期借入金の使途及び額は適切か
 - ④ その他、公益活動に支障をもたらすものでないか
- 等について、十分な検討が必要と考えられる。

(3) 所管官庁においては、収支予算書に長期借入金収入が計上されている場合には、上記(2)①～④の事項について、十分な状況把握に努める必要がある。

また、当初予算に計上されておらず、年度途中に長期借入を行う必要が生じた場合や、当初予算に計上しているものであっても年度当初には、借入先、利率等借入の詳細が決定していない場合においても、所管官庁は、必要な資料の届出を受けること等により、当該法人の長期借入の状況把握に努める必要がある。

(基準)

(7) いわゆる「内部留保」については、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とすること。

なお、ここでいう「内部留保」とは、総資産額から、次の項目等を除いたものとする。

- ① 財団法人における基本財産
- ② 公益事業を実施するために有している基金
- ③ 法人の運営に不可欠な固定資産
- ④ 将来の特定の支払いに充てる引当資産等
- ⑤ 負債相当額

(運用指針)

(1) 公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とする、非営利の法人であり、本来単年度の収支において、大幅な黒字を有するものではない。しかしながら、物価水準や金利等の社会経済情勢の変化や、会員数の増減等の法人に関する状況の変化等を考慮すると、公益事業を適切、継続的に行うためには、ある程度のいわゆる「内部留保」を有することは必要である。

(2) しかしながら、公益法人は、その事業目的、非営利性等から税制上の優遇等が認められているものであり、有することができる「内部留保」についても、その規模は一定の範囲内にとどめるべきである。

公益法人の内部留保の水準としては、過去の収入の変動等を考慮しつつ、社会経済情勢の変化等が生じた場合であっても、当該法人が実施している公益事業を、当面支障なく実施できる程度にとどめることを目指すべきである。その水準は、当該法人の財務状況等によっても異なるものであり、一律に定めることは困難であるが、原則として、一事業年度における事業費、管理費及び当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費（資金運用等のための支出は含めない。）の合計額の30%程度以下であることが望ましい。

(3) 本文における「内部留保」とは、総資産額から、次の項目等を除いたものとする。

- ① 財団法人における基本財産
- ② 公益事業を実施するために有している基金（事業目的が限定的であり、容易に取り崩しができないものに限る。）

- ③ 法人の運営に不可欠な固定資産：法人事務所・事業所、土地、設備機器等
- ④ 将来の特定の支払いに充てる引当資産等：退職給与引当資産、減価償却引当資産等
- ⑤ 負債相当額（将来の支出が明瞭なものに限る。また、引当資産を有しているものは除く。）

なお、固定資産については、真に必要な水準に限られるべきであり、法人の事業内容、規模等から考えて不必要に広い法人事務所等は、これに該当しない。

また、引当資産についても、法人の運営上将来必要な特定の支払いに充てることが明瞭であり、かつその支払い等が可能な限り明確に予定されているものに限られるべきである。したがって、退職給与引当金の債務の額を超えて引当てられた退職給与引当資産等は、これに該当しない。

（基準）

(8) 管理費の総支出額に占める割合は過大なものとならないようにし、可能な限り2分の1以下とすること。また、人件費の管理費に占める割合についても、過大なものとならないようにすること。

（運用指針）

- (1) 管理費は、通常、理事会等の開催・運営のための経費等の事務費、（管理部門の）役員及び職員の報酬、給与等の人件費、賃貸料等事務所の維持管理費、光熱費からなり、公益法人の運営に必要な基礎的な経費である。しかし、結局は、公益法人の内部に還元される傾向の強い経費であることから、当期支出合計額に占める割合が過大になり、公益事業を圧迫するようなことがあってはならない。合理的な経営により、管理費を可能な限り総支出額の2分の1以下に抑え、これを超える場合には、管理費のうち、何が過大であるかを把握し、役職員の削減、事務所の見直し等により、経費の削減を図るよう、適切な指導を行う必要がある。
- (2) 管理費の最も大きな割合を占めるのが人件費と考えられるが、そのうち常勤の理事の報酬等については、本基準4. 機関において、当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて不当に高額に過ぎないものとするを定めているところであるが、職員の給与等についても過大なものとならないようにする必要がある。したがって、給与等の妥当性、管理部門と事業部門との適正な人員の配置等により、管理費のほとんどを人件費が占めるようなことのないようにする必要がある。

（基準）

6. 株式の保有等

- (1) 公益法人は、原則として、以下の場合を除き、営利企業の株式保有等を行ってはならない。
 - ① 上記5-(5)における財産の管理運用である場合。ただし、公開市場を通じる等ポートフォリオ運用であることが明らかな場合に限る。
 - ② 財団法人において、基本財産として寄附された場合
- (2) 上記(1)により株式を保有する場合であっても、当該営利企業の全株式の2分の1を超える株式の保有を行ってはならない。
- (3) 上記(1)の理由により株式保有等を行っている場合（全株式の20%以上を保有している場合に限る。）については、毎事業年度の事業報告書に当該営利企業の概要を記載すること。

（運用指針）

（1）公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とする、非営利の法人であることから、営利企業を設立してはならない。したがって、公益法人の理事が当該公益法人を代表して営利企業の設立発起人となったり、当該営利企業に出資を行うことがあってはならない。

また、公益法人が営利企業と事業執行形態あるいは経理の混同、不合理な資金の融通、施設の無償貸与とその他過度の便宜供与を行うこと等によって、営利企業の実質的な経営を行うことも厳に避けなければならない。

（2）公益法人が株式を保有できるのは、原則として、以下の場合に限られる。

- ① 運用財産の管理運用の場合。ただし、あくまで管理運用であることを明確にするため、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常の取引を通じて取得できるものに限る。
- ② 財団法人において、基本財産として寄附された場合。これは、設立時に限らず、設立後に寄附されたものも含む。

（3）基本財産として株式等が寄附される場合には、財団法人としての適切な活動等のため、所管官庁においては、寄附を受けた財団法人の理事と当該営利企業の関係者との関係、基本財産の構成、株式等の寄附の目的について十分注意し、必要に応じ適切な指導等を行う。

（4）本基準には規定されていないが、法律により認められているもの（特定の公益法人が指定されている場合のほかに、当該株式等が保有される特定の営利企業が指定されている場合を含む。）については、当然株式等の保有は可能である。

（5）本文(1)-①、②のような場合については、株式の保有等は認められるが、その場合であっても、当該公益法人が当該営利企業を実質的に支配することのないように、その保有の割合は、2分の1を超えてはならない。

（6）本文(1)の理由により株式保有等を行っている場合（全株式の20%以上を保有している場合に限る。）については、毎事業年度の事業報告書に、当該営利企業の概要として、事業年度末現在の次の事項を記載すること。

- ① 名称
- ② 事務所の所在地
- ③ 資本金等
- ④ 事業内容
- ⑤ 役員の数及び代表者の氏名
- ⑥ 従業員の数
- ⑦ 当該公益法人が保有する株式等の数及び全株式等に占める割合
- ⑧ 保有する理由
- ⑨ 当該株式等の入手日
- ⑩ 当該公益法人と当該営利企業との関係（人事、資金、取引等）

（7）公益法人が営利企業にその業務の一部を現物出資し、その対価として取得する当該営利企業の株式等については、その取得後速やかに処分すること。

当該株式等を保有している間においては、上記(6)の規定に従い、毎事業年度の事業報告書に、当該営利企業の概要を記載すること。なお、この記載は、保有する株式等の全株式等に占める割合にかかわらず行うものとする。

(基準)**7. 情報公開**

(1) 公益法人は、次の業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に備えて置き、原則として、一般の閲覧に供すること。

- ① 定款又は寄附行為 ② 役員名簿 ③ (社団法人の場合) 社員名簿 ④ 事業報告書
- ⑤ 収支計算書 ⑥ 正味財産増減計算書 ⑦ 貸借対照表 ⑧ 財産目録 ⑨ 事業計画書
- ⑩ 収支予算書

(2) 所管官庁においては、(1)に規定する資料を備えて置き、これらについて閲覧の請求があった場合には、原則として、これを閲覧させるものとする。

(運用指針)

(1) 公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とする、非営利の法人であり、日本の社会経済において重要な役割を担うとともに、相応の社会的責任を有している。このような公益法人については、自らの業務及び財務等に関する情報を自主的に開示する必要がある。

(2) 備え置く期間等は、次のとおりとする。

- ① 定款又は寄附行為、役員名簿、社員名簿 : 可能な限り最新の状態で、常に備えて置くこと
- ② 事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録 : 当該事業年度の終了後、原則として3カ月以内に備え、5年間備えて置くこと
- ③ 事業計画書、収支予算書 : 当該事業年度の開始後、原則として、3カ月以内に備え、次事業年度の事業計画書等が備えられるまで、備えて置くこと

(3) 所管官庁においては、所管公益法人に関する一覧表を備えて置き、閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させるものとする。なお、一覧表の記載事項は次のとおりとする。

- ① 名称
- ② 所管する部局(担当局担当課等)の名称
- ③ 公益法人の主たる事務所の所在地・電話番号
- ④ 設立年月日
- ⑤ 代表者職名・氏名
- ⑥ 主な目的・事業

(4) 原則として、公益法人を直接所管する部局においては、本基準(1)に規定する資料を備えて置き、これらについて閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させるものとする。

なお、所管官庁においては、少なくとも上記(2)で規定されている期間は、これらの資料を備えて置くものとする。

(5) 公益法人会計基準以外の会計基準を用いている法人の場合は、本文に定められている資料に相当するものについて同様に扱うものとする。

(6) 平成16年10月に改正された公益法人会計基準に基づき、財務諸表の一つとしてキャッシュ・フロー計算書を作成する法人の場合は、同計算書についても本基準(1)－⑥～⑧と同様に扱うものとする。

(基準)**8. 経過措置等**

(1) 所管官庁は、本基準に適合しない公益法人に対しては、原則として3年以内に本基準に適合するように指導する。

ただし、既に設立されている法人で、法人格を取得する手段が民法第34条によることに限られたため、公益法人となっている業界団体等に関しては、真にやむを得ない事項については、法人に関する抜本的法改革を待って対応することとする。それまでの間は、所管官庁においては、当該業界関係者又は所管する官庁の出身者以外の者を、可及的速やかに監事とすることにより、公正さを担保するとともに、それぞれの定款等により定められた業務を適切に行うよう強力に指導するものとする。

(運用指針)

(1) 本基準は、既に設立されている法人及び今後設立される法人の両方に適用される。既に設立されている法人において、本基準に適合しないものがある場合には、原則として本基準に、本基準の閣議決定日から3年以内に適合しなければならない。また、今後設立が許可されるものは、本基準に適合するものに限られる。

なお、新たに具体的基準が定められたもののうち、本基準5-(7)の内部留保に関するものは、閣議決定の改正日から3年以内に新たな基準に適合するように指導する。

(2) 既に設立されている公益法人の中には、いわゆる業界団体や、公益法人として適当でない目的を有しているが、法人格を取得する手段が民法第34条によることに限られたため、公益法人となっているものが存在する。このようなものについては、その設立の経緯等から考えて、今回定められた基準に適合することができないものがあると考えられるが、そのうち真にやむを得ない事項(業界団体の理事構成、互助会の事業内容等)については、法人に関する抜本的法改革を待って対応することとする。それまでの間は、当該業界関係者又は所管する官庁の出身者以外の者を、可及的速やかに監事とすることで、公正さを確保するものとする。また、それぞれの定款又は寄附行為により定められた業務を適切に行うこととする。

(基準)

(2) 本基準6の株式の保有等において認められている理由以外の理由により、現在株式の保有等を行っている公益法人は、原則として、平成11年9月末までにこれを処分すること。

(3) 仮に、上記(2)で定められた期限までに処分ができない場合であっても、その後も処分するための努力を続けること。

(4) 現に株式保有等を行っている公益法人で、必要な努力を行ったにもかかわらず処分が困難な株式等を保有しているものの取扱いについては、原則禁止のもと、更に検討する。

その際、処分が困難な株式等を保有しているものについては、当該公益法人の名称、保有している株式等、保有している理由等を、毎年度「公益法人に関する年次報告」に記載することにより、その実態を明らかにする。

また、各公益法人においても、その毎事業年度の事業報告書に当該営利企業の概要を記載すること。

(運用指針)

- (1) 本基準6の株式の保有等の(1)に定められた理由以外の理由により、現在株式の保有等を行っている公益法人は、早急に売却等その処分を行い、原則として、平成11年9月末までに終了すること。
- (2) 仮に、上記(1)で定められた期限までに処分ができない場合であっても、その後も処分するための努力を続けること。
- (3) 現に株式保有等を行っている公益法人で、必要な努力を行ったにもかかわらず処分が困難な株式等を保有しているもの(株式保有等を事業としているもの等を含む。)の取扱いについては、原則禁止のもと、更に検討を行う。
- その際、処分が困難な株式等を保有しているものについては、次の事項を「公益法人に関する年次報告」に記載し、その実態を明らかにする。そのため、所管官庁は、必要な資料を、総務省に提出する。
- ① 当該公益法人を所管する部局の名称
 - ② 当該公益法人の名称
 - ③ 当該営利企業の名称
 - ④ 当該公益法人が保有する株式等の数及び全株式等に占める割合
 - ⑤ 保有する理由
 - ⑥ 当該株式等の入手日
 - ⑦ 当該公益法人と当該営利企業との関係(人事、資金、取引等)
- (4) 上記(3)の「公益法人に関する年次報告」による実態の公表は、平成10年度から実施する。
- (5) 各公益法人においても、その毎事業年度の事業報告書に当該営利企業の概要を記載すること。記載事項については、本運用指針6-(6)の規定に従うものとする。

(基準)

(5) 本基準7の情報公開については、平成10年1月以降に始まる新事業年度から本基準に適合した形で情報公開を行うこと。

(運用指針)

本基準7の情報公開については、平成10年1月以降に始まる新事業年度からは本基準に適合した形で情報公開を行うこと。過去のものについても、可能な限り本基準に適合した形で情報公開を行うこと。

また、所管官庁においては、平成10年1月中に必要な一覧表の作成を行い、平成10年2月から備えて置くこととする。

(基準)

(6) 2-(3)のうち「営利法人等への転換」については、関係省庁において検討がなされ、必要な制度が整った後に実施されるものとする。

(運用指針)

公益法人の営利法人等への転換については、法務省を中心とした検討の結果、現行法制度の下においても基本的には可能であるとの結論を得たことから、「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」に基づき、実施するものとする。

資料
4

公益法人会計基準の改正等について

平成16年10月14日
公益法人等の指導監督等に関する
関係省庁連絡会議申合せ

1 会計基準の設定及び改正の経緯等

(1) 設定及び改正の経緯

「公益法人会計基準」（以下「会計基準」という。）は、昭和52年3月4日に公益法人監督事務連絡協議会の申合せとして設定され、その後、昭和60年9月17日の公益法人指導監督連絡会議決定による改正が行われ、公益法人が会計帳簿及び計算書類を作成するための基準として活用されてきた。

しかし、前回改正から相当の期間が経過し、その間、公益法人をめぐる社会的及び経済的環境が大きく変化してきている状況にかんがみ、会計基準については、平成12年4月から総理府（当時）管理室の要請を受けて、「公益法人会計基準検討会」（座長：加古宜士早稲田大学教授）が会計基準の問題点を整理し、今後の改正の方向性について検討を行ってきた。また、「行政改革大綱」（平成12年12月1日閣議決定）においても、会計基準の改善策の検討を行うこととされたところである。同検討会は、平成13年12月、それまでの検討結果を「公益法人会計基準の見直しに関する論点の整理（中間整理）」として取りまとめ、公表した。

平成14年3月29日には、会計基準の「理論及び実務の進展に即して更に充実と改善を図る」ための検討を行うため、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会（以下「幹事会」という。）において、会計基準の検討を行うことを申し合わせ、改めて「公益法人会計基準検討会」（以下「検討会」という。）（座長：加古宜士早稲田大学教授）を幹事会の下に開催し、所要の検討を行った結果、平成15年3月28日に検討会から幹事会に対し、「公益法人会計基準（案）について」の報告が行われた。

その後、新たな会計基準の実施に当たって必要な事項について、総務省において事務的な検討が進められてきたところであるが、その検討についても見通しが得られたことから、今般、会計基準の全部を別紙のとおり改正することとした。

(2) 改正の方針及び主な改正事項

公益法人を取り巻く社会経済状況の変化を受け、公益法人においても一層効率的な事業運営が求められることとなり、事業の効率性に関する情報を充実させる必要が生じている。また、一部公益法人による不祥事等を受けて、公益法人の事業活動の状況を透明化し、寄付者等（会員等を含む。以下同じ。）から受け入れた財産の受託責任についてより明確にすることを通じて、広く国民に対して理解しやすい財務情報を提供することが求められている。さらに、公益法人は多数の者の寄付等に支えられつつ、不特定多数の者の利益のために活動する法人であることから、その活動内容については、広く国民一般も関心を持っている。

こうした認識の下、公益法人の活動状況を分かりやすく広く国民一般に対して報告するものとするため、会計基準の全面的な改正を行うこととした。

主な改正事項は次のとおりである。

ア 従来の資金収支計算を中心とする体系を見直し、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録から構成する財務諸表を作成する。このため、従来会計基準で定めてきた収支予算書及び

- 収支計算書については、会計基準の範囲外とする。
- イ 大規模公益法人については、その財務内容に対する関心が多数の利用者から向けられていること、資産及び負債の内容が多様かつ複雑となっていることから、上記の財務諸表の体系に加えて、キャッシュ・フロー計算書を作成する。
- ウ 貸借対照表の正味財産の部について、寄付者等から受け入れた財産に対する法人の受託責任を明確化するため、寄付者等の意思によって特定の目的に用途が制限されている寄付を受け入れた部分を指定正味財産として表示する。また、指定正味財産以外の正味財産は一般正味財産として表示する。
- エ 正味財産増減計算書の様式について、当期正味財産増減額を増加原因及び減少原因に分けてその両者を総額で示す様式（フロー式）に統一するとともに、正味財産の増加原因を収益とし、減少原因を費用として表示する。
- オ 財務諸表に対する注記事項について、関連当事者間取引、有価証券の時価その他の注記を拡充する。

2 本会計基準の性格

本会計基準は、公益法人会計に関する一般的、標準的な基準を示したものであり、公益法人会計の理論及び実務の進展に即して、今後、更に充実と改善を図っていかうとするものである。

3 本会計基準の取扱い

主務官庁は、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定）に従い、公益法人の会計処理は原則として本会計基準によるものとするよう公益法人に対し指導するものとする。

4 内部管理事項について

本会計基準においては、当該基準の目的を広く国民に対して公益法人の活動状況を分かりやすく提供することにあるとし、こうした観点から財務諸表の作成方法について定めたところであり、これ以外の内部管理事項（会計処理規程、会計帳簿、収支予算書及び収支計算書の作成並びに書類の保存）については、当該基準においては特段の定めを置かないこととした。

しかしながら、現行の指導監督体制の下において、これらの内部管理事項についても統一的な取扱いが定められ、実施されてきたことにかんがみ、現在検討が進められている公益法人制度の抜本的改革が行われるまでの間については、引き続き上記書類の作成及び保存を行うものとする。

5 本会計基準の実施時期

本会計基準は、平成18年4月1日以後開始する事業年度からできるだけ速やかに実施するものとする。

6 その他

正味財産増減計算書について、当期正味財産増減額を増加原因及び減少原因に分けてその両者を総額で示す様式（フロー式）にする等の従前の会計基準においても実施されてきた事項については、平成18年度以降の円滑な会計基準の移行に資するものとするよう実施の奨励を図っていくものとする。

また、本会計基準の実施に当たって必要となる具体的な指針等については、今後、適切に措置していくものとする。

公益法人会計基準

第1 総則

1 目的及び適用範囲

この会計基準は、民法（明治29年法律第89号）第34条の規定に基づき設立された公益法人（以下「公益法人」という。）の財務諸表の作成の基準を定め、公益法人の健全なる運営に資することを目的とする。

2 一般原則

公益法人は、次に掲げる原則に従って、財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。（注1）

- （1）財務諸表は、資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況に関する真実な内容を明瞭に表示するものでなければならない。
- （2）財務諸表は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成しなければならない。
- （3）会計処理の原則及び手続並びに財務諸表の表示方法は、毎事業年度これを継続して適用し、みだりに変更してはならない。
- （4）重要性の乏しいものについては、会計処理の原則及び手続並びに財務諸表の表示方法の適用に際して、本来の厳密な方法によらず、他の簡便な方法によることができる。（注2）

3 事業年度

公益法人の事業年度は、定款又は寄附行為で定められた期間によるものとする。

4 会計区分

公益法人は、特定の目的のために特別会計を設けることができる。

5 財務諸表の科目

財務諸表の科目は、別表に準拠してその性質を示す適当な名称で表示するものとする。

第2 貸借対照表

1 貸借対照表の内容

貸借対照表は、当該事業年度末現在におけるすべての資産、負債及び正味財産の状態を明瞭に表示するものでなければならない。

2 貸借対照表の区分

貸借対照表は、資産の部、負債の部及び正味財産の部に分かち、更に資産の部を流動資産及び固定資産に、負債の部を流動負債及び固定負債に、正味財産の部を指定正味財産及び一般正味財産に区分しなければならない。なお、正味財産の部には、指定正味財産及び一般正味財産のそれぞれについて、基本財産への充当額及び特定資産への充当額を内書きとして記載するものとする。（注3）（注4）（注5）

3 資産の貸借対照表価額

- （1）資産の貸借対照表価額は、原則として、当該資産の取得価額を基礎として計上しなければならない。交換、受贈等によって取得した資産の取得価額は、その取得時における公正な評価額とする。（注6）

- (2) 受取手形、未収金、貸付金等の債権については、取得価額から貸倒引当金を控除した額をもって貸借対照表価額とする。
- (3) 満期まで所有する意思をもって保有する社債その他の債券（以下「満期保有目的の債券」という。）並びに子会社株式及び関連会社株式については、取得価額をもって貸借対照表価額とする。満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価をもって貸借対照表価額とする。（注7）（注8）（注9）
- (4) 棚卸資産については、取得価額をもって貸借対照表価額とする。ただし、時価が取得価額よりも下落した場合には、時価をもって貸借対照表価額とすることができる。
- (5) 有形固定資産及び無形固定資産については、その取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。
- (6) 資産の時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。ただし、有形固定資産及び無形固定資産について使用価値が時価を超える場合、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて使用価値をもって貸借対照表価額とすることができる。

4 貸借対照表の様式

貸借対照表は、様式1に準じ作成するものとする。この場合において、特別会計を設けているときは、様式5-1に準じ総括表を併せて作成するものとする。（注10）

第3 正味財産増減計算書

1 正味財産増減計算書の内容

正味財産増減計算書は、当該事業年度における正味財産のすべての増減内容を明りょうに表示するものでなければならない。

2 正味財産増減計算書の区分

正味財産増減計算書は、一般正味財産増減の部及び指定正味財産増減の部に分かち、更に一般正味財産増減の部を経常増減の部及び経常外増減の部に区分するものとする。（注5）（注11）（注12）（注13）

3 正味財産増減計算書の構成

一般正味財産増減の部は、経常収益及び経常費用を記載して当期経常増加額（減少額）を表示し、これに経常外増減に属する項目を加減して当期一般正味財産増加額（減少額）を表示するとともに、更にこれに一般正味財産期首残高を加算して一般正味財産期末残高を表示しなければならない。

指定正味財産増減の部は、指定正味財産増加額（減少額）を発生原因別に表示し、これに指定正味財産期首残高を加算して指定正味財産期末残高を表示しなければならない。（注4）（注13）

4 正味財産増減計算書の様式

正味財産増減計算書は、様式2に準じ作成するものとする。この場合において、特別会計を設けているときは、様式5-2に準じ総括表を併せて作成するものとする。（注10）

第4 財務諸表の注記

1 財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。

- (1) 資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等財務諸表の作成に関する重要な会計方針

- (2) 重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額
- (3) 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高
- (4) 基本財産及び特定資産の財源等の内訳
- (5) 担保に供している資産
- (6) 固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
- (7) 債権について貸倒引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高
- (8) 保証債務（債務の保証を主たる目的事業とする公益法人の場合を除く。）等の偶発債務
- (9) 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
- (10) 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高
- (11) 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
- (12) 関連当事者との取引の内容（注14）
- (13) 重要な後発事象
- (14) その他公益法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況を明らかにするために必要な事項

2 財務諸表の注記の様式

財務諸表に対する注記事項は、様式3に準じ記載するものとする。

第5 財産目録

1 財産目録の内容

財産目録は、当該事業年度末現在におけるすべての資産及び負債につき、その名称、数量、価額等を詳細に表示するものでなければならない。

2 財産目録の区分

財産目録は、貸借対照表の区分に準じ、資産の部と負債の部に分かち、正味財産の額を示さなければならない。

3 財産目録の価額

財産目録の価額は、貸借対照表記載の価額と同一とする。

4 財産目録の様式

財産目録は、様式4に準じ作成するものとする。なお、財産目録は、特別会計を設けている場合においても、当該公益法人全体について作成するものとする。

公益法人会計基準注解

(注1) キャッシュ・フロー計算書の作成について

- 1 大規模公益法人は、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録に加えて、財務諸表の一つとして、キャッシュ・フロー計算書を作成しなければならない。

- 2 キャッシュ・フロー計算書は、当該事業年度におけるキャッシュ・フローの状況について、事業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローに区分して記載するものとする。
- 3 キャッシュ・フロー計算書には、当該事業年度におけるすべての現金及び現金同等物の収入及び支出を記載しなければならない。
- 4 事業活動によるキャッシュ・フローの区分においては、直接法又は間接法のいずれかを用いてキャッシュ・フローの状況を記載しなければならない。
- 5 キャッシュ・フロー計算書には、資金の範囲及び重要な非資金取引について注記するものとする。
- 6 キャッシュ・フロー計算書は、様式6-1又は様式6-2に準じ作成するものとする。なお、キャッシュ・フロー計算書は、特別会計を設けている場合においても、当該公益法人全体に係るキャッシュ・フローの状況を表示するものとする。

(注2) 重要性の原則の適用について

重要性の原則の適用例としては、次のようなものがある。

- (1) 消耗品、貯蔵品等のうち、重要性が乏しいものについては、その買入時又は払出時に正味財産の減少原因として処理する方法を採用することができる。
- (2) 取得価額と債券金額との差額について重要性が乏しい満期保有目的の債券については、償却原価法を適用しないことができる。
- (3) 寄付によって受け入れた金額に重要性が乏しい場合、寄付者等（会員等を含む。以下同じ。）からの制約が課される期間に重要性が乏しい場合、又は寄付者等からの制約に重要性が乏しい場合には、当該寄付によって増加した正味財産を指定正味財産の増加額としないで、一般正味財産の増加額として処理することができる。
- (4) 所有権が借手に移転すると認められるファイナンス・リース取引について、取得したリース物件の価額に重要性が乏しい場合、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。
- (5) 法人税法上の収益事業に係る課税所得の額に重要性が乏しい場合、税効果会計を適用しないで、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。

(注3) 基本財産及び特定資産の表示について

- 1 当該公益法人が基本財産又は特定資産を有する場合には、固定資産を基本財産、特定資産及びその他固定資産に区分するものとする。
- 2 当該公益法人が特定の目的のために預金、有価証券等を有する場合には、当該資産の保有目的を示す独立の科目をもって、貸借対照表上、特定資産の区分に記載するものとする。

(注4) 総額主義について

貸借対照表における資産、負債及び正味財産は、総額をもって記載することを原則とし、資産の項目と負債又は正味財産の項目とを相殺することによって、その全部又は一部を貸借対照表から除去してはならない。

総額主義の原則は、正味財産増減計算書においても適用する。

(注5) 指定正味財産の区分について

寄付によって受け入れた資産で、寄付者等の意思により当該資産の用途について制約が課されている場合には、当該受け入れた資産の額を、貸借対照表上、指定正味財産の区分に記載するものとする。また、当期中に当該寄付によって受け入れた資産の額は、正味財産増減計算書における指定正味財産増減

の部に記載するものとする。

(注6) 外貨建の資産及び負債の決算時における換算について

外国通貨、外貨建金銭債権債務（外貨預金を含む。）及び外貨建有価証券等については、子会社株式及び関連会社株式を除き、決算時の為替相場による円換算額を付すものとする。

決算時における換算によって生じた換算差額は、原則として、当期の為替差損益として処理する。

(注7) 満期保有目的の債券の評価について

満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。

(注8) 満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券について

満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価評価に伴って生じる評価差額は、当期の正味財産増減額として処理するものとする。

(注9) 指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた有価証券の会計処理について

指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた有価証券を時価又は償却原価で評価する場合には、従前の帳簿価額との差額は、正味財産増減計算書上、指定正味財産増減の部に記載するものとする。

(注10) 特別会計を設けている場合の総括表における内部取引高等の相殺消去について

当該公益法人が特別会計を設けている場合、他の会計区分との間において生ずる内部取引高は、正味財産増減計算書総括表において相殺消去するものとする。また、他の会計区分との間における内部貸借取引の残高は、貸借対照表総括表において相殺消去するものとする。

(注11) 補助金等について

法人が国又は地方公共団体等から補助金等を受け入れた場合、原則として、その受入額を受取補助金等として指定正味財産増減の部に記載し、補助金等の目的たる支出が行われるのに応じて当該金額を指定正味財産から一般正味財産に振り替えるものとする。なお、当該事業年度末までに目的たる支出を行うことが予定されている補助金等を受け入れた場合には、その受入額を受取補助金等として一般正味財産増減の部に記載することができる。

ただし、当該補助金等が国又は地方公共団体等の補助金等交付業務を実質的に代行する目的で当該法人に一時的に支払われたものである場合等、当該補助金等を第三者へ交付する義務を負担する場合には、当該補助金等は預り補助金等として処理し、事業年度末における残高を負債の部に記載するものとする。

(注12) 一般正味財産増減の部における経常外増減に属する項目について

一般正味財産増減の部における経常外増減に属する項目には、臨時的項目及び過年度修正項目がある。

なお、経常外増減に属する項目であっても、金額の僅少なもの又は每期経常的に発生するものは、経常増減の区分に記載することができる。

(注13) 指定正味財産の部から一般正味財産の部への振替について

次に掲げる金額は、指定正味財産の部から一般正味財産の部に振り替え、当期の振替額を正味財産増減計算書における指定正味財産増減の部及び一般正味財産増減の部に記載しなければならない。

- (1) 指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた資産について、制約が解除された場合には、当該資産の帳簿価額
- (2) 指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた資産について、減価償却を行った場合には、当該減価償却費の額
- (3) 指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた資産が災害等により消滅した場合には、当該資産の帳簿価額

なお、一般正味財産増減の部において、指定正味財産からの振替額は、その性格に従って、経常収益又は経常外収益として記載するものとする。

(注1 4) 関連当事者との取引の内容について

1 関連当事者とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 当該公益法人を支配する法人
- (2) 当該公益法人によって支配される法人
- (3) 当該公益法人と同一の支配法人をもつ法人
- (4) 当該公益法人の役員及びその近親者

2 関連当事者との取引については、次に掲げる事項を原則として関連当事者ごとに注記しなければならない。

- (1) 当該関連当事者が法人の場合には、その名称、所在地、直近の年度末における資産総額及び事業の内容。なお、当該関連当事者が会社の場合には、当該関連当事者の議決権に対する当該公益法人の所有割合
- (2) 当該関連当事者が個人の場合には、その氏名及び職業
- (3) 当該公益法人と関連当事者との関係
- (4) 取引の内容
- (5) 取引の種類別の取引金額
- (6) 取引条件及び取引条件の決定方針
- (7) 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高
- (8) 取引条件の変更があった場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容

3 関連当事者との間の取引のうち次に定める取引については、2に規定する注記を要しない。

- (1) 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
- (2) 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い

(注) 別紙は省略

資料
5

公益法人会計基準の運用指針について

平成17年3月23日
公益法人等の指導監督等に関する
関係省庁連絡会議幹事会申合せ

「公益法人会計基準の改正等について」(平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ)に基づき、新たな公益法人会計基準(以下「新会計基準」という。)の適用に当たって特に必要となる事項について、下記のとおり運用指針を申し合わせる。

記

1. 新会計基準適用初年度における前事業年度の財務諸表の記載について

新会計基準適用初年度においては、前事業年度の貸借対照表及び正味財産増減計算書の記載は不要とする。

2. 退職給付会計の導入に伴う会計基準変更時差異の取扱いについて

退職給付会計の導入に伴う会計基準変更時差異については、平成18年4月1日以後開始する最初の事業年度から15年以内の一定の年数にわたり定額法により費用処理するものとする。

3. 過年度分の減価償却費の取扱いについて

減価償却を行っていない資産を有する公益法人においては、原則として新会計基準適用初年度に過年度分の減価償却費を計上するものとする。この場合、過年度の減価償却費については、正味財産増減計算書の経常外費用に計上するものとする。

ただし、過年度分の減価償却費を一括して計上せず、新会計基準適用初年度の期首の帳簿価額を取得価額とみなし、当該適用初年度を減価償却の初年度として、以後継続的に減価償却することも認める。なお、この場合に適用する耐用年数は、新規に取得した場合の耐用年数から経過年数を控除した年数とするものとし、その旨を重要な会計方針として注記するものとする。

なお、平成18年4月1日以後開始する最初の事業年度の期首において所有する固定資産のうち、取得時から減価償却を実施せず、その後経過年数を考慮しない耐用年数で減価償却を実施しているものがある場合には、当該資産の償却は従前の方法で継続して実施することができるものとする。

4. 新会計基準適用初年度における有価証券の取扱いについて

(1) 一般正味財産を充当した資産として所有している有価証券

① 時価評価が適用される有価証券

新会計基準適用初年度の期首において一般正味財産を充当した資産として所有している有価証券のうち、時価評価が適用されるものについては、当該適用の前事業年度末の帳簿価額と前事業年度末の時価の差額は、適用初年度において正味財産増減計算書の経常外収益又は経常外費用とするものとする。ただし、重要性が乏しい場合には経常収益又は経常費用とすることができるものとする。

② 償却原価法が適用される有価証券

新会計基準適用初年度の期首において一般正味財産を充当した資産として所有している有価証券のうち、償却原価法が適用されるものについては、次のいずれかの方法によるものとする。

ア 取得時まで遡って償却原価法を適用する方法。なお、この方法をとる場合は、過年度分については経常外収益又は経常外費用とするものとする。ただし、重要性が乏しい場合には経常収益又は経常費用とすることができるものとする。

イ 新会計基準適用初年度の期首の帳簿価額を取得価額とみなして、当該適用初年度の期首から満期日までの期間にわたって償却する方法

(2) 指定正味財産を充当した資産として所有している有価証券

① 時価評価が適用される有価証券

新会計基準適用初年度の期首において指定正味財産を充当した資産として所有している有価証券のうち、時価評価が適用されるものについては、当該適用の前事業年度末の帳簿価額と前事業年度末の時価の差額は、原則として過年度分として当事業年度分と区分して表示するものとする。ただし、重要性が乏しい場合には一括して表示することができるものとする。

② 償却原価法が適用される有価証券

新会計基準適用初年度の期首において指定正味財産を充当した資産として所有している有価証券のうち、償却原価法が適用されるものについては、次のいずれかの方法によるものとする。

ア 取得時まで遡って償却原価法を適用する方法。なお、この方法による場合は、原則として過年度分については当事業年度分と区分して表示するものとする。ただし、重要性が乏しい場合には一括して表示することができるものとする。

イ 新会計基準適用初年度の期首の帳簿価額を取得価額とみなして、当該適用初年度の期首から満期日までの期間にわたって償却する方法

5. 新会計基準への移行時における過年度分の収益又は費用の取扱いについて

新会計基準への移行時における過年度分の収益又は費用の取扱いについては、新会計基準適用初年度において、原則として、正味財産増減計算書の経常外収益又は経常外費用に計上するものとする。ただし、重要性が乏しい場合には経常収益又は経常費用とすることができるものとする。

なお、経常外収益又は経常外費用に計上する科目が複数になる場合には、経常外収益又は経常外費用においてそれぞれの科目として計上する方法のほか、経常外収益又は経常外費用毎にそれぞれ「新会計基準適用に伴う過年度修正額」等の科目として計上する方法によることもできるが、後者による場合はその内訳科目を設け、又は内訳を注記することとする。

6. 特定資産、指定正味財産及び一般正味財産の新会計基準適用初年度の期首残高について

特定資産、指定正味財産及び一般正味財産の新会計基準適用初年度の期首残高については、当該適用の前事業年度末の貸借対照表を組み替えて算定するものとする。このうち、正味財産について過年度に受け入れたものは、新会計基準適用時に寄付者等の意思により制約されていることが明らかなものについて、指定正味財産の期首残高とする。

7. キャッシュ・フロー計算書を作成しなければならない大規模公益法人の規模について

キャッシュ・フロー計算書を作成しなければならない大規模公益法人は、前事業年度の財務諸表において資産の合計額が100億円以上若しくは負債の合計額が50億円以上又は経常収益の合計額が10億円

以上の公益法人とする。

なお、当該事業年度において大規模公益法人としてキャッシュ・フロー計算書を作成した公益法人は、次の事業年度に限り、大規模公益法人に該当しなくてもキャッシュ・フロー計算書を作成しなければならない。

また、キャッシュ・フロー計算書については新会計基準適用2年度目より作成するものとする。キャッシュ・フロー計算書を作成する初年度においては、前事業年度分の記載は要請しない。

8. 退職給付会計における退職給付債務の期末要支給額による算定について

退職給付会計の適用に当たり、退職給付の対象となる職員数が300人未満の公益法人のほか、職員数が300人以上であっても、年齢や勤務期間に偏りがあるなどにより数理計算結果に一定の高い水準の信頼性が得られない公益法人や原則的な方法により算定した場合の額と期末要支給額との差異に重要性が乏しいと考えられる公益法人においては、退職一時金に係る債務について期末要支給額により算定することができるものとする。

9. 関連当事者との取引の内容について

(1) 関連当事者の範囲

① 当該公益法人を支配する法人

当該公益法人を支配する法人（以下「支配法人」という。）とは、当該公益法人の財務及び事業の方針を決定する機関を支配している法人をいい、次の場合には当該法人は、支配法人に該当するものとする。

ア 当該法人の役員若しくは職員である者、又はこれらであった者で自己が当該公益法人の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該公益法人の理事会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること

イ 当該公益法人の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること

ウ 当該公益法人の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半についての融資を行っていること

ただし、財務上又は事実上の関係から当該公益法人の意思決定機関を支配していないことが明らかでない場合には、対象外とすることができるものとする。

② 当該公益法人によって支配される法人

当該公益法人によって支配される法人（以下「被支配法人」という。）とは、当該公益法人が他の法人の財務及び事業の方針を決定する機関を支配している場合の他の法人をいい、次の場合には当該他の法人は、被支配法人に該当するものとする。

i) 当該他の法人が出資等により議決権を行使することができる形態の場合

ア 当該公益法人が他の法人の議決権の過半数を自己の計算において所有していること

イ 当該公益法人が他の法人の議決権の100分の40以上、100分の50以下を自己の計算において所有している場合で、以下のいずれかの要件に該当すること

a. 自己の計算において所有している議決権と、自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人の議決権の過半数を占めていること

b. 当該公益法人の役員若しくは職員である者、又はこれらであった者で自己が他の法人の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、他の法人の取締役会

その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること

- c. 他の法人の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること
- d. 他の法人の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半についての融資を行っていること
- e. その他、他の法人の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること
- ii) 当該他の法人が出資等により議決権を行使することができない形態の場合
 - ア 当該公益法人の役員若しくは職員である者、又はこれらであった者で自己が他の法人の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、他の法人の理事会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること
 - イ 他の法人の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること
 - ウ 他の法人の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半についての融資を行っていること

ただし、当該公益法人が他の法人の財務上又は事実上の関係から他の法人の意思決定機関を支配していないことが明らかな場合には、対象外とすることができるものとする。

③ 当該公益法人と同一の支配法人をもつ法人

当該公益法人と同一の支配法人をもつ法人とは、支配法人が当該公益法人以外に支配している法人のこととする。

④ 当該公益法人の役員及びその近親者

当該公益法人の役員及びその近親者とは、以下に該当するものとする。

- ア 役員（準ずる者を含む）及びその近親者（2親等内の親族及びこの者と特別の関係にある者）
- イ 役員（準ずる者を含む）及びその近親者が議決権の過半数を有している法人

なお、相談役、顧問その他これに類する者で、当該公益法人内における地位、職務等からみて役員と同様に実質的に公益法人の経営に従事していると認められる者も、役員に準ずる者として対象とすることとする。

ただし、公益法人の役員（準ずる者を含む）のうち、対象とする役員は有給常勤役員に限定するものとする。

(2) 重要性の基準

① 支配法人、被支配法人又は同一の支配法人を持つ法人との取引

ア 正味財産増減計算書項目に係る関連当事者との取引

経常収益又は経常費用の各項目に係る関連当事者との取引については、各項目に属する科目ごとに、経常収益又は経常費用の合計額の100分の10を超える取引を開示する。

経常外収益又は経常外費用の各項目に係る関連当事者との取引については、各項目に属する科目ごとに100万円を超える増減額について、その取引総額を開示し、取引総額と損益が相違する場合には損益を併せて開示する。

なお、指定正味財産から経常収益や経常外収益に振替られたものについては、関連当事者との取引の開示においては含めないものとする。

指定正味財産増減の部の各項目に係る関連当事者との取引については、各項目に属する科目ごとに100万円を超える増加額について、その取引総額を開示する。

ただし、経常外収益又は経常外費用の各項目及び指定正味財産の部に係る関連当事者との取引については、上記基準により開示対象となる場合であっても、各項目に属する科目の取引に係る損益の合計額が、当期一般正味財産増減額の100分の10以下となる場合には、開示を

要しないものとする。

イ 貸借対照表項目等に係る関連当事者との取引

貸借対照表項目に属する科目の残高及びその注記事項に係る関連当事者との取引、被保証債務並びに関連当事者による当該法人の債務に対する担保提供資産に係る取引については、その金額が資産の合計額の100分の1を超える取引について開示する。

ただし、資金貸借取引、有形固定資産や有価証券の購入・売却取引等については、それぞれの残高が100分の1以下であっても、取引の発生総額が資産の合計額の100分の1を超える場合には開示を要するものとする。

② 役員及びその近親者との取引

役員及びその近親者との取引については、正味財産増減計算書項目及び貸借対照表項目のいずれに係る取引についても、100万円を超える取引については全て開示対象とするものとする。

10. 指定正味財産として計上される額について

指定正味財産として計上される額は、例えば、以下のような寄付によって受け入れた資産で、寄付者等の意思により当該資産の用途、処分又は保有形態について制約が課せられている場合の当該資産の価額をいうものとする。

- ① 寄付者等から財団法人の基本財産として保有することを指定された土地
- ② 寄付者等から奨学金給付事業のための基金として、当該法人が元本を維持することを指定された金銭

11. 補助金等の取扱いについて

公益法人会計基準注解の（注11）における補助金等とは、補助金、負担金、利子補給金及びその他相当の反対給付を受けない給付金等をいう。なお、補助金等には役務の対価としての委託費等については含まないものとする。

12. 資産の時価が著しく下落した場合について

資産の時価が著しく下落したときとは、時価が帳簿価額から概ね50%を超えて下落している場合をいうものとする。

資料

6

公益法人会計における内部管理事項について

平成17年3月23日
公益法人等の指導監督等に関する
関係省庁連絡会議幹事会申合せ

資料6

「公益法人会計基準の改正等について」（平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）に基づき、新たな公益法人会計基準を適用する場合に実施すべき内部管理事項について、下記のとおり統一的な取扱いを申し合わせる。

記

1 会計処理規程について

公益法人は、固定資産管理者、出納責任者、会計帳簿、収支の期間区分に関する事項、科目間の流用及び予備費の使用等の予算に関する事項等、会計処理のために必要な事項について会計処理規程を作成するものとする。

当該会計処理規程で定める予算に関する事項は、次のようなものが含まれるものとする。

- (1) 収入及び支出は、予算に基づいて行わなければならない。
- (2) 収支予算書は、原則として、当該事業年度の始まる以前に作成しなければならない。ただし、当該事業年度中においてこれを変更することができる。

2 会計帳簿について

(1) 主要簿

公益法人は、次の主要簿を備え、すべての取引を記帳しなければならない。

- イ 仕訳帳
- ロ 総勘定元帳

(2) 補助簿

公益法人は、原則として次に掲げる補助簿を備え、関係事項を記帳しなければならない。

- イ 現金出納帳
- ロ 預金出納帳
- ハ 収支予算の管理に必要な帳簿
- ニ 固定資産台帳
- ホ 基本財産台帳
- ヘ 特定資産台帳
- ト 会費台帳
- チ 指定正味財産台帳

(3) 会計帳簿の様式

会計帳簿は、公正な会計慣行の様式により作成するものとする。

3 収支予算書について

収支予算書は、以下に掲げる事項に留意して作成するものとする。ただし、従前の例による作成も妨げない。

- (1) 収支予算書は、当該事業年度において見込まれるすべての収入及び支出の内容を明りょうに表示するものでなければならない。
- (2) 収支予算書の科目は、別表に準拠してその性質を示す適当な名称で表示するものとする。
- (3) 収支予算書は、事業活動収支の部、投資活動収支の部及び財務活動収支の部に区分するものとする。
- (4) 収支予算書は、様式1に準じ作成するものとする。この場合において、特別会計を設けているときは、様式4-1に準じ総括表を併せて作成するものとする。なお、他の会計区分との間において生ずる内部取引高は、総括表において相殺消去するものとする。
- (5) 収支予算書には、次の事項を注記するものとする。
 - イ 借入金限度額
 - ロ 債務負担額

4 収支計算書について

収支計算書は、以下に掲げる事項に留意して作成するものとする。ただし、従前の例による作成も妨げない。

- (1) 収支計算書は、当該事業年度におけるすべての収入及び支出の内容を明りょうに表示するものでなければならない。
- (2) 収支計算書の科目は、別表に準拠してその性質を示す適当な名称で表示するものとする。
- (3) 収支計算書は、収支の予算額と決算額とを対比して表示しなければならない。
- (4) 収支計算書は、事業活動収支の部、投資活動収支の部及び財務活動収支の部に区分するものとする。
- (5) 収支計算書は、様式2に準じ作成するものとする。この場合において、特別会計を設けているときは、様式4-2に準じ総括表を併せて作成するものとする。なお、他の会計区分との間において生ずる内部取引高は、総括表において相殺消去するものとする。
- (6) 収支計算書には、次の事項を注記するものとする。
 - イ 資金の範囲
 - ロ 資金の範囲を変更したときは、その旨及び当該変更による影響額
 - ハ 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳
 - ニ 予算額と決算額との差異が著しい科目については、その科目及びその理由
 - ホ 科目間の流用及び予備費の使用があった場合には、当該科目及び金額
 - ヘ その他公益法人の収支の状況を明らかにするために必要な事項

5 書類の保存について

公益法人の財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録をいう。ただし、大規模公益法人においては、キャッシュ・フロー計算書も含む。）、会計帳簿、収支予算書及び収支計算書は、最低10年間保存しなければならない。

(注) 別紙は省略

資料

7

「公益法人会計基準の改正等について」等の実施に伴う財団法人の基本財産の指導監督について

総 官 管 第 5 5 号
平 成 1 7 年 3 月 2 3 日

資料
7

各府省大臣官房総務課長

各都道府県総務部長

各都道府県教育長

殿

印

総務省大臣官房管理室長

「公益法人会計基準の改正等について」（平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）等の実施に伴う財団法人の基本財産の指導監督について（通知）

「公益法人会計基準の改正等について」（平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）及び「公益法人会計基準の運用指針について」（平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）を踏まえ、新たな公益法人会計基準（以下「新会計基準」という。）が平成18年4月1日から実施されることとなる。

新会計基準の実施による減価償却の強制、有価証券の時価評価の導入等公益法人における会計実務の大幅な変更を踏まえ、財団法人に対する基本財産の指導監督上の留意点について特に必要な事項を以下のとおり取りまとめたので、実務上の参考とされたい。

記

1 財団法人の基本財産について、以下のような場合については、原則として処分に該当するものとして取り扱う。

- ① 基本財産となっている資産の喪失
- ② 法人の意思に基づく基本財産としての性質の著しい変更
- ③ 法人の意思に基づく基本財産の額の減少

なお、減価償却や時価評価に伴う減少額等の会計上の認識にとどまっている基本財産の減少額については、処分に該当しないものとして取り扱うものとする。

2 現行の公益法人会計基準（「公益法人会計基準（改正）について」（昭和60年9月17日公益法人指導連絡会議決定））を適用しつつ、これまで減価償却を実施してきた財団法人において、基本財産に対して設定されてきた減価償却引当資産については、当該法人が新会計基準を適用した後においても、貸借対照表上の基本財産の区分に計上するものとし、特定資産の区分には計上しないものとする。

また、新会計基準の適用後に新たに基本財産に対する減価償却引当資産を設定する場合についても同様とする。

以 上

資料

8

「公益法人会計基準の改正等について」等の適用に当たっての留意点について

総 官 管 第 5 1 号
平成 1 8 年 3 月 2 4 日

各府省公益法人行政担当課長

各都道府県公益法人担当部長

各都道府県教育長

殿

印

総務省大臣官房管理室長

「公益法人会計基準の改正等について」（平成 16 年 10 月 14 日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）等の適用に当たっての留意点について（通知）

「公益法人会計基準の改正等について」（平成 16 年 10 月 14 日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）及び「公益法人会計基準の運用指針について」（平成 17 年 3 月 23 日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）を踏まえ、新たな公益法人会計基準における指定正味財産と基本財産・特定資産の関係等について以下のとおり取りまとめたので、実務上の参考とされたい。

記

1. 指定正味財産と基本財産・特定資産の関係について

寄付によって受け入れた資産で、その額が指定正味財産に計上されるものについては、基本財産又は特定資産に計上するものとする。

2. 関連当事者における国・地方公共団体の取扱いについて

関連当事者との取引の内容についての注記においては、国及び地方公共団体については、公益法人の主務官庁であることをもって、ただちに当該公益法人を支配する法人（以下「支配法人」という）とはしないが、国又は地方公共団体が当該公益法人の財務及び事業の方針を決定する機関を支配している一定の事実が認められる場合には、当該公益法人は、国又は地方公共団体を支配法人とみなして公益法人会計基準注解（注 14）に定める注記をすることが望ましいものとする。

3. 資産の時価が著しく下落した場合の使用価値の取扱いについて

資産の時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならないが、有形固定資産及び無形固定資産について使用価値が時価を超える場合には、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて、使用価値をもって貸借対照表価額とすることができるものとされている。この時価と比較する使用価値の見積りに当たっては、資産又は資産グループを単位として行うことができるものとする。

4. 公認会計士等の監査の範囲について

「公益法人会計基準の改正等について」（平成 16 年 10 月 14 日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）に基づき、新たな公益法人会計基準で財務諸表を作成し、かつ当該財務諸表について公認会計士等の監査を受けている法人については、収支計算書は財務諸表監査の対象とはしないものの、収支計算書が「公益法人会計における内部管理事項」（平成 17 年 3 月 23 日公益法人等の指導監督に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ。以下「内部管理事項」という。）に基づいて作成されているかどうかについて公認会計士等の意見表明を受けるものとする。

5. 内部管理事項に基づき、事業活動収支の部、投資活動収支の部及び財務活動収支の部に区分した収支予算書を作成する最初の事業年度の取扱いについて

内部管理事項に基づき、事業活動収支の部、投資活動収支の部及び財務活動収支の部に区分した収支予算書を作成する最初の事業年度において、前事業年度の収支予算書については、これを組み替えて記載するものとする。ただし、科目体系を見直した場合等組み替えが困難な場合には、前年度の収支予算書を組み替えず当年度の収支予算書と並べて記載することもできるものとする。

以 上

公益法人の指導監督体制の充実等について

平成13年2月9日
公益法人等の指導監督等に関する
関係閣僚会議幹事会申合せ

公益法人に対する厳正な指導監督を更に徹底するため、指導監督の責任体制を確立するとともに、指導監督の前提となる法人の的確な実態把握のための立入検査の充実等を図ることとし、各府省（国家公安委員会、防衛庁及び金融庁を含む。以下同じ。）において下記の措置を講ずる。

記

1 各府省における指導監督の責任体制の確立

(1) 総括公益法人指導監督官等の設置

- ① 各府省に、それぞれ総括公益法人指導監督官、総括公益法人指導監督官補佐及び公益法人指導監督官を置く。
- ② 総括公益法人指導監督官は、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会幹事を、総括公益法人指導監督官補佐は、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会府省連絡会議構成員を、公益法人指導監督官は、各部局の総括担当課等の長をもって充てる。
- ③ 総括公益法人指導監督官は、府省における公益法人の指導監督に関する事務を総括する。
- ④ 総括公益法人指導監督官補佐は、総括公益法人指導監督官の事務を補佐する。
- ⑤ 公益法人指導監督官は、部局における公益法人の指導監督に関する事務を総括する。

(2) 府省内連絡会議の設置

各府省は、公益法人の指導監督を統一かつ効果的・効率的に推進するため、(1)①に掲げる者を構成員とする公益法人の指導監督に関する府省内連絡会議を設置する。

2 立入検査の充実

(1) 立入検査の定期的な実施

所管公益法人に対する立入検査は、少なくとも3年に1回実施する。

(2) 立入検査実施計画の策定

各府省は、(1)の立入検査を計画的に実施するため、立入検査が一巡する期間を計画期間とする実施計画を策定し、これに基づき立入検査を実施するものとする。

(3) 臨時立入検査

(1)の立入検査のほか、各府省は、所管公益法人の業務運営に重大な問題があると認められる場合、従前からの改善指導事項がある場合等特に必要があると認められる場合には、臨時に立入検査を実施するものとする。

(4) 的確かつ体系的な検査のための措置

- ① 各府省は、検査事項を記載した検査票（チェックリスト）を作成し、これに従って立入検査を実施する。検査票（チェックリスト）については、別紙の例を参考に、各府省の実情に応じて作成するものとする。

- ② 行政委託型法人等（「行政委託型法人等の総点検の推進について」（平成10年12月4日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）の対象法人をいう。）については、①の検査事項のほか、同申合せの別紙に基づき作成した検査事項を追加して、検査を実施する。
- ③ 立入検査の結果、必要があると認められた場合には、公認会計士等専門家の協力を得て、法人の業務運営の実態把握に努めるものとする。
- ④ 立入検査の結果、法人の業務運営に改善すべき事項が認められた場合には、各府省は、当該法人に対し、速やかに文書等により、期限を付して必要な改善を指示するとともに、これに基づき講じた措置について報告を求めるものとする。

（5）立入検査の実施結果の公表等

- ① 各府省は、毎年度の立入検査の実施状況を取りまとめ、その結果を速やかに公表するとともに、総務省に報告する。
- ② 総務省は、各府省の立入検査の実施結果の概要について、必要な取りまとめを行った上、「公益法人に関する年次報告書」により公表する。

3 その他

（1）職員に対する定期的な研修の実施

各府省は、公益法人の指導監督に関する事務を担当する職員に対し、定期的に研修を実施するとともに、その内容の充実に努めるものとする。この場合において、総務省は、各府省からの求めに応じ、当該研修の実施に関し必要な協力を行う。

（2）外部監査の要請

各府省は、資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の所管公益法人に対し、公認会計士等による監査を受けるよう要請する。

（3）都道府県への要請

国は都道府県に対し、本申合せと同様の措置を講ずるよう要請する。

4 実施時期

各府省は、平成13年度から本申合せに基づく措置を講ずることとし、そのために必要な体制等の整備については、平成12年度中に行う。

（注）別紙は省略

平成13年8月28日
公益法人等の指導監督等に関する
関係閣僚会議幹事会申合せ

公益法人のディスクロージャーの充実による業務運営の透明化及び適正化を図るとともに、行政改革大綱（平成12年12月1日閣議決定）等に基づく公益法人改革の推進に資するため、各府省（国家公安委員会、防衛庁及び金融庁を含む。以下同じ。）は、インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて、早急に下記の措置を講ずる。

記

1 すべての国所管公益法人に係る措置

- (1) 各府省は、所管公益法人に対し、可能な限り平成13年中を目途に最新の業務及び財務等に関する資料（「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定）7（1）の①から⑩までに掲げる資料をいう。以下同じ。）をインターネットにより公開するよう、速やかに要請を行う。
- (2) 各府省は、平成13年10月末までに、次に掲げる事項を記載した所管公益法人の一覧表を各府省のホームページに掲載する。

- ① 名称
- ② 所管する部局（担当局担当課等）の名称
- ③ 公益法人の主たる事務所の所在地及び電話番号
- ④ 設立年月日
- ⑤ 代表者の職名及び氏名
- ⑥ 主な目的及び事業

また、所管公益法人がホームページを開設している場合には、一覧表からの簡便なアクセスを可能とする措置を講ずる。

2 国から委託等、推薦等を受けている公益法人等に係る措置

各府省は、平成13年10月末までに、所管公益法人のうち、国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている公益法人又は補助金・委託費等の交付を受けている公益法人について、次に掲げる事項を各府省のホームページに掲載する。

- ① 最新の業務及び財務等に関する資料
- ② 事務・事業の委託等、推薦等を受けている公益法人については、委託等、推薦等に係る事務・事業の内容及び根拠法令名
- ③ 補助金・委託費等の交付を受けている公益法人については、補助金・委託費等の名称及び金額

3 フォローアップ及びデータベースの構築

- (1) 総務省は、1及び2によるディスクロージャーの状況を取りまとめ、公表する。
- (2) 総務省は、すべての公益法人を対象としたデータベースの構築に着手する。

4 都道府県への要請

国は、都道府県に対し、本申合せと同様の措置を講ずるよう要請する。

平成10年12月4日
公益法人等の指導監督等に関する
関係閣僚会議幹事会申合せ

改正 平成12年12月26日

公益法人については、その事業内容が、社会経済情勢の変化により、営利企業の事業と競合し、又は競合しうる状況となっている場合がある。このような場合、当該公益法人は、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定、平成9年12月16日改正）に基づき、公益法人としてふさわしいと認められる事業内容への改善等に向けた措置を講じるが、そのような措置が講じられない場合においては、営利法人等への転換を行うこととされている。

この営利法人等への転換については、法務省を中心とした検討の結果、現行法制度の下においても基本的には可能であるとの結論を得たことから、所管官庁がその所管する公益法人を指導監督するに当たっての具体的、統一的な指針として、別紙のとおり「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」を申し合わせる。

各官庁においては、本指針に基づき、公益法人の営利法人等への転換の指導監督を適切に行うものとする。

（別紙）

公益法人の営利法人等への転換に関する指針

1 営利法人等への転換が必要となる場合

公益法人の設立当時には公益目的として社会的に評価されていた事業でも、社会経済情勢の変化により、営利企業の事業として成立するものとなり、営利企業による同種の事業が著しく普及したり、また、営利企業の事業として成立するものと考えられるため、多くの営利企業がその事業への参入を求めている状況となることがある。このような場合においては、公益法人の事業内容が、営利企業の事業と競合、又は競合しうる状況となっていると考えられる。

2 営利法人等への転換の指導

- (1) 公益法人の事業内容が、1に掲げるような状況となっていると認められる場合には、公益法人としてふさわしいと認められる事業内容への改善等に向けて、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（以下「指導監督基準」という。）2—(2)—①及び②に掲げた措置を講ずるよう指導を行う。この措置は、平成11年9月までに講ずるものとする。
- (2) (1)の期限までに公益法人にふさわしい事業内容に改善されない場合においては、期限到来後速やかに、営利法人等への転換を行うよう文書により監督上の措置を行うものとする。期限到来前であっても、公益法人にふさわしい事業内容に改善することが不可能であることが明らかになった場合には、同様の措置を講ずるものとする。
- (3) (1)の期限到来後においても、1に掲げるような状況が生じたと認められるに至った場合には、(1)

及び(2)に準じて措置を講ずるものとする。

(4)(2)に規定する措置を受けた公益法人は、措置後1年以内に、所管官庁に対し、営利法人等への転換に向けての計画を提出する。このとき、株式会社へ転換する方法(事業の一部を株式会社化する場合を含む。)の例は、後述の「参考」に掲げるとおりである。

(5)(2)に規定する措置の後、3年以内に営利法人等への転換がなされない場合には、所管官庁は、設立許可の取消しも含め対処する。

(6)公益法人が、(2)に規定する措置の前に自主的に営利法人等への転換を行うことを決定したときは、その旨を所管官庁に報告する。このとき、(4)及び(5)に掲げる期間は、報告を行った日から起算する。

3 営利法人等への転換後の対応

(1) 公益法人が営利企業にその業務の一部を現物出資し、その対価として取得する当該営利企業の株式等については、その取得後速やかに処分するものとする。

また、公益法人が当該株式等を保有する間は、「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」(平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ、平成9年12月16日一部改正)の規定に従い、毎事業年度の事業報告書に当該営利企業の概要を記載する。なお、この記載は、保有する株式等の全株式等に占める割合にかかわらず行うものとする。

(2) 営利企業と公益法人の運営が一体となっているという疑念を与えないようにするため、営利企業の取締役と存続する公益法人の理事の兼務は避けることとし、やむを得ず兼務となる場合も、指導監督基準に定めた理事の割合の上限を超えることのないようにする。

4 営利法人等への転換に関する全体像の把握

総務省は、公益法人の営利法人等への転換状況等を把握するために、所管官庁に対する調査を毎年度行い、「公益法人に関する年次報告」において公表するものとする。

(注) 別紙は省略

資料
12

休眠法人の整理に関する統一的基準

昭和60年9月17日
公益法人指導監督連絡会議決定
改正 昭和63年3月10日

資料
12

民法第71条後段に規定する「正当ノ事由ナクシテ引続き三年以上事業ヲ為サザル」公益法人（以下「休眠法人」という。）の整理に関する統一的基準は下記のとおりとする。

各主務官庁は、この基準に基づき、それぞれ所管の公益法人の実態調査、休眠法人の認定、設立許可の取消しの手続等に関する要綱を定め、所管休眠法人の整理促進に努めるものとする。

記

1 公益法人の調査

主務官庁は、各府省大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規制（以下「監督規制」という。）に定める報告、届出等を3年以上怠っている公益法人（報告、届出等を行っているが、その内容が著しく事実に反しているもの又は全く事業を行っていないものを含む。以下「法人」という。）について、登記簿により法人の概況を把握するとともに、次に掲げる事項を調査し、法人の実態を把握する。

- (1) 事務所及び職員の状況 (2) 理事の状況 (3) 事業の実施状況 (4) 資産及び会計の状況
(5) 社団法人にあっては、社員及び総会の状況 (6) 備付書類の状況 (7) 法人登記の状況

2 休眠法人の認定

主務官庁は、上記1の調査結果等に基づき、主として、次に掲げる事由を総合的に判断し、休眠法人と認定する。

- (1) 引き続き3年以上事業を行っていないこと
(2) 理事が存在しないこと又はその任期が3年以前に満了していること
(3) 理事の所在が確認できないこと
(4) 事務所及び職員が存在しないこと
(5) 主務官庁の監督規則に基づく報告、届出等を引き続き3年以上怠っていること
(6) 引き続き3年以上にわたって収入及び支出がないこと
(7) 社団法人にあっては、引き続き3年以上にわたって総会が開催されていないこと
(8) 財団法人にあっては、基本財産が存在しないこと

3 休眠法人の解散指導及び設立許可の取消し

休眠法人と認定した法人については、次の方法により、その整理を行うものとする。

(1) 理事の存在が確認された場合

主務官庁は、当該理事に対し、解散の指導を行い、自主的に解散させるものとするが、これに応じない場合は、あらかじめ理事について聴聞を行った上で、設立許可の取消しの処分を行い、この旨を理事に告知する。

(2) 理事が存在せず、又はその所在が確認できない場合

主務官庁は、設立許可の取消しの処分を行い、その旨を官報に掲載する。

4 解散登記の嘱託

前記3の取消処分の告知又は取消処分の官報掲載を行った場合は、主務官庁は、必要な期間を経過した後、当該法人事務所所在地の登記所に解散登記の嘱託を行う。

資料
13

特例民法法人の指導監督について

平成20年11月11日
公益法人等の指導監督に関する
関係省庁連絡会議幹事会申合せ

政府は、公益法人に対する指導監督等を適正なものとするべく、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」等を策定し、公益法人に対する指導監督等の適正化に努めてきたところであるが、民間非営利活動を社会・経済システムの中で積極的に位置づけるとともに、公益法人について指摘される諸問題に適切に対処する観点から、公益法人制度改革を実施したところである。新公益法人制度は、平成20年12月から施行されるが、現行の公益法人（民法法人）は、新制度の下で移行手続を済ませるまでの間は、特例民法法人として存続することとなる。

そこで、各府省は、公益法人制度改革の趣旨を踏まえ、これら特例民法法人の活動の適切な発展を図るべく、適正な指導監督等を一層強力に推進していくこととし、次のとおり申し合わせる。

記

特例民法法人の指導監督については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）その他の法律（これらに基づく命令を含む。）の規定によるほか、公益法人（民法法人）に係る従前の決定等の例による。

この場合において、これら決定等について所要の読替え（別紙）を行うものとする。

（別紙）

読替えは次の表のとおりとする。

読み替える決定等		読み替えられる語句	読み替える語句	
「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」について（平成8年9月20日決定）	本文	4	公益法人に対する	特例民法法人に対する
	本文	4	公益法人の	特例民法法人の
	本文	4	ため、毎年度「公益法人に関する年次報告」（仮称）を作成すること	もの
	別紙1	1から8まで（5(1)、8(4)、(7)を除く。）	公益法人	特例民法法人
	別紙1	2(1)、7(1)	定款又は寄附行為	定款
	別紙1	2(4)	設立許可の取消	解散命令
	別紙1	4(1)、(3)、5(2)、7(1)	社団法人	特例社団法人
	別紙1	4(1)、(4)、5(3)、(7)、6(1)	財団法人	特例財団法人
別紙1	8(1)	民法第34条	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）による改正前の民法第34条	

	別紙 1	8(1)	定款等	定款
	別紙 1	8(4)	公益法人で	特例民法法人で
	別紙 1	8(4)	当該公益法人	当該特例民法法人
	別紙 1	8(4)	「公益法人に関する年次報告」 に記載	公表
	別紙 1	8(4)	各公益法人	各特例民法法人
	別紙 1	8(7)	公益法人に	特例民法法人に
	別紙 2		公益法人	特例民法法人
「公益法人の設立 許可及び指導監督 基準の運用指針」 について（平成8 年12月19日申 合せ）	本文		公益法人の設立許可及び指導 監督を	特例民法法人の指導監督を
	本文		各公益法人	各特例民法法人
	本文		、公益法人に	、特例民法法人に
	別紙	基準1の運用指針から 基準8の運用指針まで （基準2(2)～(4)の運 用指針(5)、基準5(1) の運用指針(1)、(3)、基 準7の運用指針(5)、 (6)、基準8(2)～(4)の 運用指針(3)、(4)、基準 8(6)の運用指針を除 く。）	公益法人	特例民法法人
	別紙	基準2(1)の運用指針 (1)、(2)、基準4(1)の 運用指針(7)、基準7の 運用指針(2)、基準8(1) の運用指針(2)	定款又は寄附行為	定款
	別紙	基準2(1)の運用指針 (2)	設立許可取消	解散命令
	別紙	基準2(1)の運用指針 (2)	民法第71条	一般社団法人及び一般財団法人に関 する法律及び公益社団法人及び公益 財団法人の認定等に関する法律の施 行に伴う関係法律の整備等に関する 法律（以下「整備法」という。）第 96条
	別紙	基準2運用指針、基準4 の運用指針	社団法人	特例社団法人
	別紙	基準2の運用指針、基準 4の運用指針、基準5の 運用指針、基準6の運用 指針	財団法人	特例財団法人
	別紙	基準2(2)～(4)の運用 指針(6)	設立許可の取消	解散命令
別紙	基準2(6)の運用指針 (2)	33業種	34業種	

	別紙	基準4(1)の運用指針(1)、(2)	定款、寄附行為	定款
	別紙	基準4(1)の運用指針(1)	定款・寄附行為	定款
	別紙	基準4(1)の運用指針～基準4(4)の運用指針	民法上	法律上
	別紙	基準4(3)の運用指針(1)	民法第53条、63条	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第35条、整備法第86条
	別紙	基準4(3)の運用指針(1)	民法又は監督規則等	法律又は監督規則等
	別紙	基準4(3)の運用指針(3)	民法第38条、69条	整備法第85条
	別紙	基準8(1)の運用指針(2)	民法第34条	整備法による改正前の民法第34条
	別紙	基準8(2)～(4)の運用指針(3)	公益法人で	特例民法法人で
	別紙	基準8(2)～(4)の運用指針(3)	「公益法人に関する年次報告」に記載	公表
	別紙	基準8(2)～(4)の運用指針(3)	総務省	内閣府
	別紙	基準8(2)～(4)の運用指針(3)	当該公益法人	当該特例民法法人
	別紙	基準8(2)～(4)の運用指針(4)	「公益法人に関する年次報告」による実態の公表	実態の公表
	別紙	基準8(6)の運用指針	公益法人の営利法人への	特例民法法人の営利法人への
休眠法人の整理に関する統一基準 (昭和60年9月17日決定)		前文	民法第71条	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第96条第2項
		前文	正当ノ事由ナクシテ引続き三年以上事業ヲ為サザル	正当な理由がないのに引き続き三年以上(施行日前の期間を含む。)以上その事業を休止した
		前文	公益法人	特例民法法人
		前文	設立許可の取消し	解散命令
		1	公益法人	特例民法法人
		1、2	社団法人	特例社団法人
		2	財団法人	特例財団法人
		3	設立許可の取消し	解散命令
		3	告知	通知
		3	その旨	その要旨
公益法人の営利法人等への転換に関する指針(平成10年12月4日申合せ)	本文		、公益法人の	、特例民法法人の
	別紙	1から3まで(2(1)、3(1)を除く。)	公益法人	特例民法法人
	別紙	2(1)	公益法人の事業	特例民法法人の事業
	別紙	2(1)、4	、公益法人	、特例民法法人
	別紙	2(5)	設立許可の取消し	解散命令
	別紙	3(1)	公益法人が	特例民法法人が
	別紙	4	総務省	内閣府

	別紙	4	「公益法人に関する年次報告」 において公表する	公表する
公益法人の指導監督体制の充実等について（平成13年2月9日申合せ）		前文	公益法人	特例民法法人
		1から3まで（1(1)②、1(2)、2(4)②、2(5)②を除く。）	公益法人	特例民法法人
		1(1)②	公益法人指導監督官	特例民法法人指導監督官
		1(2)	、公益法人	、特例民法法人
		2(5)、3(1)	総務省	内閣府
		2(5)	「公益法人に関する年次報告書」により公表	公表
インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて（平成13年8月28日申合せ）		前文	公益法人	特例民法法人
		1から3まで（1(1)を除く。）	公益法人	特例民法法人
		1(1)	所管公益法人	所管特例民法法人
		3	総務省	内閣府
公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議の設置について（平成16年10月14日申合せ）		1	公益法人に	特例民法法人に
		2	総務省大臣官房審議官	内閣府大臣官房公益法人制度担当室長
		5	総務省及び法務省	内閣府及び法務省
公益法人会計基準の改正等について（平成16年10月14日申合せ）	本文	2	公益法人	特例民法法人
	本文	3	公益法人の会計処理	特例民法法人の会計処理
	本文	3	公益法人に対し	特例民法法人に対し
	本文	4	公益法人の	特例民法法人の
	別紙	第1から第5まで（第1を除く。）	公益法人	特例民法法人
	別紙	第1 1	民法(明治29年法律第89号)第34条	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）による改正前の民法第34条
	別紙	第1 1	「公益法人」	「特例民法法人」
	別紙	第1 3	定款又は寄附行為	定款
公益法人会計基準の運用指針について（平成17年3月23日申合せ）		3、7、8、9	公益法人	特例民法法人
		10	財団法人	特例財団法人
公益法人会計における内部管理事項について（平成17年3月23日申合せ）		1、2、4、5	公益法人	特例民法法人

資料

14 公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（抄）

平成 14 年 3 月 29 日
閣 議 決 定

IV. 公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置

上記措置を講ずることとした結果、公益法人に対する行政の関与は相当程度改善されることとなるが、なお、国の委託等、推薦等を受けて事務・事業を行う公益法人、国からの補助金等の交付を受ける公益法人等国と関係のある公益法人が引き続き存在することとなる。このため、これらについては、別添の「公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置」（以下「透明化・合理化ルール」という。）を適用し、行政及び公益法人の双方における、より一層の透明性、効率性、厳格性の確保を図るものとする。

V. 改革の実施に向けて

3. 各府省は透明化・合理化ルールが適正に運用されるよう常に意を用いるとともに、今回の改革で示された基本的考え方に立って、所管する事務・事業の不断の見直しに努めるものとする。
4. 本計画は、今後各府省が責任をもって実施することとなる。行政改革推進本部は、本計画の実施につき検討を要する事項に関し、必要に応じ調整の任に当たる。総務省は、関係府省の協力を得て、本計画の実施状況の概要について毎年度の「公益法人に関する年次報告」及びインターネットにおいて公表するなど、本計画のフォローアップに当たる。

（別添）

公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置

行政委託型公益法人等に対する国の関与について、行政の一層の透明性、効率性、厳格性を確保する観点から、以下の措置を講ずる。

I. 定義

本措置における用語の意味は、特段の定めのない限り、次のとおりとする。

(1) 行政委託型公益法人等

国から検査・認定・資格付与等（以下「検査等」という。）の委託等、推薦等（以下「委託・推薦等」という。）を受けている公益法人及び国から補助金・委託費等（以下「補助金等」という。）を交付されている公益法人をいう。

(2) 委託等

事務の内容等を法令等で定め、当該事務を国以外の特定の法人に制度的に行わせることをいう。

(3) 推薦等

法律に基づく制度・仕組みの一部として組み込むことなどにより、特定の法人が独自に行っている事業について、制度的に国が関与を行うことをいう。

II. 検査等の委託・推薦等に関する事項

1. 府省が講ずべき措置

検査等の事務・事業について、当該事務・事業を所管する府省は以下の措置を講ずる。

(1) 事務・事業の法的位置付けの明確化

- ① 委託等に係る事務・事業の基本的内容を法律で定める。
- ② 推薦等に係る事務・事業は、法律又はこれに基づく政令（当面の間、法律に基づく省令を含む。）（以下「法令」という。）に基づくものとし、これらの内容を法令において明確に規定する。
- ③ 検査等の基準を客観的に明確なものとする。

(2) 指定・登録基準等の明確化、公開等

- ① 委託等については、法人の指定基準の基本的な事項を法律で定め、詳細な事項は府省による裁量の余地を極力小さくすべく一層の明確化を図った上で、法令又は告示で定める。
- ② 推薦等については、法人の登録基準を府省による裁量の余地がないよう明確化した上で、法令又は告示で定める。
- ③ 指定・登録基準（制度所管府省が定めたすべてのものを含む。）、指定・登録された法人に係る事項（法人等の名称、指定・登録時期、法人の連絡先、指定・登録の理由等）をインターネットで公開する。
- ④ 指定・登録基準に対する問合せ（問題点の指摘を含む。）や指定・登録基準を満たしているか否かについての照会については迅速に対応するとともに、共通の事項と認められるもの等については、その概要をインターネットで公開する。

(3) 料金の決定及び積算根拠の公開

委託等に係る事務・事業の検査料等の料金は、委託等を行う府省が決定し、その積算根拠も併せてインターネットで公開する。

(4) 事務・事業の定期的検証

委託・推薦等に係る事務・事業について改善すべき点がないか毎年見直しを行う。特に、検査関連制度については、事業者による自己確認への移行の可能性について毎年見直しを行う。見直しの状況の概要については、毎年度の「公益法人に関する年次報告」に掲載する。

また、少なくとも3～5年ごとに政策評価（行政機関が行う政策の評価に関する法律第3条に規定する政策評価をいう。以下同じ。）を行い、当該事務・事業の必要性について定期的な検証を行う。初回の政策評価は平成17年度末までの集中改革期間内に実施する。

(5) 指導監督の適正な実施

委託等を行う府省は、法令に定められたところにより、委託等を受ける法人に対する指導監督を厳格に行い、事務・事業の適正な実施に努める。

2. 法人が講ずべき措置

委託・推薦等に係る事務・事業を所管する府省は、委託・推薦等を受ける公益法人に対して、以下の要件をすべて満たすよう指導する。

(1) 中立公正な運営の確保

- ① 委託等を行う府省の出身者と委託等された事務・事業に関わる業界の関係者の合計が、法人の役員現在数の2分の1を上回らないこと。
- ② 推薦等された事務・事業が公正に行われることを担保するために、当該事務・事業を行う法人が必要な措置をとっており、その措置が明らかになっていること。
- ③ 委託等された事務・事業に関わる法人の役職員について、公務員に準じた規律に服することが定められていること。
- ④ 推薦等された事務・事業に関わる法人の役職員について、当該事務・事業を適正に行うために必要な職務規程が定められていること。

(2) 会計処理の明確化及び透明化

企業会計基準の考え方の活用を含め、適正かつ効率的な事業実施に係る説明責任を果たせるよう適切な会計処理を行うこと。

特に、委託等された事務・事業については、当該事務・事業ごとに事業内容、検査料等の収入額及び支出額の内訳を記載した書類（様式1又はそれに準じたもの）を作成し、インターネットで公開すること。

（3）事務・事業の実施の透明化

- ① 国から委託・推薦等された検査等と、法人が独自で行っている類似の事務・事業とが第三者に明確に区別できるようにすること。
- ② 委託等された事務・事業の一部を外注する場合、特定の事業者に限定されるような仕組みを設けないこと。

Ⅲ. 補助金等の交付等に関する事項

1. 実施計画の対象事項に対する措置

（1）実施計画の対象とされたものについて、各府省は以下の措置を講ずる。

- ① 次に掲げる事項を公益法人の所管府省（以下「法人所管府省」という。）のホームページに掲載する。
 - ア 「第三者分配型」、「補助金依存型」の状態がやむを得ないこととされたもの（以下「例外事項」という。）について、その理由
 - イ 補助金等が年間収入の3分の2以上を占める状態を解消するための改善計画を策定することとされたものについて、当該改善計画
 - ウ 集中改革期間内（平成17年度末まで）に改革の措置を講ずることとされたものについて、その達成状況
- ② 例外事項に関わる個々の補助金等の政策的必要性を始めとした合理的理由を検証するため、毎年度の予算要求にあたり検証を行うほか、3～5年ごとに政策評価を実施する。その際、評価結果には、当該箇所が明らかになるようにする。なお、初回の政策評価は平成17年度末までの集中改革期間内に実施する。

（2）実施計画のフォローアップとして、上記（1）①に掲げる事項を毎年度の「公益法人に関する年次報告」に掲載する。

（3）「第三者分配型」で例外事項とされた助成・給付事業に係る補助金等について、各府省は交付先の公益法人が以下の事項をインターネットで公表するよう指導する。

- ① 公益法人における助成・給付事業の内容、助成基準、決定方法等
- ② 国からの補助金等のみを用いて助成・給付事業を実施している場合、当該事業に関し国が定める基準

2. 公益法人向け補助金等全般に対する措置

（1）各府省は、「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」（平成13年8月28日公益法人等の指導監督等に関する申合せ）について、常に最新の情報を法人所管府省のホームページに掲載するとともに、次に掲げる事項も新たに掲載する。

- ① 補助金等に係る事業概要、主な使途（下記（2）②アの書類で代替可）
- ② 補助金等の執行に当たっての交付先選定理由として、次に掲げる事項
 - ア 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「補助金等適正化法」という。）が適用される場合
 - ・ 補助金等適正化法が適用される旨

- ・ 当該法人を選定した具体的理由（提案公募型の場合は公募方法、選定基準、選定方法も併せて記載）

イ 会計法に基づく契約を行う場合

- a 一般競争契約の場合
 - ・ 一般競争契約である旨
- b 指名競争契約の場合
 - ・ 指名競争契約である旨、及び当該契約方法とした具体的理由
 - ・ 指名基準、及び競争参加者選定の具体的理由
- c 随意契約の場合
 - ・ 随意契約である旨、及び当該契約方法とした具体的理由
 - ・ 当該法人を選定した具体的理由（提案公募型の場合は公募方法、選定基準、選定方法も併せて記載）

（2）各府省は、以下の措置を講ずる。

- ① 所管公益法人に対し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類を作成するよう指導。
- ② 公益法人が以下の措置を講ずることを補助金等の交付決定又は契約の条件とするとともに、既に交付している公益法人には速やかに措置するよう指導。
 - ア 補助金等に係る事務・事業ごとに事業内容、交付額及び支出額の内訳を記載した書類（様式2又はそれに準じたもの）を作成。
 - イ 上記書類を、①の書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、関係府省に報告。
- ③ ①、②で作成する書類を法人所管府省のホームページに掲載するとともに、各法人に対しインターネットで公表するよう指導。

3. 新規発生防止のための措置

- （1）各府省は、公益法人向けの補助金等に関し、予算及びその執行について以下のとおりとすること。
 - ① 要求段階で補助金等の交付先等が特定される場合、「第三者分配型」となるもの、公益法人が「補助金依存型」となることが見込まれるものは、原則として予算要求しない。
 - ② 要求段階で補助金等の交付先等が特定されないものの、執行において「第三者分配型」、「補助金依存型」となることが見込まれる法人に対しては、原則として補助金等の交付決定や随意契約の締結を行わない。
- （2）各府省は、指名競争契約及び提案公募型による補助金等の執行において、応募対象を公益法人に限定せず、かつ、公募方法、選定基準、選定方法を執行に先立って対外的に明らかにすることとする。
- （3）各府省は、以下の①又は②の状態が生じた場合には、その旨及び合理的説明を法人所管府省のホームページに掲載する。
 - ① 競争契約、提案公募型で結果的に「補助金依存型」公益法人が生じた場合
 - ② 競争契約で選定した公益法人において結果的に「第三者分配型」が生じた場合
- （4）フォローアップとして、上記（1）に抛りがたいものが生じた場合については上記1に準じた措置を講ずることとするほか、実施計画で例外事項とされたものと併せ、「公益法人に関する年次報告」に一覧性をもって表掲載する。

IV. 実施時期

- （1）実施時期については、（2）の事項を除き、平成14年4月1日から実施する。
 - （2）各府省のホームページへの掲載は、平成14年7月1日から実施し、年1回は必ず更新することとする。
- （注）様式1，2は省略

資料
15

公務員制度改革大綱に基づく措置について

平成14年3月29日
公益法人等の指導監督等に関する
関係閣僚会議幹事会申合せ

各府省（国家公安委員会、防衛庁及び金融庁を含む。以下同じ。）は、公務員制度改革大綱（平成13年12月25日閣議決定）記Ⅱ3（3）「公益法人への再就職に係るルール」に基づき、下記のとおり、平成14年度から公益法人に対する指導等を行うこととする。

記

1. 各府省は、所管公益法人に対し、公表する当該法人の役員名簿に次に掲げる事項を付記するよう指導する。
 - （1）各役員の常勤・非常勤の別
 - （2）国家公務員出身者である役員についてはその最終官職（官房付等で退職した者については、その前職名も併せて記載する。）
上記の「国家公務員出身者」とは、本府省課長・企画官相当職以上及び地方支分部局の本府省課長・企画官相当職以上の経験者とする。
2. 各府省は、国から補助金等を受けている等の公益法人（国から補助金・委託費等の交付を受けている所管公益法人及び国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている所管公益法人をいう。）に対し、以下のとおり指導する。
 - （1）役員の報酬・退職金に関する規程を定めること。
 - （2）（1）の規程について、主たる事務所に備えて置き、一般の閲覧に供するとともに、インターネットにより公開すること。
また、各府省においては、（1）の規程を備えて置き、これについて閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させるものとするとともに、各府省のホームページに掲載する。
3. 各府省は、国と特に密接な関係を持つ公益法人（国からの補助金・委託費等の2分の1以上を第三者に交付する所管公益法人、国からの補助金・委託費等による収入額が年間収入額の3分の2以上を占める所管公益法人及び国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている所管公益法人をいう。）については、2の措置に加え、以下の措置を講ずる。
 - （1）常勤の役員の報酬・退職金等について、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定）によるほか、国家公務員の給与・退職手当の水準と比べても不当に高額に過ぎないように指導すること。
 - （2）役員の内任年齢について、従来の特殊法人役員に加え、今般、独立行政法人役員についても決定（「特殊法人等の役員の給与・退職金等について」平成14年3月15日閣議決定）がなされたことを踏まえ、適切な規程を整備するよう要請すること

- 公務員制度改革大綱（平成 13 年 12 月 25 日閣議決定）（抄）

3 適正な再就職ルールの確立

（3）公益法人への再就職に係るルール

公益法人の民間法人としての性格を踏まえつつ、以下の方針に従い見直しを行う。

- ① 役員報酬に対する国の助成を廃止する。
- ② 退職公務員の役員就任状況について適切な情報開示に努める。
- ③ 補助金等を受ける等の公益法人については、役員の報酬規程・退職金規程を定め、公開する。
- ④ 国と特に密接な関係を持つ公益法人に対し、役員の報酬・退職金につき、現在の指導監督基準に加え、新たに公務員の水準と比べても不当に高額に過ぎないように指導するとともに、公的部門における高齢役員に関する対応状況を踏まえ、役員の退職年齢について適切な内部規程を整備するよう要請する。

- 特殊法人等の役員の給与・退職金等について（平成 14 年 3 月 15 日閣議決定）（抄）

2. 独立行政法人の役員の選考

独立行政法人の役員の在任は、65歳までとする。ただし、理事長その他これに相当する職又は副理事長その他これに相当する職にある者で特別の事情がある場合は、この限りでないが、この場合においても70歳に達するまでとする。

なお、政府が任命権を有する独立行政法人の役員については、当該役員の知識及び経験が法人の業務運営上特に必要である場合等においては、内閣官房長官に協議の上、上記の限りでないものとする。

おって、政府が任命権を有さない独立行政法人の役員については、各独立行政法人において上記の趣旨を踏まえて適切に任免が行われるよう、主管府省から要請するものとする。

資料
16

「今後の行政改革の方針」に基づく国家公務員出身者の公益法人役員への就任に係る措置について

平成17年3月2日
公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ

「今後の行政改革の方針（平成16年12月24日閣議決定）」6（1）イ（ア）「適切な退職管理」（ii）に基づき、下記のとおり、所管公益法人に対する指導等を行うこととする。

記

1. 各府省（国家公安委員会、防衛庁及び金融庁を含む。以下同じ。）は、平成17年4月1日以降、国家公務員出身者が離職後2年以内に国と特に密接な関係を持つ公益法人の常勤役員に就任する際には、あらかじめ、所管府省に対して報告を行うよう指導するとともに、各府省は、所管公益法人からの報告の内容を、総務省を通じて、内閣官房長官に報告するものとする。
2. 上記1.の「国家公務員出身者」とは、国家公務員の退職者（退職予定者を含む。以下同じ。）のうち、本府省の課長相当職以上（地方支分部局等における本府省の課長相当職以上（教育職を除く。）を含む。）の経験者とする。
3. 上記1.「国と特に密接な関係を持つ公益法人」とは、「公務員制度改革大綱に基づく措置について」（平成14年3月29日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ。以下「公務員制度改革大綱に基づく措置」という。）に定められているとおり「国からの補助金・委託費等の2分の1以上を第三者に交付する所管公益法人、国からの補助金・委託費等による収入額が年間収入額の3分の2以上を占める所管公益法人及び国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている所管公益法人」とする。

◎ 今後の行政改革の方針（平成16年12月24日閣議決定）

6. 公務員制度改革の推進等**（1）公務員制度改革の推進****イ. 当面の取組方針**

当面、現行制度の下において、退職管理、人材の確保・育成・登用等に関する改革を着実に進める観点から次の事項について重点的に取り組み、その結果は、法制化を含む検討に活用していくものとする。

（ア）適切な退職管理**（ii）略**

併せて、国と特に密接な関係を持つ公益法人役員への国家公務員出身者の就任については、公益法人の民間法人としての性格を踏まえつつ、公益法人役員への国家公務員出身者の就任に関する累次の閣議決定等を遵守するとともに、離職後2年以内の常勤役員への就任に際して、所管府省にあらかじめ報告するよう指導することとし、各府省は、所管法人からの報告の内容を、総務省を通じて、内閣官房長官に報告するものとする。

資料
17

行政改革の重要方針（抄）

平成17年12月24日
閣議決定資料
17

3 総人件費改革の実行計画等

(1) 総人件費改革の実行計画

ウ その他公的部門の見直し

③ 公益法人等

主務大臣は、「国と特に密接な関係を持つ公益法人」（「公務員制度改革大綱に基づく措置について」（平成14年3月29日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ））に対して、同申合せにおける常勤の役員の報酬・退職金等に係る措置に準じて、各法人において職員の給与水準を点検し、必要に応じ見直しを行うよう要請する。

政府関連公益法人の徹底的な見直しについて

平成21年12月25日
閣議決定

国家公務員出身者が役員又は職員等に在籍する公益法人（以下「政府関連公益法人」という。）について、以下の基本的姿勢及び見直しの視点により、徹底的な見直しを行う。

1. 基本的姿勢

(1) 公益法人（注）と行政（国又は独立行政法人をいう。以下同じ。）の関係に関する従来の見直しは十分なものとはいえず、政府関連公益法人と行政の関係に対する国民の視線には厳しいものがある。

（注）特例民法法人、新制度の公益法人、特例民法法人から一般法人に移行した法人で国が所管するものをいう。以下同じ。

(2) このため、行政からの支出又は権限の付与（注）により政府関連公益法人に実施させている事務・事業について、これらが国家公務員出身者の報酬の財源を確保する手段となっているのではないかという批判があることを踏まえ、国民的な視点から徹底的に見直しを行う。

（注）行政以外の公的主体・関係団体等からの支出又は権限の付与のうち、行政が関与するものを含む。以下同じ。

(3) 見直しの結果、政府関連公益法人に実施させている事務・事業に関し、廃止、縮小、実施主体の変更等を行うべきものについては、政府関連公益法人への支出又は権限の付与の廃止、補助金等により造成された基金の返納等必要な措置を速やかに講じる。

(4) 支出又は権限の付与を継続する場合には、継続の理由を公表し国家公務員出身者の採用の透明化等を行うなど、政府関連公益法人への行政の関与の在り方について国民が納得しうるような条件を整備する。

(5) 見直しの過程において、主務大臣等（注）は、国民に対する説明責任を果たすとともに、政府関連公益法人への支出又は権限の付与の廃止等によってどのような問題が生じるかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該支出又は権限の付与の廃止等の措置を講じる。

（注）公益法人への支出又は権限の付与を行う大臣又は独立行政法人の長をいう。以下同じ。

(6) 公益法人は民間法人であり、強制的に公益法人を廃止することは困難であるが、政府関連公益法人に実施させている事務・事業の見直しの結果、法人として存続できず解散に至る政府関連公益法人が出てくることは想定しうる。

2. 見直しの視点

政府関連公益法人に対する行政からの支出又は権限の付与に関して、以下の視点で見直しを行う。

(1) 行政が政府関連公益法人に実施させている事務・事業の徹底的な見直し

今回の「事業仕分け」の成果も踏まえつつ、必要性、有効性、効率性、緊要性、官民の役割分担、規制改革の観点から、次のような視点に立って徹底的な見直しを行う。

① 国民生活にとって真に不可欠であり、かつ、早期に実施するべきものであるか。

② 事業性を有するもの、民間企業等の参入を阻害しているものなどについては、民間企業等において実施できないか。

③ 事務・事業の効果が一部の地域にとどまるもの、地方公共団体で類似の事業を行っているものなど

については、地方公共団体で実施できないか。

- ④ 政府関連公益法人が契約の相手方となる随意契約は、真に合理的なものに限定されているか。また、競争入札についても、実質的な競争が確保されているか。
- ⑤ 一の主体により一体的に実施すること、類似の事務・事業を行っている他の主体により実施することにより効率的・効果的に国民へのサービスが提供できるものについては、他の主体で実施できないか。
- ⑥ 行政が直接実施することが真に必要なものについては、徹底した効率化を図った上で国の行政機関等が事務・事業を実施することができないか。
- ⑦ 事務・事業の実施に伴う国民や地方公共団体等の負担を軽減させることができないか。

(2) 業務運営に対する主務大臣等の指導監督等の強化

上記の見直しと併行して、行政からの支出又は権限の付与を受けて事務・事業を実施する政府関連公益法人の業務運営に対し主務大臣等による適正な指導等が行われてきているかどうか等について、次のような視点に立って検証し、主務大臣等による指導監督等の強化に反映する。

- ① 事務・事業の内容、実施方法、規模、体制等は適切か。
- ② 保有資産等の経営資源が事務・事業の目的・内容に照らして過大なものとなっていないか。
- ③ 行政との間の資金や人の流れの透明性は確保されているか。
- ④ 行政からの支出又は権限の付与を受けて実施する事務・事業について情報公開が徹底されているか。また、国民の評価・検証に資するとともに理解を確保するための情報提供が徹底されているか。

政府系公益法人の見直しについて

政府系公益法人の見直しについて

平成 23 年 7 月 12 日
内閣府公益法人行政担当室

これまで各府省において行われてきた政府系公益法人に関する見直しの実施状況を取りまとめたところ、以下のとおり。

(1) 公益法人関連支出の見直し

各府省の公益法人に関連する支出(*)について、平成 22 年度予算又は平成 23 年度予算において見直しを実施(別紙 1)参照)。支出件数 3,887 件のうち、見直しを行った件数は 3,284 件となっている。

(*)補助金・委託費については平成 22 年度公益法人向け予算のすべてを、それ以外の支出(補助金・委託費以外で国が公益法人との契約により支出したもの)については平成 21 年度に原則として 1,000 万円以上の公益法人向け支出があり、22 年度に同一又は類似の予算が計上された項目を対象とした。

<見直しの概要>

○競争性の高い契約形態への見直し⇒907 件

【例】契約形態を随意契約から最低価格落札方式の一般競争入札に変更(国際交流サービス協会)

○契約条件の見直し⇒1,031 件

【例】複数ブロックに分割発注することで参入緩和(林道安全協会)

○その他発注業務の見直し・経費節減⇒787 件

【例】他事業と統合した上で、23 年度概算要求から委託費の総額を約 4 割縮減(全国労働保険事務組合連合会)

○22 年度において民間企業等が受注⇒277 件

【例】電波産業会、日本観光協会、日本環境協会等 21 年度に公益法人が受注していた支出を民間企業が受注。

○その他の見直し⇒145 件

【例】事業内容を精査し、メニューの一部を廃止するとともに目標設定についても見直し(海外林業コンサルタント協会)

なお、取りまとめ内容については、内閣府公共サービス改革推進室において市場化テスト対象の検討資料とするとともに、総務省に提供し、「国等から補助・委託等を受けている公益法人(指定法人等)に関する調査」の実施に資する。

(2) 権限付与の見直し

国からの権限付与（注1）について見直しを実施。

法令の根拠なく権限付与が行われていた問題案件（13件）については、すべて廃止することとした。公益法人が指定、登録などにより法令に基づく権限を付与されているもの430件（注2）のうち、各府省で38件の見直しを実施（別紙2）参照。

（注1）「権限付与」とは、特定の法人が、法令等に基づいて指定、認定、登録等を受けて特定の事務・事業を実施している場合などをいう。

（注2）「権限付与件数」は、公益法人が現在受けている指定や登録など権限付与すべての件数であり、権限付与の対象が法令上公益法人（一般法人を含む。）に限られず、国所管の公益法人以外の法人も含めて複数の法人が権限を付与されているもの104件が含まれている。

<見直しの概要>

○権限付与の廃止

（法令根拠のないもの）⇒13件

【例】更新時講習において使用する教材として特定の公益法人が作成する冊子名を通達から削除（全日本交通安全協会）

（法令に基づくもの）⇒13件

【例】国際観光ホテル・旅館に関する情報提供実施機関としての指定の取り消し（日本観光協会）

○指定法人数の拡大による競争性の確保など運用の改善⇒4件

【例】国有林の収穫調査に係る指定法人につき、説明会やHPにより制度等の紹介を実施した結果、22年度中に6者から12者に拡大（日本森林林業振興会等）

○国民負担の軽減⇒16件

【例】精神保健福祉士試験受験手数料を11,500円から9,750円に引下げ（社会福祉振興・試験センター）

○その他の見直し⇒6件

なお、取りまとめ内容については、総務省に提供し、「国等から補助・委託等を受けている公益法人（指定法人等）に関する調査」の実施に資する。

(3) 不要・過大な資産の国庫納付

内閣府公益法人行政担当室から各府省に対し、所管する政府系公益法人において、内部留保率が30%を超えており、国・独立行政法人からの支出等がある場合には、当該法人に対して、各法人の収入に占める国・独立行政法人からの支出等の割合等を考慮の上で国庫等への納付要請を検討するよう依頼した。これに加え、各府省において、第1弾、第2弾及び第3弾の事業仕分けの評価結果等を踏まえた国庫納付について検討した。

各府省において、検討対象となった241法人、約1,006億円について、各法人の収入に占める国・独立行政法人からの支出等の割合や内部留保が積み上がった理由などについて考慮し、70法人に対して国庫等納付を要請した（金額を明示して要請があったものは56法人約598億円）。

各法人は、これを受けて国庫納付の可否を判断し、これまでに7法人から合計約590億円が国庫納付されることとなった（別紙3）参照。

（注）金額及び該当法人数は、平成22年度に国庫等に納付された額（平成22年度当初予算に計上されていたものを除く。）及び平成23年度当初予算に計上された額の合計を基に記載している。

<見直しの概要>

○各府省からの国庫等納付要請に応じて国庫納付されることとなったもの

・塩事業センター	404億円
・国有財産管理調査センター	2億円
・大蔵財務協会	0.2億円
・全国農地保有合理化協会	143億円
・海外漁業協力財団	20億円
・ベンチャーエンタープライズセンター	3億円
・民間都市開発推進機構	18億円

○各府省から国庫等納付要請を行い、納付の時期・金額が未定のもの

道路保全技術センター、関東建設弘済会ほか国土交通省所管 42 法人、東京社会保険協会、全国農協観光協会

(注) 要請への対応を検討中のものも含む。

○各府省において納付要請を検討中のもの

・防衛施設周辺整備協会

なお、(独)国際協力機構関連公益法人の不要資産の国庫納付について、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)に基づき、別途検討中。

○各府省から国庫納付要請をしたが、法人から納付困難との回答があったもの

- ・日本工学アカデミーなど内閣府所管 3 法人
- ・太平洋人材交流センターなど外務省所管 2 法人
- ・日本養豚協会など農林水産省所管 11 法人

(4) 指導監督基準に基づく指導監督の徹底

所管府省で、公益事業比率の是正や情報公開の徹底など指導監督基準に基づき指導監督を行い、問題がある法人については見直しを徹底。

○定款・寄付行為や財務諸表、役員名簿などHPで公表すべき情報を適切に情報開示していなかった 549 法人に対して、所管府省から指導を実施し、すべて対応済・対応予定。

○会計基準に沿った経理が行われていないなど経理上の問題があった 40 法人に対して、所管府省から指導を実施し、すべて対応済・対応予定。

○平成 21 年度において公益事業比率が 1/2 未満で是正を要する 409 法人に対して、所管府省から指導を実施。新制度の法人への移行に際して、内閣府公益認定等委員会において厳正に審査。

(別紙1)

○公益法人関連支出の見直し状況

府省庁名	支出件数	見直しを行った支出件数	見直し内容(複数の項目に該当する場合には重複して計上)					
			契約形態の見直し (一般競争入札への変更など)	契約条件の見直し (入札条件の緩和や分割発注など)	経費縮減等	22年度民間企業が受注	その他の見直し	22年度限り・廃止
内閣官房	9	3	1	0	1	2	0	0
人事院	2	2	0	0	2	0	0	0
内閣府	38	17	3	5	2	3	0	4
公正取引委員会	1	1	0	0	1	0	0	0
警察庁	8	7	2	2	3	0	0	0
金融庁	2	2	0	0	2	0	0	0
消費者庁	1	0	0	0	0	0	0	0
総務省	53	47	0	8	11	10	1	18
法務省	47	38	0	36	1	0	0	1
外務省	58	36	14	11	13	3	2	3
財務省	17	3	1	1	1	2	0	1
文科省	230	169	5	22	93	0	3	56
厚労省	288	218	12	10	86	1	12	104
農水省	384	382	72	37	152	13	37	92
経産省	486	397	23	23	234	2	70	49
国交省	1,960	1,779	747	822	33	237	18	31
環境省	238	182	27	54	151	4	2	31
防衛省	65	1	0	0	1	0	0	0
合計	3,887	3,284	907	1,031	787	277	145	390

(注)「契約形態の見直し」とは、随意契約から一般競争入札への変更等より競争性の高い契約方法に22年度以降変更したもの、「契約条件の見直し」とは、契約形態は変更せずに入札参加要件の緩和、分割発注、複数年契約の導入、公告期間の延長等を22年度以降行ったものである。

(別紙2)

○権限付与の見直し状況

・法令根拠のない権限付与の見直し状況

省庁名	法令に根拠がない権限付与を実施していた件数（全て廃止）
警察庁	8
総務省	2
厚労省	1
国交省	2
合計	13

・その他権限付与の見直し状況

府省庁名	権限付与件数	公益・一般法人要件がなく、国所管公益法人以外も権限付与されているもの ^(注1)	見直し件数	見直し内容(複数の項目に該当する場合には重複して計上)			
				権限付与の廃止	運用の改善 (指定法人数拡大による競争性確保など)	国民負担の軽減 (受験手数料の引下げなど)	その他の見直し
内閣府	1	0	0	0	0	0	0
警察庁	12	1	1	0	0	1	0
金融庁	12	2	0	0	0	0	0
消費者庁	1	0	0	0	0	0	0
総務省	36	9	8	2	0	6	0
法務省	4	0	1	0	1	1	0
外務省	0	0	0	0	0	0	0
財務省	3	1	1	0	0	0	1
文科省	23	1	0	0	0	0	0
厚労省	116	32	14	4	0	6	4
農水省	18	3	2	0	1	0	1
経産省	56	13	2	0	0	2	0
国交省	151	42	8	6	2	0	0
環境省	23	0	1	1	0	0	0
防衛省	0	0	0	0	0	0	0
合計	430	104	38	13	4	16	6

(注1) 権限付与の対象が法令上公益法人（一般法人を含む。）に限られず、国所管の公益法人以外の法人も含めて複数の法人が権限を付与されているもの。

(注2) 合計は、省庁間の共管を除いた実数。複数の見直し項目に該当している場合はそれぞれに計上している。また、各項目の件数には今後実施予定のものも含む。

(注3) その他権限付与の見直し状況の「権限付与件数」は、公益法人が現在受けている指定や登録など権限付与すべての件数であり、公益法人に限らず民間企業も参入可能となっているものや既に見直し措置が講じられているものも含む。

(別紙3)

○国庫納付要請等の状況

府省名	内部留保率 30%超で行政からの支出等があるもの及び不要・過大な資産を国庫納付すべきと特に判断したもの ^(※1)		各府省から法人への要請		法人による国庫納付実績 ^(※4)	
	上記に該当した政府系公益法人数(法人)	上記に該当した額 ^(※2) (百万円)	国庫納付要請件数(法人)	国庫納付要請額 ^(※3) (百万円)	国庫納付済件数(法人)	国庫納付済額(百万円)
内閣府	6	10,165	3	45	0	0
警察庁	1	9	0	0	0	0
金融庁	5	542	0	0	0	0
消費者庁	1	13	0	0	0	0
総務省	14	4,017	0	0	0	0
法務省	1	716	0	0	0	0
外務省	12	964	2	10	0	0
財務省	4	43,254	3	40,641	3	40,641
文科省	34	3,187	1	23	0	0
厚労省	20	1,199	1	^(※5) 0	0	0
農水省	19	18,167	14	^(※5) 16,410	2	16,300
経産省	29	3,597	4	297	1	250
国交省	108	19,609	46	^(※5) 2,451	1	1,816
環境省	10	413	0	0	0	0
防衛省	2	269	0	0	0	0
合計 ^(※6)	241	100,662	70	59,808	7	59,007

※1 内部留保率が30%を超えており、行政からの支出等がある場合のほか、不要・過大な資産を国庫納付すべきものと各府省が特に判断した場合を含む。

※2 「上記に該当した額」とは、行政からの支出等がある法人の内部留保率30%を超えた額及び各府省が特に国庫納付が必要と判断した額の合計額を記載している。

※3 内部留保率30%を超えたものに係る「国庫納付要請額」については、当該内部留保率30%を超えた額から、民間等由来が明白な部分を除いた上で、国・独立行政法人からの収入及び国からの権限付与による事業の収入が当該法人の収入に占める割合を乗じて得た額を標準として国庫納付要請額の検討を行うよう内閣府から各府省に依頼した。

※4 金額及び該当法人数は、平成22年度に国庫等に納付された額(平成22年度当初予算に計上されていたものを除く。)及び平成23年度当初予算に計上された額の合計を基に記載している。

※5 各府省から法人に対して国庫納付要請額を明示せず国庫納付要請を実施しているものがある(厚労省1法人、農水省1法人、国交省11法人)。

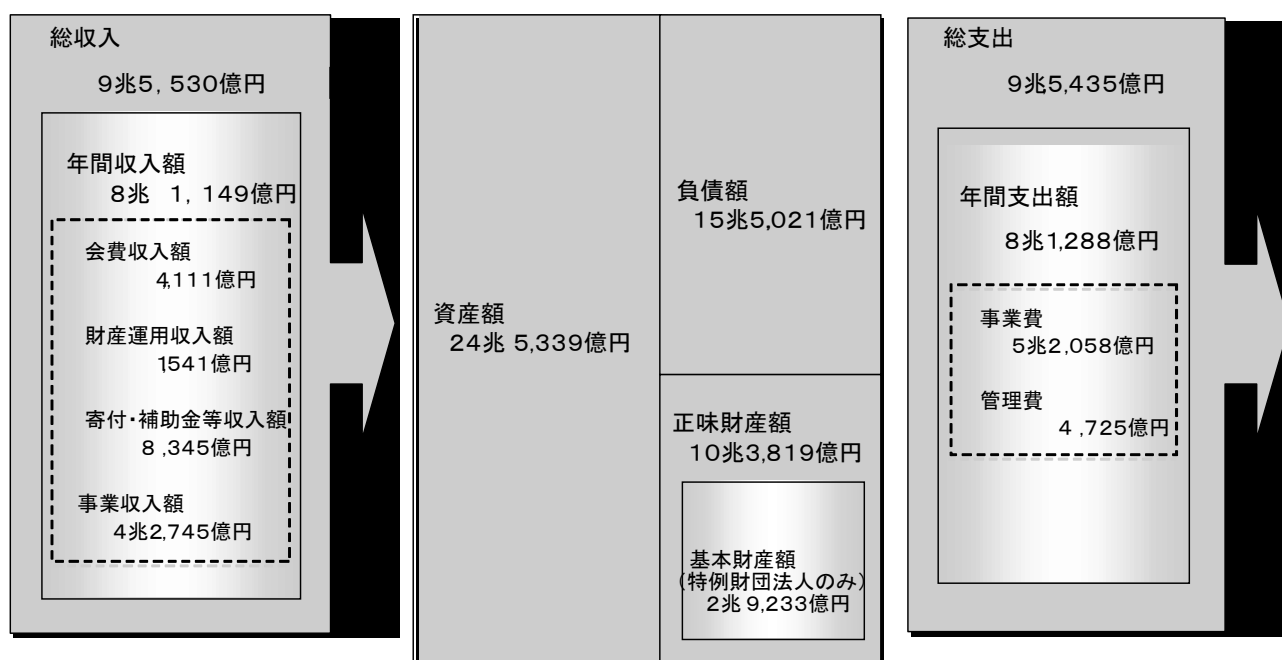
※6 共管法人については、共管する府省の欄の全てに計上しており、合計の法人数欄には重複を排除した実法人数を計上していることから、各省欄の合計法人数及び合計金額と合計欄の法人数及び金額は一致していない。

付属資料 データ等

資料
20

特例民法法人の全体像

資料
20



旧民法上の社員数
(特例社団法人のみ)
588万4,129社員



理事数
18万6,256人

監事数
2万8,152人

職員数
28万9,687人

評議員数
10万5,871人

- (注) 1 「寄付・補助金等収入額」は「寄付金収入額+補助金等収入額」の合計額。
2 「旧民法上の社員」は特例社団法人のみ、「基本財産額」は特例財団法人のみについて計算したもの。

主要項目	合計値	平均値	中央値
年間収入額	81,149 億円	64,862 万円	3,734 万円
会費収入額	4,111 億円	3,286 万円	162 万円
財産運用収入額	1,541 億円	1,231 万円	120 万円
寄付金収入額	782 億円	625 万円	0 万円
補助金等収入	8,345 億円	6,670 万円	0 万円
うち国から	4,587 億円	3,666 万円	0 万円
うち都道府県から	1,335 億円	1,067 万円	0 万円
うち市区町村から	1,116 億円	892 万円	0 万円
うち独立行政法人等から	867 億円	693 万円	0 万円
うちその他	439 億円	351 万円	0 万円
事業収入額	42,745 億円	34,166 万円	738 万円
前期繰越収支差額	14,527 億円	11,612 万円	630 万円
資産額	245,339 億円	196,098 万円	8,353 万円
負債額	155,021 億円	123,908 万円	475 万円
正味財産額	103,819 億円	82,982 万円	5,790 万円
基本財産額 (特例財団法人のみ)	29,233 億円	51,143 万円	4,800 万円
年間支出額	81,288 億円	64,973 万円	3,786 万円
事業費	52,058 億円	41,610 万円	2,127 万円
管理費	4,725 億円	3,777 万円	743 万円
次期繰越収支差額	14,310 億円	11,438 万円	608 万円
旧民法上の社員 (特例社団法人のみ)	5,884,129 社員	840 社員	35 社員
理事数	186,256 人	14.5 人	12 人
監事数	28,152 人	2.2 人	2 人
職員数	289,687 人	22.5 人	3 人
評議員数(特例財団法人のみ)	105,871 人	19.9 人	10 人

(注) 1 前期繰越収支差額は「(年間支出額+次期繰越収支差額) - 年間収入額」による推定値。
2 旧民法上の社員は特例社団法人のみ、基本財産額は特例財団法人のみについて計算したものの。

資料
21

特例民法法人数の推移

資料
21

(全体)

	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	
国所管	社団	3,442	3,504	3,557	3,583	3,627	3,654	3,672	3,691	3,704	3,883	3,877	3,850	3,805	3,731	3,710	3,683	3,654	3,614	3,572	3,450	2,935	1,794
	財団	3,127	3,187	3,242	3,284	3,295	3,161	3,171	3,178	3,175	3,271	3,266	3,236	3,204	3,163	3,131	3,093	3,066	3,011	2,921	2,650	2,057	1,074
	合計	6,569	6,691	6,799	6,867	6,922	6,815	6,843	6,869	6,879	7,154	7,143	7,086	7,009	6,894	6,841	6,776	6,720	6,625	6,493	6,100	4,992	2,868
都道府県所管	社団	8,238	8,499	8,643	8,771	8,882	9,023	9,130	9,196	9,228	9,139	9,147	9,154	9,160	9,134	9,082	8,985	8,963	8,891	8,821	8,634	7,859	5,232
	財団	9,327	9,658	9,864	10,059	10,215	10,343	10,396	10,410	10,342	10,145	10,070	9,978	9,827	9,669	9,495	9,268	9,093	8,927	8,668	8,167	7,092	4,818
	合計	17,565	18,157	18,507	18,830	19,097	19,366	19,526	19,606	19,570	19,284	19,217	19,132	18,987	18,803	18,577	18,253	18,056	17,818	17,489	16,801	14,951	10,050
全体	社団	11,648	11,946	12,142	12,296	12,451	12,618	12,743	12,827	12,872	12,889	12,889	12,872	12,836	12,749	12,677	12,572	12,530	12,420	12,308	12,004	10,745	7,004
	財団	12,420	12,811	13,072	13,309	13,476	13,471	13,532	13,553	13,482	13,375	13,294	13,171	12,989	12,792	12,586	12,321	12,118	11,897	11,548	10,779	9,115	5,873
	合計	24,068	24,757	25,214	25,605	25,927	26,089	26,275	26,380	26,354	26,264	26,183	26,043	25,825	25,541	25,263	24,893	24,648	24,317	23,856	22,783	19,860	12,877

(注) 1 各年の数値は、調査年の前年10月2日から調査年10月1日(平成20年以降については12月1日)現在である。
2 共管重複分を除く実数。

(国所管)

	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年
総務府	74	75	82	82	82
警察庁	51	51	51	52	51
金融再生委員会	-	-	117	117	156
総務庁	31	31	31	31	30
北海道開発庁	8	9	10	10	10
防衛庁	22	23	23	23	22
経済企画庁	30	30	30	29	29
科学技術庁	124	125	125	128	129
環境庁	64	66	71	73	74
沖縄開発庁	3	3	3	3	3
国土庁	41	41	41	42	42
法務省	135	135	135	136	138
外務省	243	244	239	238	238
大蔵省	798	810	708	716	704
文部省	1,792	1,802	1,811	1,821	1,825
厚生省	573	575	573	566	712
農林水産省	496	494	493	491	488
通商産業省	908	909	905	903	891
運輸省	848	853	848	849	841
郵政省	227	225	223	220	219
労働省	440	442	448	448	575
建設省	336	339	341	345	345
自治省	74	74	75	76	78
国合計	6,815	6,843	6,869	6,879	7,154

(国所管)

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
内閣府	85	85	91	91	90	88	87	88	78	69	53	29
警察庁	53	52	52	51	50	48	48	48	48	45	33	13
金融庁	156	149	145	137	134	132	132	130	128	122	96	37
消費者庁	-	-	-	-	-	-	-	-	15	12	10	4
総務省	342	335	324	317	310	307	302	300	283	274	246	158
法務省	138	136	137	137	137	138	137	137	135	130	115	86
外務省	237	235	232	229	225	224	219	217	214	194	157	90
財務省	706	708	709	710	708	709	708	706	703	695	563	408
文部科学省	1,952	1,948	1,939	1,930	1,940	1,946	1,951	1,937	1,911	1,735	1,346	697
厚生労働省	1,267	1,258	1,234	1,177	1,160	1,120	1,091	1,061	1,028	956	759	435
農林水産省	480	472	465	452	446	440	437	426	414	401	350	236
経済産業省	888	874	860	849	836	822	818	808	785	714	544	239
国土交通省	1,200	1,198	1,185	1,171	1,161	1,153	1,142	1,113	1,098	1,069	962	573
環境省	92	92	92	92	93	93	93	94	92	85	62	20
防衛省	22	22	22	22	22	22	22	22	22	21	16	7
国合計	7,143	7,086	7,009	6,894	6,841	6,776	6,720	6,625	6,493	6,100	4,992	2,868

(注) 1 平成8年からのデータを掲載している。
2 国合計は共管重複分を除く実数。
3 地方支分部局所管法人を含む省庁ごとの法人数。

(都道府県知事・都道府県教育委員会所管)

		平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
北海道	知事	770	778	769	765	758	752	744	744	738	734	725	713	699	685	659	586	355
	教育委員会	269	276	278	279	273	276	271	264	260	255	250	246	241	236	226	214	140
青森県	知事	281	283	285	284	276	273	270	265	265	262	256	255	250	248	241	226	163
	教育委員会	262	275	278	275	269	268	271	276	276	261	261	261	256	253	243	232	178
岩手県	知事	241	244	233	234	221	218	216	217	217	216	209	207	206	204	207	186	132
	教育委員会	241	244	233	234	221	218	216	217	217	216	209	207	206	204	207	186	132
山形県	知事	314	314	316	317	313	315	311	308	303	298	296	293	280	267	230	205	190
	教育委員会	315	321	325	323	317	313	317	315	306	305	307	306	303	307	293	272	211
福島県	知事	261	258	263	263	261	259	257	257	248	238	235	235	235	225	214	195	116
	教育委員会	325	323	321	318	309	307	306	302	297	296	288	286	291	283	269	226	135
茨城県	知事	419	425	421	420	414	414	414	410	409	399	392	388	391	385	372	349	226
	教育委員会	378	380	382	386	377	382	394	391	387	384	378	374	370	365	361	336	214
栃木県	知事	646	648	642	631	617	611	603	588	579	575	568	567	561	548	516	389	229
	教育委員会	523	530	531	532	526	524	519	515	511	507	495	491	482	476	456	409	279
群馬県	知事	364	371	380	376	370	373	371	367	364	360	353	349	346	341	331	298	193
	教育委員会	205	211	214	214	216	218	229	229	227	219	212	206	204	198	196	175	113
埼玉県	知事	302	307	310	313	304	304	302	294	287	277	272	269	266	264	255	242	169
	教育委員会	259	266	269	268	266	260	264	263	263	256	241	234	232	227	220	190	146
千葉県	知事	183	184	187	186	179	176	173	170	169	166	166	166	162	160	158	136	96
	教育委員会	332	331	333	331	328	323	326	327	321	320	310	308	307	301	288	246	173
東京都	知事	262	262	262	262	262	262	262	262	262	262	262	262	262	262	262	262	262
	教育委員会	361	360	362	362	362	362	362	362	362	362	362	362	362	362	362	362	362
神奈川県	知事	483	490	495	491	480	477	475	472	469	458	437	430	424	421	404	363	211
	教育委員会	227	227	233	230	224	218	215	215	211	211	209	209	207	201	199	181	126
新潟県	知事	245	253	249	248	242	244	244	238	235	229	224	222	216	212	205	167	95
	教育委員会	313	324	328	327	327	329	332	333	335	334	329	331	330	322	309	260	177
富山県	知事	427	435	437	435	429	429	429	425	419	416	411	408	403	391	367	310	145
	教育委員会	233	245	249	248	248	250	252	250	247	247	240	239	248	250	240	186	140
石川県	知事	203	205	206	205	200	201	202	199	193	189	187	183	180	178	171	157	110
	教育委員会	176	177	179	175	169	166	165	167	169	170	167	162	157	152	149	145	108
福井県	知事	242	249	251	249	249	250	249	246	246	240	230	228	221	217	214	198	143
	教育委員会	338	342	341	343	336	336	334	351	345	344	342	341	342	357	351	329	220
山梨県	知事	404	409	406	409	400	399	400	395	391	382	370	366	365	352	336	279	206
	教育委員会	331	333	336	333	333	332	329	324	321	313	301	298	292	286	273	212	132
長野県	知事	205	207	203	203	202	202	198	198	194	191	189	189	189	182	164	137	103
	教育委員会	203	203	204	204	199	198	197	195	193	188	183	183	181	178	174	172	123
岐阜県	知事	273	276	279	284	274	272	271	268	263	261	236	229	224	220	212	207	141
	教育委員会	510	510	510	507	492	492	491	487	484	473	472	468	461	456	444	408	295
静岡県	知事	180	179	181	183	176	176	177	173	173	171	168	166	164	164	155	145	114
	教育委員会	276	283	284	289	286	290	285	285	285	280	272	269	267	263	250	242	191
愛知県	知事	221	223	225	222	222	219	217	213	211	206	202	202	201	194	191	176	125
	教育委員会	259	260	265	261	256	253	252	252	251	245	242	240	236	228	216	198	136
大阪府	知事	230	233	231	231	226	226	227	228	228	227	216	211	212	209	201	185	127
	教育委員会	249	257	260	267	253	256	257	256	259	259	249	247	243	241	226	204	123
和歌山県	知事	203	203	206	207	200	206	201	205	208	205	202	203	198	193	190	194	138
	教育委員会	14922	15066	15143	15106	14823	14785	14764	14659	14516	14326	14024	13885	13769	13525	13044	11741	7859
北海道	知事	150	153	155	155	155	153	151	152	148	147	143	139	137	131	119	100	69
	教育委員会	111	112	111	110	110	110	109	108	108	106	106	108	106	101	97	89	70
青森県	知事	76	76	77	77	78	76	76	75	74	74	70	69	66	64	63	58	48
	教育委員会	80	80	80	80	78	76	76	75	74	73	70	69	67	66	64	63	58
岩手県	知事	126	123	129	130	131	129	130	126	124	125	125	119	116	113	98	89	25
	教育委員会	92	92	93	93	92	91	90	89	89	87	87	87	73	70	68	62	54
山形県	知事	56	56	57	57	57	56	47	44	44	42	42	43	43	43	40	34	24
	教育委員会	75	78	79	80	80	81	82	82	81	78	76	77	75	72	71	65	44
福島県	知事	66	66	66	66	65	64	64	64	62	61	60	49	48	46	46	37	20
	教育委員会	53	54	54	55	54	54	53	53	52	53	52	50	50	49	43	30	30
茨城県	知事	102	102	102	102	101	102	89	88	88	88	84	83	82	79	77	66	40
	教育委員会	333	334	330	324	319	318	315	313	308	306	297	294	293	285	256	197	104
栃木県	知事	142	143	143	142	144	145	143	142	140	137	137	135	136	133	126	108	67
	教育委員会	94	87	87	89	87	89	89	89	89	84	81	81	81	80	78	71	48
群馬県	知事	81	82	83	84	83	73	61	59	58	58	60	59	57	57	55	45	28
	教育委員会	82	81	82	84	82	83	82	81	81	76	75	72	71	70	68	60	45
埼玉県	知事	52	51	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
	教育委員会	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48
千葉県	知事	151	148	149	151	150	149	149	144	143	144	144	141	137	134	132	109	46
	教育委員会	83	85	84	84	81	80	80	79	81	80	80	79	80	78	75	59	24
東京都	知事	252	253	252	255	254	251	246	251	250	242	241	235	227	218	207	179	124
	教育委員会	119	119	120	116	117	116	114	111	112	113	108	107	107	105	100	84	58
神奈川県	知事	88	89	81	79	77	77	78	78	78	80	80	79	78	75	72	59	28
	教育委員会	85	87	85	85	84	84	82	81	82	81	80	80	75	71	66	50	30
新潟県	知事	194	196	200	201	202	201	200	200	199	198	196	195	194	194	188	151	96
	教育委員会	208	205	206	207	213	213	210	208	207	202	197	196	193	185	185	145	66
富山県	知事	189	194	190	187	189	187	185	184	184	183	182	179	178	159	127	65	24
	教育委員会	66	66	67	68	69	69	68	68	68	65	64	65	48	44	40	40	24
山梨県	知事	116	117	117	115	114	114	114	113	112	109	108	106	105	95	91	80	52
	教育委員会	45	45	45	45	46	46	46	46	45	44	44	41	41	41	37	36	24
山形県	知事	69	69	70	69	69	68	68	68	68	69	67	66	65	64	58	46	36
	教育委員会	95	94	96	96	95	97	98	76	77	76	75	74	74	74	65	44	29
福島県	知事	105	107	107	105	105	104	103	101	104	102	101	1					

資料
22

性格別法人数

(全体)

所 管 官 庁	法人数	性格別法人数			
		本来の 公益法人	互助・共済 団体等	営利転換候補	その他
国 所 管	2,868	2,786	82	0	0
都 道 府 県 所 管	10,050	7,706	2,229	13	102
合 計	12,877	10,451	2,311	13	102

(注) 共管重複分を除く実数。

(国所管)

所 管 官 庁	法人数	性格別法人数			
		本来の 公益法人	互助・共済 団体等	営利転換候補	その他
内 閣 府	29	28	1	0	0
警 察 庁	13	13	0	0	0
金 融 庁	37	10	27	0	0
消 費 者 庁	4	4	0	0	0
総 務 省	158	144	14	0	0
法 務 省	86	86	0	0	0
外 務 省	90	86	4	0	0
財 務 省	408	408	0	0	0
文 部 科 学 省	697	696	1	0	0
厚 生 労 働 省	435	433	2	0	0
農 林 水 産 省	236	221	15	0	0
経 済 産 業 省	239	232	7	0	0
国 土 交 通 省	573	559	14	0	0
環 境 省	20	20	0	0	0
防 衛 省	7	7	0	0	0
国 合 計	2,868	2,786	82	0	0

(注) 国合計は、共管重複分を除く実数。

(本省庁所管)

所 管 官 庁	法人数	性格別法人数			
		本来の 公益法人	互助・共済 団体等	営利転換候補	その他
内 閣 府	29	28	1	0	0
警 察 庁	13	13	0	0	0
金 融 庁	12	10	2	0	0
消 費 者 庁	4	4	0	0	0
総 務 省	128	119	9	0	0
法 務 省	86	86	0	0	0
外 務 省	90	86	4	0	0
財 務 省	15	15	0	0	0
文 部 科 学 省	697	696	1	0	0
厚 生 労 働 省	298	296	2	0	0
農 林 水 産 省	236	221	15	0	0
経 済 産 業 省	239	232	7	0	0
国 土 交 通 省	242	238	4	0	0
環 境 省	18	18	0	0	0
防 衛 省	7	7	0	0	0
本 省 庁 合 計	1,959	1,916	43	0	0

(注) 本省庁合計は、共管重複分を除く実数。

(地方支分部局所管)

所 管 官 庁	法人数	性格別法人数			
		本来の 公益法人	互助・共済 団体等	営利転換候補	その他
金 融 庁 支 部 局	25	0	25	0	0
総 務 省 支 部 局	30	25	5	0	0
財 務 省 支 部 局	393	393	0	0	0
厚 生 労 働 省 支 部 局	137	137	0	0	0
国 土 交 通 省 支 部 局	331	321	10	0	0
環 境 省 支 部 局	2	2	0	0	0
支 部 局 合 計	909	870	39	0	0

(注) 支分部局合計は、共管重複分を除く実数。

（都道府県知事・都道府県教育委員会所管）

所 管 官 庁	法人数	性格別法人数			
		本来の 公益法人	互助・共済 団体等	営利転換候補	その他
北海道知事	355	265	87	2	1
青森県知事	140	96	43	0	1
岩手県知事	183	128	53	1	1
宮城県知事	178	157	19	1	1
秋田県知事	132	83	47	1	1
山形県知事	101	69	32	0	0
福島県知事	199	148	49	1	1
茨城県知事	211	170	40	0	1
栃木県知事	116	82	34	0	0
群馬県知事	135	79	54	1	1
埼玉県知事	226	197	27	0	2
千葉県知事	214	178	35	0	1
東京都知事	229	89	111	0	29
神奈川県知事	279	149	130	0	0
新潟県知事	193	185	8	0	0
富山県知事	113	100	13	0	0
石川県知事	169	114	52	0	3
福井県知事	146	82	63	0	1
山梨県知事	86	50	36	0	0
長野県知事	173	165	8	0	0
岐阜県知事	139	98	41	0	0
静岡県知事	158	102	56	0	0
愛知県知事	211	191	19	0	1
三重県知事	126	106	19	0	1
滋賀県知事	95	63	32	0	0
京都府知事	177	149	26	0	2
大阪府知事	377	321	53	0	3
兵庫県知事	145	142	3	0	0
奈良県知事	140	99	37	0	4
和歌山県知事	110	102	8	0	0
鳥取県知事	108	79	29	0	0
島根県知事	143	126	16	0	1
岡山県知事	220	160	60	0	0
広島県知事	206	147	57	0	2
山口県知事	212	147	64	0	1
徳島県知事	92	87	4	0	1
香川県知事	109	98	11	0	0
愛媛県知事	123	84	38	0	1
高知県知事	141	105	34	0	2
福岡県知事	295	207	87	0	1
佐賀県知事	114	99	14	0	1
長崎県知事	191	99	87	0	5
熊本県知事	125	83	42	0	0
大分県知事	136	130	6	0	0
宮崎県知事	127	91	35	0	1
鹿児島県知事	123	107	16	0	0
沖縄県知事	138	95	42	0	1
知事合計	7,859	5,903	1,877	7	72

所 管 官 庁	法人数	性格別法人数			
		本来の 公益法人	互助・共済 団体等	営利転換候補	その他
北海道教委	69	63	3	1	2
青森県教委	70	62	8	0	0
岩手県教委	52	45	7	0	0
宮城県教委	48	33	15	0	0
秋田県教委	25	21	4	0	0
山形県教委	69	61	8	0	0
福島県教委	54	30	21	0	3
茨城県教委	24	22	2	0	0
栃木県教委	44	36	7	0	1
群馬県教委	20	18	2	0	0
埼玉県教委	30	24	4	0	2
千葉県教委	40	24	14	0	2
東京都教委	104	103	1	0	0
神奈川県教委	67	60	6	1	0
新潟県教委	48	31	14	0	3
富山県教委	28	27	1	0	0
石川県教委	45	38	7	0	0
福井県教委	30	23	7	0	0
山梨県教委	26	19	7	0	0
長野県教委	77	62	14	0	1
岐阜県教委	44	40	4	0	0
静岡県教委	124	118	6	0	0
愛知県教委	58	51	7	0	0
三重県教委	28	22	6	0	0
滋賀県教委	30	29	1	0	0
京都府教委	96	93	3	0	0
大阪府教委	96	89	7	0	0
兵庫県教委	65	50	11	0	4
奈良県教委	24	20	3	0	1
和歌山県教委	52	43	8	0	1
鳥取県教委	24	23	1	0	0
島根県教委	38	31	5	0	2
岡山県教委	29	27	2	0	0
広島県教委	64	48	13	2	1
山口県教委	43	29	14	0	0
徳島県教委	12	6	6	0	0
香川県教委	33	23	9	1	0
愛媛県教委	38	32	6	0	0
高知県教委	31	24	7	0	0
福岡県教委	99	58	38	0	3
佐賀県教委	40	36	4	0	0
長崎県教委	29	25	4	0	0
熊本県教委	31	27	4	0	0
大分県教委	32	19	13	0	0
宮崎県教委	30	21	5	0	4
鹿児島県教委	44	37	6	1	0
沖縄県教委	37	30	7	0	0
教委合計	2,241	1,853	352	6	30

資料 22

資料
23

営利法人等への転換状況等について

所管官庁	法人名	営利競合状況等	営利法人等への転換状況等
	該 当	な	し

※1 本調査の対象は、「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」(平成10年12月4日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せに基づき、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に営利転換等を行ったもの。

※2 「指針」とは、「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」の「参考 株式会社への転換の方法の例」を示す。

※3 指針(1)に基づく営利転換については、法人を解散した日。

資料
24

減少法人数

《全体》

所管官庁	減少法人数
国 所 管	2,125
都道府県所管	4,900
合 計	6,974

(注) 合計は共管重複分を除く実数。

《国所管》

所管官庁	減少法人数
内 閣 府	24
警 察 庁	20
金 融 庁	59
消 費 者 庁	6
総 務 省	87
法 務 省	29
外 務 省	67
財 務 省	155
文 部 科 学 省	647
厚 生 労 働 省	324
農 林 水 産 省	114
経 済 産 業 省	305
国 土 交 通 省	390
環 境 省	42
防 衛 省	9
国 合 計	2,125

《本省庁所管》

所管官庁	減少法人数
内 閣 府	24
警 察 庁	20
金 融 庁	16
消 費 者 庁	6
総 務 省	57
法 務 省	29
外 務 省	67
財 務 省	12
文 部 科 学 省	647
厚 生 労 働 省	209
農 林 水 産 省	114
経 済 産 業 省	305
国 土 交 通 省	224
環 境 省	42
防 衛 省	9
本 省 庁 合 計	1,781

《地方支分部局所管》

所管官庁	減少法人数
金融庁支部局	43
総務省支部局	30
財務省支部局	143
厚生労働省支部局	115
国土交通省支部局	166
環境省支部局	0
支部局合計	497

《都道府県知事所管》

所管官庁	減少法人数
北海道知事	234
青森県知事	72
岩手県知事	43
宮城県知事	54
秋田県知事	54
山形県知事	79
福島県知事	66
茨城県知事	63
栃木県知事	79
群馬県知事	91
埼玉県知事	123
千葉県知事	122
東京都知事	160
神奈川県知事	130
新潟県知事	105
富山県知事	62
石川県知事	74
福井県知事	46
山梨県知事	52
長野県知事	73
岐阜県知事	97
静岡県知事	148
愛知県知事	152
三重県知事	64
滋賀県知事	72
京都府知事	83
大阪府知事	191
兵庫県知事	165
奈良県知事	48
和歌山県知事	47
鳥取県知事	37
島根県知事	55
岡山県知事	109
広島県知事	73
山口県知事	77
徳島県知事	45
香川県知事	55
愛媛県知事	49
高知県知事	66
福岡県知事	113
佐賀県知事	31
長崎県知事	51
熊本県知事	51
大分県知事	62
宮崎県知事	58
鹿児島県知事	82
沖縄県知事	57
知事合計	3,920

《都道府県教育委員会所管》

所管官庁	減少法人数
北海道教委	31
青森県教委	19
岩手県教委	7
宮城県教委	14
秋田県教委	8
山形県教委	29
福島県教委	8
茨城県教委	10
栃木県教委	21
群馬県教委	17
埼玉県教委	14
千葉県教委	26
東京都教委	93
神奈川県教委	41
新潟県教委	23
富山県教委	17
石川県教委	15
福井県教委	16
山梨県教委	17
長野県教委	33
岐阜県教委	15
静岡県教委	55
愛知県教委	26
三重県教委	31
滋賀県教委	20
京都府教委	55
大阪府教委	49
兵庫県教委	62
奈良県教委	16
和歌山県教委	28
鳥取県教委	12
島根県教委	8
岡山県教委	15
広島県教委	22
山口県教委	32
徳島県教委	8
香川県教委	17
愛媛県教委	10
高知県教委	34
福岡県教委	29
佐賀県教委	5
長崎県教委	7
熊本県教委	17
大分県教委	5
宮崎県教委	8
鹿児島県教委	16
沖縄県教委	6
教委合計	1,067

資料
25

主務官庁別都道府県知事所管法人数

	内閣府	警察庁	金融庁	消費者 庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科 学省	厚生 労働省	農林 水産省	経済 産業省	国土 交通省	環境省	防衛省	都道府県 別合計
北海道知事	4	14	0	0	14	0	1	0	5	150	64	64	32	8	0	356
青森県知事	5	2	0	0	10	0	0	0	0	48	26	18	31	2	1	143
岩手県知事	1	4	0	0	6	0	1	0	8	79	44	23	14	3	0	183
宮城県知事	0	6	0	0	11	0	3	0	1	90	27	19	18	2	0	177
秋田県知事	2	5	0	0	9	0	0	0	8	51	17	9	25	5	0	131
山形県知事	1	2	0	0	9	0	1	0	3	40	15	19	13	2	0	105
福島県知事	1	2	1	0	17	0	1	0	3	94	26	30	17	5	0	197
茨城県知事	6	5	0	0	16	0	0	0	5	97	22	34	22	8	0	215
栃木県知事	1	3	0	0	6	0	0	0	8	43	22	18	16	4	0	121
群馬県知事	0	7	0	0	15	0	1	0	8	61	12	19	13	2	0	138
埼玉県知事	1	5	0	0	27	0	1	0	14	106	15	39	16	5	0	229
千葉県知事	1	6	0	0	26	0	1	0	8	100	20	28	20	7	0	217
東京都知事	12	3	0	0	14	0	0	0	7	139	9	30	16	2	0	232
神奈川県知事	1	7	0	0	18	0	0	0	9	139	23	33	48	2	0	280
新潟県知事	5	11	0	0	9	0	3	0	7	74	18	33	28	6	0	194
富山県知事	1	2	0	0	13	0	0	0	11	36	15	19	13	5	0	115
石川県知事	3	4	0	0	20	0	2	0	8	47	20	28	36	9	0	177
福井県知事	0	3	0	0	14	0	1	0	7	42	27	25	27	4	0	150
山梨県知事	0	5	0	0	10	0	1	0	1	34	12	12	10	2	0	87
長野県知事	0	3	0	0	34	0	1	0	3	73	30	21	9	3	0	177
岐阜県知事	1	2	0	0	16	0	0	0	6	45	25	23	21	1	0	140
静岡県知事	3	3	0	0	23	0	0	0	3	72	22	19	8	6	0	159
愛知県知事	2	5	0	0	8	0	1	0	14	103	15	37	20	9	0	214
三重県知事	0	5	0	0	8	0	1	0	22	49	15	14	10	4	0	128
滋賀県知事	0	1	0	0	11	0	2	0	5	46	10	8	10	6	0	99
京都府知事	1	2	0	0	11	0	0	0	9	76	31	27	16	7	0	180
大阪府知事	9	12	1	0	24	0	5	0	5	198	14	70	40	5	0	383
兵庫県知事	0	3	0	0	15	0	1	0	1	66	19	23	15	1	0	144
奈良県知事	1	4	0	0	27	0	2	0	4	53	14	16	14	2	0	137
和歌山県知事	1	3	0	0	14	0	0	0	0	46	16	12	13	7	0	112
鳥取県知事	0	3	0	0	13	0	0	0	3	40	25	9	13	2	0	108
島根県知事	1	2	0	0	27	0	0	0	1	51	25	17	20	0	0	144
岡山県知事	1	4	0	0	15	0	1	0	30	96	30	14	24	5	0	220
広島県知事	2	4	0	0	42	0	2	0	4	92	18	15	21	7	0	207
山口県知事	1	6	0	0	13	0	0	0	22	91	19	26	28	7	0	213
徳島県知事	0	3	0	0	8	0	0	0	7	35	13	11	12	3	0	92
香川県知事	0	1	0	0	11	0	0	0	2	57	15	10	8	4	0	108
愛媛県知事	2	6	0	0	5	0	3	0	10	57	18	14	5	3	0	123
高知県知事	0	4	0	0	15	0	0	0	2	48	31	10	22	12	0	144
福岡県知事	2	5	0	0	27	0	4	0	7	172	21	33	23	4	0	298
佐賀県知事	0	4	0	0	14	0	1	0	4	46	13	12	21	3	0	118
長崎県知事	2	3	0	0	20	0	2	0	2	80	35	21	27	3	0	195
熊本県知事	0	5	0	0	15	0	1	0	1	56	12	17	15	3	0	125
大分県知事	0	4	0	0	12	0	0	0	1	69	16	15	14	4	0	135
宮崎県知事	1	5	0	0	16	0	0	0	3	48	20	16	13	5	0	127
鹿児島県知事	0	6	0	0	8	0	0	0	1	50	26	16	13	5	0	125
沖縄県知事	5	4	0	0	9	0	1	0	9	55	15	18	18	5	2	141
府省庁別合計	80	208	2	0	725	0	45	0	302	3,440	997	1,044	888	209	3	7,943

注) 複数省庁を主務官庁とする法人があるため、都道府県別合計は都道府県別の所管法人数とは一致しない。

資料
26

社員規模別法人数

(全体)

所管官庁	特例社団法人数	社員規模別法人数						合計社員数	平均社員数
		0社員	1~99社員	100~499社員	500~999社員	1,000~4,999社員	5,000社員以上		
国 所 管	1,794	3	604	540	228	348	71	2,970,191	1,656
都 道 府 県 所 管	5,232	12	2,714	1,672	400	340	94	2,918,116	558
合 計	7,004	15	3,300	2,210	627	687	165	5,884,129	840

(注) 共管重複分を除く実数。

(国所管)

所管官庁	特例社団法人数	社員規模別法人数						合計社員数	平均社員数
		0社員	1~99社員	100~499社員	500~999社員	1,000~4,999社員	5,000社員以上		
内 閣 府	18	0	9	6	1	2	0	10,649	592
警 察 庁	5	0	3	1	0	1	0	4,983	997
金 融 庁	37	0	32	2	1	2	0	8,319	225
消 費 者 庁	4	0	3	1	0	0	0	478	120
総 務 省	58	0	30	16	6	5	1	31,495	543
法 務 省	72	0	21	48	3	0	0	12,118	168
外 務 省	49	1	23	21	1	3	0	13,979	285
財 務 省	400	0	42	48	74	213	23	776,742	1,942
文 部 科 学 省	243	1	66	94	22	34	26	1,208,087	4,972
厚 生 労 働 省	241	1	77	77	39	36	11	534,070	2,216
農 林 水 産 省	167	0	112	44	7	3	1	37,740	226
経 済 産 業 省	150	0	77	57	9	5	2	57,987	387
国 土 交 通 省	412	0	147	145	67	45	8	297,002	721
環 境 省	12	0	8	2	1	1	0	4,680	390
防 衛 省	2	0	0	1	0	1	0	3,660	1,830
国 合 計	1,794	3	604	540	228	348	71	2,970,191	1,656

(注) 国合計は、共管重複分を除く実数。

(本省庁所管)

所管官庁	特例社団法人数	社員規模別法人数						合計社員数	平均社員数
		0社員	1~99社員	100~499社員	500~999社員	1,000~4,999社員	5,000社員以上		
内 閣 府	18	0	9	6	1	2	0	10,649	592
警 察 庁	5	0	3	1	0	1	0	4,983	997
金 融 庁	12	0	7	2	1	2	0	7,954	663
消 費 者 庁	4	0	3	1	0	0	0	478	120
総 務 省	32	0	19	8	3	1	1	19,007	594
法 務 省	72	0	21	48	3	0	0	12,118	168
外 務 省	49	1	23	21	1	3	0	13,979	285
財 務 省	7	0	5	1	1	0	0	1,069	153
文 部 科 学 省	243	1	66	94	22	34	26	1,208,087	4,972
厚 生 労 働 省	137	1	53	47	7	18	11	470,512	3,434
農 林 水 産 省	167	0	112	44	7	3	1	37,740	226
経 済 産 業 省	150	0	77	57	9	5	2	57,987	387
国 土 交 通 省	136	0	62	43	15	9	7	138,644	1,019
環 境 省	11	0	7	2	1	1	0	4,612	419
防 衛 省	2	0	0	1	0	1	0	3,660	1,830
本 省 庁 合 計	978	3	421	359	70	78	47	1,964,086	2,008

(注) 本省庁合計は、共管重複分を除く実数。

(地方支分部局所管)

所管官庁	特例社団法人数	社員規模別法人数						合計社員数	平均社員数
		0社員	1~99社員	100~499社員	500~999社員	1,000~4,999社員	5,000社員以上		
金 融 庁 支 部 局	25	0	25	0	0	0	0	365	15
総 務 省 支 部 局	26	0	11	8	3	4	0	12,488	480
財 務 省 支 部 局	393	0	37	47	73	213	23	775,673	1,974
厚 生 労 働 省 支 部 局	104	0	24	30	32	18	0	63,558	611
国 土 交 通 省 支 部 局	276	0	85	102	52	36	1	158,358	574
環 境 省 支 部 局	1	0	1	0	0	0	0	68	68
支 部 局 合 計	816	0	183	181	158	270	24	1,006,105	1,233

(注) 支部局合計は、共管重複分を除く実数。

【都道府県知事・都道府県教育委員会所管】

所管官庁	特別社団法人数	社員規模別法人数					合計社員数	平均社員数	
		0社員	1～99社員	100～499社員	500～999社員	1000～4999社員			5000社員以上
北海道知事	238	1	138	72	12	13	2	106,789	449
青森県知事	25	0	52	25	7	2	2	53,547	517
岩手県知事	128	0	64	42	14	6	2	59,626	466
宮城県知事	103	0	47	33	13	7	3	62,851	610
秋田県知事	90	0	53	27	5	5	0	21,505	243
山形県知事	58	0	36	15	3	3	1	19,053	309
福島県知事	118	0	55	47	10	5	1	41,522	353
茨城県知事	133	0	64	53	7	9	0	37,168	279
栃木県知事	59	0	29	21	5	3	1	30,437	516
群馬県知事	82	0	43	26	7	6	0	23,511	292
埼玉県知事	144	0	62	59	9	11	3	113,491	768
千葉県知事	137	0	65	55	7	9	1	58,553	430
東京都知事	157	1	59	67	18	7	5	96,102	612
神奈川県知事	176	1	74	75	10	14	2	73,561	418
新潟県知事	177	0	71	25	10	10	1	45,628	350
富山県知事	69	0	42	20	5	2	0	12,562	159
石川県知事	80	0	53	18	7	2	0	14,236	178
福井県知事	91	1	50	30	3	7	0	22,653	249
山梨県知事	55	0	28	23	2	1	1	18,561	337
長野県知事	101	0	56	34	5	6	0	24,748	245
岐阜県知事	75	1	44	13	5	8	1	49,750	654
静岡県知事	93	0	56	22	9	5	1	44,588	479
愛知県知事	131	2	63	42	7	13	4	121,793	930
三重県知事	71	0	40	23	3	4	1	29,982	422
滋賀県知事	96	0	28	19	2	6	2	30,422	543
京都府知事	98	0	44	38	9	7	1	79,759	974
大阪府知事	206	1	90	76	11	19	9	148,296	720
兵庫県知事	73	0	42	17	7	5	2	38,482	527
奈良県知事	74	0	40	21	8	5	0	22,050	298
和歌山県知事	70	0	38	22	8	2	0	14,769	211
鳥取県知事	54	0	23	22	2	7	0	18,674	345
島根県知事	83	0	50	22	7	4	0	19,051	230
岡山県知事	111	0	64	34	5	6	2	38,463	347
広島県知事	105	2	54	31	6	10	2	57,236	545
山口県知事	139	0	96	31	7	6	0	26,527	187
徳島県知事	60	0	37	17	2	4	0	14,115	235
香川県知事	56	0	24	25	3	3	1	23,165	414
愛媛県知事	70	0	34	23	8	5	1	43,006	614
高知県知事	78	0	46	26	2	4	0	17,847	229
福岡県知事	172	0	75	67	12	13	5	107,794	627
佐賀県知事	72	0	40	22	4	5	1	25,540	355
長崎県知事	117	0	63	33	9	11	1	48,935	418
熊本県知事	86	0	45	24	5	8	2	59,057	687
大分県知事	89	0	59	22	4	3	1	22,711	255
宮崎県知事	91	0	50	24	5	6	3	54,205	595
鹿児島県知事	80	0	49	19	7	4	1	48,496	606
沖縄県知事	80	0	42	27	6	3	2	39,405	493
知事合計	4,715	10	2,475	1,628	331	303	68	2,182,726	463
北海道教委	11	0	4	4	1	2	0	4,714	429
青森県教委	11	0	7	7	0	0	0	7,221	711
岩手県教委	13	0	6	7	0	0	0	1,442	111
宮城県教委	12	0	7	3	1	1	0	3,989	332
秋田県教委	4	0	2	1	0	0	0	725	181
山形県教委	11	1	7	3	0	1	0	23,710	210
福島県教委	7	0	5	2	0	0	0	1,223	60
茨城県教委	4	0	3	1	0	0	0	299	75
栃木県教委	7	0	4	3	0	0	0	598	85
群馬県教委	7	0	3	4	0	0	0	1,164	165
埼玉県教委	6	0	2	0	2	2	0	3,641	640
千葉県教委	8	0	5	0	3	0	0	2,456	312
東京都教委	24	0	13	4	2	2	3	101,411	4,225
神奈川県教委	19	0	8	6	4	1	0	5,894	310
新潟県教委	14	0	5	3	5	1	0	6,003	429
富山県教委	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川県教委	10	0	6	4	0	0	0	1,074	107
福井県教委	6	0	3	2	0	0	1	3,936	5,656
山梨県教委	7	0	2	4	0	1	0	2,913	416
長野県教委	23	0	12	5	1	2	0	5,686	247
岐阜県教委	4	0	2	1	0	1	0	2,149	537
静岡県教委	92	0	35	20	30	7	0	39,707	432
愛知県教委	6	0	2	3	0	1	0	2,325	388
三重県教委	4	0	2	1	0	0	1	6,792	1,698
滋賀県教委	1	0	1	0	0	0	0	87	87
京都府教委	11	0	4	2	2	0	1	19,736	1,794
大阪府教委	24	0	9	7	4	3	1	38,412	1,601
兵庫県教委	20	0	7	7	2	2	2	67,307	3,355
奈良県教委	6	0	4	1	0	1	0	1,489	248
和歌山県教委	17	0	10	2	5	0	0	4,512	271
鳥取県教委	2	0	1	1	0	0	0	352	176
島根県教委	4	0	3	0	0	0	1	12,932	3,233
岡山県教委	1	0	0	0	0	0	1	6,398	6,398
広島県教委	15	0	7	5	1	3	2	41,601	2,311
山口県教委	7	0	3	1	0	0	3	5,656	809
徳島県教委	4	0	3	1	0	0	0	455	114
香川県教委	4	0	2	1	1	0	0	1,087	272
愛媛県教委	4	0	2	1	0	1	0	2,006	501
高知県教委	10	0	6	4	0	0	0	953	95
福岡県教委	18	0	4	7	3	4	0	11,230	624
佐賀県教委	8	0	5	2	1	0	0	1,506	188
長崎県教委	6	0	4	1	0	0	1	8,199	1,367
熊本県教委	3	0	1	2	0	0	0	436	145
大分県教委	13	0	3	5	0	0	5	107,497	8,259
宮崎県教委	6	1	4	1	0	0	0	553	92
鹿児島県教委	9	0	3	3	0	2	1	22,742	2,527
沖縄県教委	16	0	8	3	1	0	4	107,304	6,707
教委合計	522	2	239	146	70	38	27	744,608	1,426

資料
27

個人社員規模別法人数

(注) 共管重複分を除く実数。

所管官庁	特例社団法人数	個人社員規模別法人数						個人社員合計人数	個人社員平均人数
		0人	1~99人	100~499人	500~999人	1,000~4,999人	5,000人以上		
国 所 管	1,794	965	344	249	67	118	51	2,042,821	1,139
都 道 府 県 所 管	5,232	1,412	1,864	1,231	325	309	91	2,634,919	504
合 計	7,004	2,367	2,197	1,480	392	426	142	4,675,438	668

(注) 共管重複分を除く実数。

(国所管)

所管官庁	特例社団法人数	個人社員規模別法人数						個人社員合計人数	個人社員平均人数
		0人	1~99人	100~499人	500~999人	1,000~4,999人	5,000人以上		
内 閣 府	18	1	12	2	1	2	0	9,555	531
警 察 庁	5	4	0	0	0	1	0	4,458	892
金 融 庁	37	34	1	1	0	1	0	5,022	136
消 費 者 庁	4	1	2	1	0	0	0	306	77
総 務 省	58	32	17	2	2	4	1	22,973	396
法 務 省	72	0	21	49	2	0	0	11,985	166
外 務 省	49	6	22	17	2	2	0	12,455	254
財 務 省	400	340	7	1	4	40	8	159,812	400
文 部 科 学 省	243	26	62	78	19	33	25	1,192,508	4,907
厚 生 労 働 省	241	137	46	27	7	15	9	441,251	1,831
農 林 水 産 省	167	120	29	12	2	3	1	24,262	145
経 済 産 業 省	150	95	32	15	3	3	2	35,368	236
国 土 交 通 省	412	206	116	46	24	14	6	137,762	334
環 境 省	12	7	3	0	1	1	0	3,694	308
防 衛 省	2	0	0	1	0	1	0	3,652	1,826
国 合 計	1,794	965	344	249	67	118	51	2,042,821	1,139

(注) 国合計は、共管重複分を除く実数。

(本省庁所管)

所管官庁	特例社団法人数	個人社員規模別法人数						個人社員合計人数	個人社員平均人数
		0人	1~99人	100~499人	500~999人	1,000~4,999人	5,000人以上		
内 閣 府	18	1	12	2	1	2	0	9,555	531
警 察 庁	5	4	0	0	0	1	0	4,458	892
金 融 庁	12	9	1	1	0	1	0	5,022	419
消 費 者 庁	4	1	2	1	0	0	0	306	77
総 務 省	32	16	12	1	1	1	1	15,266	477
法 務 省	72	0	21	49	2	0	0	11,985	166
外 務 省	49	6	22	17	2	2	0	12,455	254
財 務 省	7	4	2	0	1	0	0	873	125
文 部 科 学 省	243	26	62	78	19	33	25	1,192,508	4,907
厚 生 労 働 省	137	59	32	21	4	12	9	430,576	3,143
農 林 水 産 省	167	120	29	12	2	3	1	24,262	145
経 済 産 業 省	150	95	32	15	3	3	2	35,368	236
国 土 交 通 省	136	77	31	12	5	6	5	85,853	631
環 境 省	11	7	2	0	1	1	0	3,669	334
防 衛 省	2	0	0	1	0	1	0	3,652	1,826
本 省 庁 合 計	978	387	237	207	41	64	42	1,813,616	1,854

(注) 本省庁合計は、共管重複分を除く実数。

(地方支分部局所管)

所管官庁	特例社団法人数	個人社員規模別法人数						個人社員合計人数	個人社員平均人数
		0人	1~99人	100~499人	500~999人	1,000~4,999人	5,000人以上		
金 融 庁 支 部 局	25	25	0	0	0	0	0	0	0
総 務 省 支 部 局	26	16	5	1	1	3	0	7,707	296
財 務 省 支 部 局	393	336	5	1	3	40	8	158,939	404
厚 生 労 働 省 支 部 局	104	78	14	6	3	3	0	10,675	103
国 土 交 通 省 支 部 局	276	129	85	34	19	8	1	51,909	188
環 境 省 支 部 局	1	0	1	0	0	0	0	25	25
支 部 局 合 計	816	578	107	42	26	54	9	229,205	281

(注) 支部局合計は、共管重複分を除く実数。

(都道府県知事・都道府県教育委員会所管)

所管官庁	特務社団法人数	個人社員規模別法人数						個人社員合計人数	個人社員平均人数
		0人	1~99人	100~499人	500~999人	1,000~4,999人	5,000人以上		
北海道知事	238	82	93	40	9	12	2	94,029	395
青森県知事	89	35	31	17	2	2	2	48,741	548
岩手県知事	128	44	33	30	13	6	2	55,783	436
宮城県知事	103	27	36	20	11	5	3	56,421	548
秋田県知事	90	34	31	16	4	5	0	17,942	199
山形県知事	58	19	25	9	2	2	1	14,603	252
福島県知事	118	29	44	31	9	4	1	36,681	302
茨城県知事	133	33	45	41	6	3	0	30,659	231
栃木県知事	59	19	16	16	4	2	1	26,550	455
群馬県知事	82	24	28	19	6	5	0	19,468	237
埼玉県知事	144	25	54	49	4	9	3	104,639	727
千葉県知事	137	28	58	41	3	6	1	44,256	323
東京都知事	167	45	35	57	15	5	5	87,233	656
神奈川県知事	176	55	41	56	7	14	1	58,170	351
新潟県知事	117	31	51	18	7	9	1	39,343	336
富山県知事	69	27	25	12	3	2	0	9,344	135
石川県知事	80	33	28	12	5	2	0	9,906	124
福井県知事	91	29	36	18	3	6	0	17,772	195
山梨県知事	55	15	20	17	1	1	1	16,339	297
長野県知事	101	36	32	24	4	5	0	19,505	193
岐阜県知事	76	21	28	12	6	1	1	46,749	623
静岡県知事	98	28	34	18	7	5	1	42,115	453
愛知県知事	131	29	43	36	5	12	4	116,302	858
三重県知事	71	15	28	22	1	4	1	28,006	394
滋賀県知事	56	17	19	10	2	6	2	27,796	496
京都府知事	98	19	39	24	8	7	1	76,499	781
大阪府知事	206	33	81	66	11	17	8	131,286	637
兵庫県知事	73	15	33	12	6	5	2	36,379	498
奈良県知事	74	20	25	17	7	5	0	18,412	249
和歌山県知事	70	17	23	20	8	2	0	13,501	193
鳥取県知事	64	11	21	13	3	3	0	16,117	238
徳島県知事	83	23	35	16	5	1	0	16,201	195
岡山県知事	111	32	44	25	3	5	2	32,963	297
広島県知事	106	32	34	23	6	8	2	51,570	491
山口県知事	139	38	76	22	4	5	0	21,098	152
徳島県知事	60	21	21	13	1	4	0	11,742	135
香川県知事	56	16	20	14	3	2	1	19,600	350
愛媛県知事	70	14	22	21	7	5	1	40,517	585
高知県知事	78	27	32	13	2	4	0	14,507	186
福岡県知事	172	24	61	59	11	12	5	98,702	574
佐賀県知事	72	24	19	15	4	5	1	23,185	322
長崎県知事	117	38	34	27	6	11	1	43,928	375
熊本県知事	86	23	27	21	6	5	1	41,147	478
大分県知事	89	27	42	14	2	3	1	18,676	210
宮崎県知事	91	35	25	18	6	8	3	45,035	495
鹿児島県知事	80	25	33	12	5	4	1	44,513	556
沖縄県知事	80	22	28	21	5	2	2	34,720	434
知事合計	4,715	1,309	1,688	1,119	258	276	65	1,918,365	407
北海道教委	11	5	2	1	2	1	0	2,948	268
青森県教委	11	4	4	3	0	0	0	991	90
岩手県教委	13	2	5	6	0	0	0	1,166	90
宮城県教委	12	2	6	2	1	1	0	3,745	312
秋田県教委	4	1	1	1	1	0	0	693	173
山形県教委	11	4	5	1	0	0	0	1,766	162
福島県教委	7	2	4	1	0	0	0	281	41
茨城県教委	4	3	1	0	0	0	0	15	4
栃木県教委	7	5	1	1	0	0	0	187	27
群馬県教委	7	1	3	3	0	0	0	973	139
埼玉県教委	6	1	0	0	1	0	0	1,858	310
千葉県教委	8	3	2	0	3	0	0	2272	284
東京都教委	24	3	11	3	2	2	3	100,907	4204
神奈川県教委	19	2	7	6	3	1	0	51,611	272
新潟県教委	14	2	5	1	5	1	0	5,642	403
富山県教委	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川県教委	10	4	3	3	0	0	0	590	59
福井県教委	6	2	3	0	0	0	1	3,600	560
山梨県教委	7	1	2	3	0	0	0	2,591	370
長野県教委	23	7	8	8	1	2	0	3,465	238
岐阜県教委	4	0	2	1	0	1	0	2,047	512
静岡県教委	92	2	34	19	30	7	0	39,422	429
愛知県教委	6	3	2	0	1	0	0	1,000	167
三重県教委	2	0	2	1	0	0	1	6,758	1,650
滋賀県教委	1	0	1	0	0	0	0	87	87
京都府教委	11	0	5	4	1	0	1	19,007	1,728
大阪府教委	24	1	9	6	5	2	1	37,574	1,557
兵庫県教委	20	2	6	6	2	2	2	66,338	3,317
奈良県教委	6	1	3	1	0	1	0	1,476	246
和歌山県教委	17	4	6	3	4	0	0	4,211	248
鳥取県教委	2	1	0	1	0	0	0	300	150
徳島県教委	4	1	2	0	0	0	1	1,290	323
岡山県教委	1	0	0	0	0	0	1	6,398	639
広島県教委	18	3	4	5	1	3	2	40,760	2,264
山口県教委	7	2	1	1	0	0	3	56,569	8,081
徳島県教委	4	1	2	1	0	0	0	435	109
香川県教委	4	2	0	1	1	0	0	983	238
愛媛県教委	4	1	1	1	0	1	0	1,992	498
高知県教委	10	2	5	3	0	0	0	848	85
福岡県教委	18	4	3	5	2	4	0	9,638	535
佐賀県教委	8	5	1	1	1	0	0	10,23	128
長崎県教委	6	2	3	0	0	0	1	7,964	1,321
熊本県教委	3	1	0	2	0	0	0	308	103
大分県教委	13	3	0	5	0	0	5	107,383	8,260
宮崎県教委	6	3	0	0	0	0	0	169	28
鹿児島県教委	9	4	1	1	0	1	1	22,335	2,482
沖縄県教委	16	1	7	3	1	0	4	107,100	6,694
教委合計	522	103	176	114	68	34	27	725,674	1,390

資料
28

団体社員規模別法人数

《全体》

所管官庁	特例社団法人数	団体社員規模別法人数						団体社員 合計団体数	団体社員 平均団体数
		0団体	1~99 団体	100~ 499 団体	500~ 999 団体	1,000~ 4,999 団体	5,000 団体以上		
国 所 管	1,794	388	632	354	173	229	18	927,370	517
都 道 府 県 所 管	5,232	2,930	1,684	518	75	22	3	283,197	54
合 計	7,004	3,317	2,299	870	246	251	21	1,208,691	173

(注) 共管重複分を除く実数。

《国所管》

所管官庁	特例社団法人数	団体社員規模別法人数						団体社員 合計団体数	団体社員 平均団体数
		0団体	1~99 団体	100~ 499 団体	500~ 999 団体	1,000~ 4,999 団体	5,000 団体以上		
内 閣 府	18	5	9	4	0	0	0	1,094	61
警 察 庁	5	1	3	1	0	0	0	525	105
金 融 庁	37	1	32	3	0	1	0	3,297	89
消 費 者 庁	4	0	4	0	0	0	0	172	43
総 務 省	58	5	33	14	5	1	0	8,522	147
法 務 省	72	30	42	0	0	0	0	133	2
外 務 省	49	14	30	5	0	0	0	1,524	31
財 務 省	400	53	43	46	70	173	15	616,930	1,542
文 部 科 学 省	243	165	51	20	3	4	0	15,579	64
厚 生 労 働 省	241	46	78	61	33	21	2	92,819	385
農 林 水 産 省	167	21	107	35	4	0	0	13,478	81
経 済 産 業 省	150	12	85	45	6	2	0	22,619	151
国 土 交 通 省	412	37	152	139	55	28	1	159,240	387
環 境 省	12	1	8	3	0	0	0	986	82
防 衛 省	2	1	1	0	0	0	0	8	4
国 合 計	1,794	388	632	354	173	229	18	927,370	517

(注) 国合計は、共管重複分を除く実数。

《本省庁所管》

所管官庁	特例社団法人数	団体社員規模別法人数						団体社員 合計団体数	団体社員 平均団体数
		0団体	1~99 団体	100~ 499 団体	500~ 999 団体	1,000~ 4,999 団体	5,000 団体以上		
内 閣 府	18	5	9	4	0	0	0	1,094	61
警 察 庁	5	1	3	1	0	0	0	525	105
金 融 庁	12	1	7	3	0	1	0	2,932	244
消 費 者 庁	4	0	4	0	0	0	0	172	43
総 務 省	32	3	19	7	3	0	0	3,741	117
法 務 省	72	30	42	0	0	0	0	133	2
外 務 省	49	14	30	5	0	0	0	1,524	31
財 務 省	7	1	6	0	0	0	0	196	28
文 部 科 学 省	243	165	51	20	3	4	0	15,579	64
厚 生 労 働 省	137	39	51	36	3	6	2	39,936	292
農 林 水 産 省	167	21	107	35	4	0	0	13,478	81
経 済 産 業 省	150	12	85	45	6	2	0	22,619	151
国 土 交 通 省	136	20	60	37	14	4	1	52,791	388
環 境 省	11	1	7	3	0	0	0	943	86
防 衛 省	2	1	1	0	0	0	0	8	4
本 省 庁 合 計	978	310	436	180	32	17	3	150,470	154

(注) 本省庁合計は、共管重複分を除く実数。

《地方支分部局所管》

所管官庁	特例社団法人数	団体社員規模別法人数						団体社員 合計団体数	団体社員 平均団体数
		0団体	1~99 団体	100~ 499 団体	500~ 999 団体	1,000~ 4,999 団体	5,000 団体以上		
金 融 庁 支 部 局	25	0	25	0	0	0	0	365	15
総 務 省 支 部 局	26	2	14	7	2	1	0	4,781	184
財 務 省 支 部 局	393	52	37	46	70	173	15	616,734	1,569
厚 生 労 働 省 支 部 局	104	7	27	25	30	15	0	52,883	508
国 土 交 通 省 支 部 局	276	17	92	102	41	24	0	106,449	386
環 境 省 支 部 局	1	0	1	0	0	0	0	43	43
支 部 局 合 計	816	78	196	174	141	212	15	776,900	952

(注) 支部局合計は、共管重複分を除く実数。

資料
28

(都道府県知事・都道府県教育委員会所管)

所管官庁 特別社会法人数	団体社員規模別法人数						団体社員 合計団体数	団体社員 平均団体数
	0団体	1~99 団体	100~ 499 団体	500~ 999 団体	1,000~ 4,999 団体	5,000 団体以上		
北海道知事	238	105	98	31	4	0	12,760	54
青森県知事	89	26	49	7	2	0	5,206	76
岩手県知事	128	64	53	10	1	0	3,843	30
宮城県知事	103	57	28	16	1	0	6,430	62
秋田県知事	90	40	38	11	1	0	3,663	24
山形県知事	58	31	16	9	1	0	4,450	77
福島県知事	118	66	37	13	1	0	5,941	50
茨城県知事	133	84	33	14	1	0	6,509	49
栃木県知事	59	33	20	4	1	0	3,577	61
群馬県知事	82	43	25	8	1	0	4,443	54
埼玉県知事	144	58	28	3	2	0	3,852	67
千葉県知事	137	81	28	22	4	0	14,595	107
東京都知事	157	95	40	17	5	0	8,869	56
神奈川県知事	176	94	56	19	3	0	15,391	87
新潟県知事	117	88	38	10	2	0	5,285	64
富山県知事	69	30	23	9	1	0	3,618	52
石川県知事	80	26	44	8	2	0	4,330	54
福井県知事	91	42	34	3	2	0	4,881	54
山梨県知事	55	26	21	7	1	0	2,722	40
長野県知事	101	54	34	11	1	0	5,242	62
岐阜県知事	75	47	23	3	2	0	3,031	40
静岡県知事	93	54	33	5	1	0	2,473	27
愛知県知事	131	89	32	8	1	0	5,491	42
三重県知事	71	37	30	3	1	0	1,974	28
滋賀県知事	56	25	23	7	1	0	2,626	47
京都府知事	98	58	26	14	0	0	3,260	33
大阪府知事	206	123	54	25	0	0	17,010	83
兵庫県知事	73	51	17	4	1	0	2,103	29
奈良県知事	74	41	27	4	2	0	3,698	60
和歌山県知事	76	42	25	3	0	0	1,288	18
鳥取県知事	54	26	19	9	0	0	2,497	46
島根県知事	83	47	27	8	1	0	2,890	34
岡山県知事	111	57	40	12	1	0	5,500	50
広島県知事	105	51	32	10	1	0	5,656	64
山口県知事	139	80	47	9	3	0	4,929	35
徳島県知事	60	35	20	4	1	0	2,373	40
香川県知事	56	32	13	10	0	0	3,565	64
愛媛県知事	70	47	19	3	1	0	2,089	30
高知県知事	78	29	35	11	0	0	3,534	43
福岡県知事	172	129	31	9	1	0	9,092	53
佐賀県知事	72	37	28	6	1	0	2,366	33
長崎県知事	117	63	40	13	1	0	5,007	43
熊本県知事	85	52	25	7	1	0	17,920	208
大分県知事	89	47	31	9	2	0	4,035	45
宮崎県知事	91	45	34	9	2	0	9,170	101
鹿児島県知事	80	48	21	9	2	0	3,983	50
沖縄県知事	80	42	28	8	2	0	4,686	59
知事合計	4,715	2,607	1,337	479	68	21	264,381	56
北海道教委	11	1	6	3	1	0	1,766	161
青森県教委	11	6	4	1	0	0	230	21
岩手県教委	13	6	5	0	0	0	276	21
宮城県教委	12	6	5	1	0	0	244	20
秋田県教委	4	3	1	0	0	0	32	8
山形県教委	11	2	8	1	0	0	524	48
福島県教委	7	5	1	1	0	0	142	20
茨城県教委	4	0	3	1	0	0	284	71
栃木県教委	7	1	4	2	0	0	406	68
群馬県教委	7	5	1	1	0	0	181	26
埼玉県教委	6	2	2	0	1	0	1,983	331
千葉県教委	3	3	5	0	0	0	224	28
東京都教委	24	15	8	1	0	0	504	21
神奈川県教委	19	12	6	0	1	0	733	39
新潟県教委	14	10	2	2	0	0	361	26
富山県教委	0	0	0	0	0	0	0	0
石川県教委	10	3	6	1	0	0	484	48
福井県教委	5	2	3	1	0	0	336	66
山梨県教委	7	5	1	1	0	0	322	46
長野県教委	23	14	9	0	0	0	221	10
岐阜県教委	4	3	0	1	0	0	102	26
静岡県教委	92	86	5	1	0	0	285	3
愛知県教委	9	1	3	1	0	0	1,329	222
三重県教委	4	3	1	0	0	0	34	9
滋賀県教委	1	1	0	0	0	0	0	0
京都府教委	11	8	2	0	1	0	729	66
大阪府教委	24	11	9	4	0	0	1,038	43
兵庫県教委	20	13	3	4	0	0	969	48
奈良県教委	6	5	1	0	0	0	13	2
和歌山県教委	17	12	4	1	0	0	401	24
鳥取県教委	2	1	1	0	0	0	52	26
島根県教委	4	3	1	0	0	0	27	7
岡山県教委	1	1	0	0	0	0	0	0
広島県教委	18	12	2	1	1	0	841	47
山口県教委	7	4	3	0	0	0	57	8
徳島県教委	4	2	2	0	0	0	20	5
香川県教委	4	1	3	0	0	0	134	34
愛媛県教委	4	3	1	0	0	0	11	3
高知県教委	10	7	3	0	0	0	105	11
福岡県教委	18	10	6	1	1	0	1,592	88
佐賀県教委	8	3	4	1	0	0	483	60
長崎県教委	5	4	1	1	0	0	235	39
熊本県教委	3	1	2	0	0	0	128	43
大分県教委	13	10	3	0	0	0	104	8
宮崎県教委	6	3	2	1	0	0	384	64
鹿児島県教委	9	4	3	2	0	0	404	45
沖縄県教委	16	14	1	1	0	0	254	13
教委合計	522	327	148	39	7	1	18,934	36

資料
29

基本財産規模別法人数

【全体】

所管官庁	特例財団法人数	基本財産規模別法人数						基本財産 合計金額 (百万円)	基本財産 平均金額 (百万円)
		500万円 未満	500万円 以上 1千万円 未満	1千万円 以上 5千万円 未満	5千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上 10億円 未満	10億円 以上		
国 所 管	1,074	95	44	233	103	446	153	743,370	692
都 道 府 県 所 管	4,818	761	292	1,576	644	1,350	195	2,183,466	453
合 計	5,873	853	335	1,801	746	1,791	347	2,923,318	498

(注) 共管重複分を除く実数。

【国所管】

所管官庁	特例財団法人数	基本財産規模別法人数						基本財産 合計金額 (百万円)	基本財産 平均金額 (百万円)
		500万円 未満	500万円 以上 1千万円 未満	1千万円 以上 5千万円 未満	5千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上 10億円 未満	10億円 以上		
内 閣 府	11	0	2	4	1	3	1	3,293	299
警 察 庁	8	0	0	0	0	2	6	17,135	2,142
金 融 庁	0	0	0	0	0	0	0		
消 費 者 庁	0	0	0	0	0	0	0		
総 務 省	100	4	3	25	6	41	21	111,299	1,113
法 務 省	14	1	1	4	3	4	1	2,476	177
外 務 省	41	7	3	5	4	15	7	21,068	514
財 務 省	8	0	0	1	2	2	3	57,861	7,233
文 部 科 学 省	454	51	15	92	43	207	46	249,149	549
厚 生 労 働 省	194	17	13	49	27	69	19	89,144	460
農 林 水 産 省	69	1	2	11	7	25	23	79,556	1,153
経 済 産 業 省	89	7	2	10	4	55	11	56,580	636
国 土 交 通 省	161	8	4	39	11	68	31	146,431	910
環 境 省	8	0	0	0	0	5	3	4,926	616
防 衛 省	5	0	0	1	1	2	1	1,811	362
国 合 計	1,074	95	44	233	103	446	153	743,370	692

(注) 国合計は、共管重複分を除く実数。

【本省庁所管】

所管官庁	特例財団法人数	基本財産規模別法人数						基本財産 合計金額 (百万円)	基本財産 平均金額 (百万円)
		500万円 未満	500万円 以上 1千万円 未満	1千万円 以上 5千万円 未満	5千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上 10億円 未満	10億円 以上		
内 閣 府	11	0	2	4	1	3	1	3,293	299
警 察 庁	8	0	0	0	0	2	6	17,135	2,142
金 融 庁	0	0	0	0	0	0	0		
消 費 者 庁	0	0	0	0	0	0	0		
総 務 省	96	4	2	25	6	38	21	110,723	1,153
法 務 省	14	1	1	4	3	4	1	2,476	177
外 務 省	41	7	3	5	4	15	7	21,068	514
財 務 省	8	0	0	1	2	2	3	57,861	7,233
文 部 科 学 省	454	51	15	92	43	207	46	249,149	549
厚 生 労 働 省	161	10	11	35	24	63	18	85,752	533
農 林 水 産 省	69	1	2	11	7	25	23	79,556	1,153
経 済 産 業 省	89	7	2	10	4	55	11	56,580	636
国 土 交 通 省	106	5	1	19	7	47	27	130,573	1,232
環 境 省	7	0	0	0	0	5	2	3,377	482
防 衛 省	5	0	0	1	1	2	1	1,811	362
本 省 庁 合 計	981	85	38	199	96	416	147	721,994	736

(注) 本省庁合計は、共管重複分を除く実数。

【地方支分部局所管】

所管官庁	特例財団法人数	基本財産規模別法人数						基本財産 合計金額 (百万円)	基本財産 平均金額 (百万円)
		500万円 未満	500万円 以上 1千万円 未満	1千万円 以上 5千万円 未満	5千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上 10億円 未満	10億円 以上		
金 融 庁 支 部 局	0	0	0	0	0	0	0		
総 務 省 支 部 局	4	0	1	0	0	3	0	576	144
財 務 省 支 部 局	0	0	0	0	0	0	0		
厚 生 労 働 省 支 部 局	33	7	2	14	3	6	1	3,392	103
国 土 交 通 省 支 部 局	55	3	3	20	4	21	4	15,858	288
環 境 省 支 部 局	1	0	0	0	0	0	1	1,550	1,550
支 部 局 合 計	93	10	6	34	7	30	6	21,376	230

(注) 支部局合計は、共管重複分を除く実数。

資料
29

〔都道府県知事・都道府県教育委員会所管〕

所管官庁	特別財団法人数	基本財産税課税別法人数						基本財産 合計金額 (百万円)	基本財産 平均金額 (百万円)
		500万円 未満	500万円 以上 1千万円 未満	1千万円 以上 5千万円 未満	5千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上 10億円 未満	10億円 以上		
北海道知事	117	18	7	49	7	33	3	16,639	142
青森県知事	51	8	2	25	6	6	1	3,892	76
岩手県知事	56	10	6	19	4	14	2	6,569	120
宮城県知事	75	14	1	27	6	24	3	13,433	179
秋田県知事	42	8	1	13	4	16	0	6,077	145
山形県知事	43	4	3	16	6	12	2	9,184	214
福島県知事	81	9	6	27	19	18	2	11,568	143
茨城県知事	78	10	1	25	15	24	3	14,657	188
栃木県知事	67	9	3	31	7	7	0	2,824	50
群馬県知事	53	9	2	17	7	16	2	7,702	145
埼玉県知事	82	18	2	21	14	25	2	11,882	145
千葉県知事	77	19	8	24	5	20	3	27,312	355
東京都知事	72	9	8	16	5	26	8	21,406	297
神奈川県知事	153	21	0	20	7	45	9	39,343	382
新潟県知事	76	12	3	21	7	26	7	23,240	306
富山県知事	44	6	5	17	7	9	0	4,375	99
石川県知事	89	8	5	27	2	14	3	11,363	128
福井県知事	65	4	4	8	16	18	5	15,480	281
山梨県知事	31	4	2	15	5	3	0	2,012	65
長野県知事	72	8	5	35	6	20	0	6,982	97
岐阜県知事	64	7	10	30	8	7	2	4,836	76
静岡県知事	65	5	3	15	5	30	4	26,772	412
愛知県知事	80	12	7	24	11	23	3	14,704	184
三重県知事	55	6	3	17	13	15	1	5,514	100
滋賀県知事	35	4	2	15	15	1	2	6,548	168
京都府知事	79	8	2	38	13	17	1	8,386	106
大阪府知事	171	35	12	49	11	58	6	28,792	168
兵庫県知事	72	4	0	17	9	36	6	34,616	481
奈良県知事	66	17	4	25	7	10	2	6,710	102
和歌山県知事	40	8	2	13	10	5	0	2,775	69
鳥取県知事	64	20	4	20	4	5	1	4,976	92
島根県知事	60	17	4	19	6	13	1	5,906	98
岡山県知事	109	20	9	21	13	44	2	17,348	159
広島県知事	101	25	9	27	19	17	4	10,059	100
山口県知事	73	20	6	25	6	16	0	4,380	60
徳島県知事	32	6	2	13	1	8	2	6,719	210
香川県知事	53	11	1	25	5	9	2	6,822	129
愛媛県知事	53	13	2	16	4	14	4	10,337	195
高知県知事	53	17	4	20	10	11	1	7,370	117
福岡県知事	123	28	1	42	11	31	10	32,222	262
佐賀県知事	42	5	1	12	5	12	1	6,906	164
長崎県知事	74	13	6	18	10	24	3	12,362	167
熊本県知事	39	8	3	9	7	10	2	7,199	185
大分県知事	47	14	9	12	5	7	0	1,856	39
宮崎県知事	38	7	2	14	3	9	1	3,868	107
鹿児島県知事	43	5	4	15	8	3	2	6,945	162
沖縄県知事	58	7	2	23	6	17	3	18,233	314
知事合計	3,144	554	190	1,052	391	836	121	599,140	178
北海道教委	58	2	2	21	14	18	1	7,239	125
青森県教委	59	9	3	25	10	9	0	3,566	60
岩手県教委	39	9	2	12	7	5	0	3,746	96
宮城県教委	35	3	3	16	11	9	0	2,492	69
秋田県教委	21	2	2	7	5	3	2	4,706	224
山形県教委	58	3	3	26	10	16	0	4,503	78
福島県教委	47	3	2	25	5	10	2	8,189	174
茨城県教委	20	0	1	7	4	3	0	2,472	124
栃木県教委	37	3	0	17	9	5	1	4,937	133
群馬県教委	13	3	0	5	11	4	0	1,559	120
埼玉県教委	24	2	0	7	3	10	2	7,889	329
千葉県教委	32	4	0	10	4	10	4	16,968	530
東京都教委	80	9	2	19	14	24	12	82,462	1,031
神奈川県教委	48	0	10	9	7	25	2	9,239	172
新潟県教委	34	5	0	6	4	16	3	12,504	368
富山県教委	28	5	3	8	5	6	1	4,015	143
石川県教委	35	1	1	16	8	3	1	4,624	132
福井県教委	24	2	0	5	7	8	2	11,032	460
山梨県教委	19	3	0	5	0	11	0	3,023	159
長野県教委	64	3	4	23	6	14	4	14,265	264
岐阜県教委	40	5	2	11	7	13	2	6,183	155
静岡県教委	32	4	4	2	4	18	0	6,906	216
愛知県教委	62	5	3	15	4	23	2	13,907	267
三重県教委	24	4	0	12	3	4	1	2,509	105
滋賀県教委	25	3	4	8	8	4	1	6,043	208
京都府教委	85	13	5	30	13	22	2	22,745	268
大阪府教委	72	6	4	17	7	33	5	124,270	17,254
兵庫県教委	45	8	3	4	3	20	7	29,431	654
奈良県教委	18	2	1	2	3	8	2	5,596	311
和歌山県教委	35	5	3	12	4	10	1	3,281	111
鳥取県教委	25	7	3	8	2	2	0	576	26
島根県教委	34	5	2	11	3	13	0	3,921	115
岡山県教委	28	3	2	14	3	3	1	3,908	140
広島県教委	45	4	1	12	7	18	4	19,047	414
山口県教委	36	8	5	8	3	12	0	5,443	151
徳島県教委	8	6	0	8	0	2	0	318	40
香川県教委	29	3	1	14	4	7	0	2,575	89
愛媛県教委	34	5	2	13	5	9	0	4,170	123
高知県教委	21	9	2	6	1	3	0	799	38
福岡県教委	81	9	9	11	18	28	6	19,538	241
佐賀県教委	32	4	1	12	4	9	2	5,251	164
長崎県教委	23	2	1	7	6	5	0	2,544	111
熊本県教委	28	3	2	8	4	11	0	2,425	87
大分県教委	19	3	3	6	11	3	1	3,487	184
宮崎県教委	24	8	1	10	1	4	0	1,631	68
鹿児島県教委	35	1	0	8	9	15	2	10,424	298
沖縄県教委	21	3	2	11	1	3	1	5,328	254
教委合計	1,719	209	104	539	261	529	77	1,639,284	954

資料
30

理事規模別法人数

《全体》

所管官庁	法人数	理事規模別法人数						理事 合計人数	理事 平均人数
		0~9人	10~19人	20~29人	30~39人	40~49人	50人以上		
国 所 管	2,868	720	1,060	523	243	134	188	58,360	20.3
部 道 府 県 所 管	10,050	3,963	4,638	1,088	246	57	58	128,468	12.8
合 計	12,877	4,670	5,678	1,605	487	191	246	186,256	14.5

(注) 共管重複分を除く実数。

《国所管》

所管官庁	法人数	理事規模別法人数						理事 合計人数	理事 平均人数
		0~9人	10~19人	20~29人	30~39人	40~49人	50人以上		
内 閣 府	29	6	13	7	2	0	1	510	17.6
警 察 庁	13	3	5	2	2	1	0	245	18.8
金 融 庁	37	18	15	3	1	0	0	418	11.3
消 費 者 庁	4	0	1	2	0	0	1	123	30.8
総 務 省	158	77	56	16	6	2	1	1,987	12.6
法 務 省	86	15	61	6	3	1	0	1,231	14.3
外 務 省	90	32	42	12	3	1	0	1,201	13.3
財 務 省	408	8	40	80	68	78	134	17,400	42.6
文 部 科 学 省	697	268	311	99	16	3	0	8,936	12.8
厚 生 労 働 省	435	124	165	85	39	12	10	7,529	17.3
農 林 水 産 省	236	56	117	49	6	5	3	3,740	15.8
経 済 産 業 省	239	42	90	53	26	10	18	5,186	21.7
国 土 交 通 省	573	93	209	145	77	23	26	12,376	21.6
環 境 省	20	2	12	5	1	0	0	340	17.0
防 衛 省	7	3	4	0	0	0	0	73	10.4
国 合 計	2,868	720	1,060	523	243	134	188	58,360	20.3

(注) 国合計は、共管重複分を除く実数。

《本省庁所管》

所管官庁	法人数	理事規模別法人数						理事 合計人数	理事 平均人数
		0~9人	10~19人	20~29人	30~39人	40~49人	50人以上		
内 閣 府	29	6	13	7	2	0	1	510	17.6
警 察 庁	13	3	5	2	2	1	0	245	18.8
金 融 庁	12	2	6	3	1	0	0	216	18.0
消 費 者 庁	4	0	1	2	0	0	1	123	30.8
総 務 省	128	64	48	10	3	2	1	1,538	12.0
法 務 省	86	15	61	6	3	1	0	1,231	14.3
外 務 省	90	32	42	12	3	1	0	1,201	13.3
財 務 省	15	7	5	3	0	0	0	181	12.1
文 部 科 学 省	697	268	311	99	16	3	0	8,936	12.8
厚 生 労 働 省	298	101	123	45	18	5	6	4,564	15.3
農 林 水 産 省	236	56	117	49	6	5	3	3,740	15.8
経 済 産 業 省	239	42	90	53	26	10	18	5,186	21.7
国 土 交 通 省	242	42	103	48	27	8	14	4,875	20.1
環 境 省	18	2	11	5	0	0	0	292	16.2
防 衛 省	7	3	4	0	0	0	0	73	10.4
本 省 庁 合 計	1,959	616	860	308	103	34	38	30,224	15.4

(注) 本省庁合計は、共管重複分を除く実数。

《地方支分部局所管》

所管官庁	法人数	理事規模別法人数						理事 合計人数	理事 平均人数
		0~9人	10~19人	20~29人	30~39人	40~49人	50人以上		
金 融 庁 支 部 局	25	16	9	0	0	0	0	202	8.1
総 務 省 支 部 局	30	13	8	6	3	0	0	449	15.0
財 務 省 支 部 局	393	1	35	77	68	78	134	17,219	43.8
厚 生 労 働 省 支 部 局	137	23	42	40	21	7	4	2,965	21.6
国 土 交 通 省 支 部 局	331	51	106	97	50	15	12	7,501	22.7
環 境 省 支 部 局	2	0	1	0	1	0	0	48	24.0
支 部 局 合 計	909	104	200	215	140	100	150	28,136	31.0

(注) 支部局合計は、共管重複分を除く実数。

資料
30

(都道府県知事・都道府県教育委員会所管)

所管官庁	法人数	理事規模別法人数						理事 合計人数	理事 平均人数
		0~9人	10~19人	20~29人	30~39人	40~49人	50人以上		
北海道知事	355	121	175	46	9	3	1	4,701	132
青森県知事	140	53	66	14	5	2	0	1,881	134
岩手県知事	183	73	89	15	3	1	2	2,316	127
宮城県知事	178	57	85	26	6	1	3	2,573	145
秋田県知事	132	35	78	16	3	0	0	1,745	132
山形県知事	101	39	47	12	3	0	0	1,224	121
福島県知事	199	74	93	25	4	1	2	2,660	134
茨城県知事	211	46	131	24	8	1	1	3,006	142
栃木県知事	116	31	61	21	2	1	0	1,646	142
群馬県知事	135	45	64	17	5	1	3	1,980	147
埼玉県知事	226	61	121	33	2	1	5	3,438	152
千葉県知事	214	73	110	22	5	1	3	2,891	135
東京都知事	229	67	123	30	5	3	1	3,259	142
神奈川県知事	279	83	141	41	7	1	6	4,061	146
新潟県知事	193	71	84	29	5	1	0	2,567	133
富山県知事	113	33	54	20	2	1	3	1,762	156
石川県知事	169	45	89	22	8	2	3	2,582	153
福井県知事	146	49	75	18	4	0	0	1,919	131
山梨県知事	86	26	39	14	5	2	0	1,283	149
長野県知事	173	58	97	12	3	1	2	2,399	138
岐阜県知事	139	59	53	19	6	1	1	1,888	136
静岡県知事	158	49	85	21	2	1	0	2,055	130
愛知県知事	211	77	99	29	4	1	1	2,778	132
三重県知事	126	47	64	14	1	0	0	1,583	126
滋賀県知事	95	30	48	16	1	0	0	1,273	134
京都府知事	177	67	83	16	10	1	0	2,364	134
大阪府知事	377	124	169	67	10	1	6	5,493	146
兵庫県知事	145	52	69	18	3	2	1	1,931	133
奈良県知事	140	48	67	18	4	2	1	1,916	137
和歌山県知事	110	33	61	12	4	0	0	1,470	134
鳥取県知事	108	35	59	5	2	0	0	1,267	119
島根県知事	143	73	56	10	2	0	2	1,641	115
岡山県知事	220	91	107	16	3	1	2	2,654	121
広島県知事	206	91	88	19	7	1	0	2,488	121
山口県知事	212	98	94	15	5	0	0	2,431	115
徳島県知事	92	33	41	12	4	0	1	1,225	133
香川県知事	109	41	55	10	3	0	0	1,341	123
愛媛県知事	123	38	57	22	4	1	1	1,787	145
高知県知事	141	59	65	15	2	0	0	1,691	120
福岡県知事	295	92	162	26	9	5	1	3,958	134
佐賀県知事	114	45	54	12	3	0	0	1,432	126
長崎県知事	191	92	71	24	4	0	0	2,222	116
熊本県知事	125	35	68	16	6	0	0	1,730	138
大分県知事	136	59	57	15	3	2	0	1,655	122
宮崎県知事	127	50	62	11	3	1	0	1,588	125
鹿児島県知事	123	50	57	12	3	1	0	1,482	120
沖縄県知事	138	44	75	13	4	1	1	1,863	135
知事合計	7,859	2,756	3,848	943	206	53	53	105,115	134
北海道教委	69	32	30	6	1	0	0	804	117
青森県教委	70	33	29	6	2	0	0	779	111
岩手県教委	52	21	19	8	4	0	0	682	131
宮城県教委	48	27	17	3	1	0	0	633	111
秋田県教委	25	13	12	0	0	0	0	246	98
山形県教委	69	38	27	4	0	0	0	660	96
福島県教委	54	35	18	1	0	0	0	478	89
茨城県教委	24	13	8	2	1	0	0	278	116
栃木県教委	44	24	16	2	2	0	0	471	107
群馬県教委	20	8	8	3	1	0	0	263	132
埼玉県教委	30	17	11	1	0	0	1	319	106
千葉県教委	40	23	14	2	1	0	0	410	103
東京都教委	104	69	30	4	0	0	1	1,002	96
神奈川県教委	67	26	35	4	1	0	1	832	124
新潟県教委	48	22	22	3	0	0	1	564	122
富山県教委	28	17	8	3	0	0	0	292	104
石川県教委	45	14	22	7	2	0	0	614	136
福井県教委	30	15	13	1	0	0	1	344	115
山梨県教委	28	14	8	3	1	0	0	315	121
長野県教委	77	49	28	2	2	0	0	791	101
岐阜県教委	44	22	16	4	1	1	0	525	119
静岡県教委	124	63	54	7	0	0	0	1,280	103
愛知県教委	58	34	19	2	2	1	0	658	113
三重県教委	28	18	9	1	0	0	0	260	93
滋賀県教委	35	19	11	0	0	0	0	260	87
京都府教委	96	67	20	6	2	1	0	908	95
大阪府教委	96	59	32	4	1	0	0	918	96
兵庫県教委	65	33	23	8	1	0	0	711	109
奈良県教委	24	19	4	1	0	0	0	191	80
和歌山県教委	52	30	15	5	2	0	0	561	108
鳥取県教委	24	14	7	2	1	0	0	267	111
島根県教委	38	23	13	1	1	0	0	376	99
岡山県教委	29	22	7	0	0	0	0	230	79
広島県教委	64	34	26	3	1	0	0	676	106
山口県教委	43	30	10	2	1	0	0	420	98
徳島県教委	12	8	2	0	0	0	0	131	109
香川県教委	33	16	15	2	0	0	0	335	102
愛媛県教委	38	22	12	4	0	0	0	389	102
高知県教委	31	17	12	2	0	0	0	306	99
福岡県教委	99	57	35	6	1	0	0	1,033	104
佐賀県教委	40	17	16	6	1	0	0	524	131
長崎県教委	29	14	11	3	1	0	0	333	115
熊本県教委	31	19	10	2	0	0	0	307	99
大分県教委	32	14	11	4	3	0	0	426	133
宮崎県教委	30	16	12	1	1	0	0	285	95
鹿児島県教委	44	24	17	2	1	0	0	462	105
沖縄県教委	37	17	18	1	1	0	0	406	110
教委合計	2,241	1,234	812	146	40	4	5	23,866	106

資料
31

理事任期別法人数

《全体》

所 管 官 庁	法人数	任期別法人数			
		任期の定め 無し	2年未満	2年	2年超
国 所 管	2,868	9	42	2,690	127
都 道 府 県 所 管	10,050	86	708	7,881	1,375
合 計	12,877	95	750	10,531	1,501

(注) 共管重複分を除く実数。

《国所管》

所 管 官 庁	法人数	任期別法人数			
		任期の定め 無し	2年未満	2年	2年超
内 閣 府	29	0	1	26	2
警 察 庁	13	0	0	13	0
金 融 庁	37	0	13	23	1
消 費 者 庁	4	0	0	4	0
総 務 省	158	0	1	150	7
法 務 省	86	0	0	85	1
外 務 省	90	1	1	80	8
財 務 省	408	0	10	398	0
文 部 科 学 省	697	3	9	593	92
厚 生 労 働 省	435	4	4	414	13
農 林 水 産 省	236	0	0	235	1
経 済 産 業 省	239	0	2	233	4
国 土 交 通 省	573	1	1	567	4
環 境 省	20	0	0	20	0
防 衛 省	7	0	0	7	0
国 合 計	2,868	9	42	2,690	127

(注) 国合計は、共管重複分を除く実数。

《本省庁所管》

所 管 官 庁	法人数	任期別法人数			
		任期の定め 無し	2年未満	2年	2年超
内 閣 府	29	0	1	26	2
警 察 庁	13	0	0	13	0
金 融 庁	12	0	1	11	0
消 費 者 庁	4	0	0	4	0
総 務 省	128	0	1	123	4
法 務 省	86	0	0	85	1
外 務 省	90	1	1	80	8
財 務 省	15	0	0	15	0
文 部 科 学 省	697	3	9	593	92
厚 生 労 働 省	298	4	4	279	11
農 林 水 産 省	236	0	0	235	1
経 済 産 業 省	239	0	2	233	4
国 土 交 通 省	242	0	0	238	4
環 境 省	18	0	0	18	0
防 衛 省	7	0	0	7	0
本 省 庁 合 計	1,959	8	19	1,811	121

(注) 本省庁合計は、共管重複分を除く実数。

《地方支分部局所管》

所 管 官 庁	法人数	任期別法人数			
		任期の定め 無し	2年未満	2年	2年超
金 融 庁 支 部 局	25	0	12	12	1
総 務 省 支 部 局	30	0	0	27	3
財 務 省 支 部 局	393	0	10	383	0
厚 生 労 働 省 支 部 局	137	0	0	135	2
国 土 交 通 省 支 部 局	331	1	1	329	0
環 境 省 支 部 局	2	0	0	2	0
支 部 局 合 計	909	1	23	879	6

(注) 支部局合計は、共管重複分を除く実数。

《都道府県知事・都道府県教育委員会所管》

所 管 官 庁	法人数	任期別法人数			
		任期の定め無し	2年未満	2年	2年起
北海道知事	355	0	33	287	35
青森県知事	140	1	3	115	21
岩手県知事	183	3	16	145	19
宮城県知事	178	1	10	147	20
秋田県知事	132	0	3	114	15
山形県知事	101	1	11	87	2
福島県知事	199	0	16	155	28
茨城県知事	211	2	36	160	13
栃木県知事	116	1	8	91	16
群馬県知事	135	2	11	108	14
埼玉県知事	226	2	27	159	38
千葉県知事	214	2	21	168	23
東京都知事	229	4	11	200	14
神奈川県知事	279	0	10	240	29
新潟県知事	193	4	15	164	10
富山県知事	113	1	8	91	13
石川県知事	169	6	9	136	18
福井県知事	146	1	7	113	25
山梨県知事	86	0	10	64	12
長野県知事	173	0	17	144	12
岐阜県知事	139	2	15	111	11
静岡県知事	158	2	14	127	15
愛知県知事	211	1	25	169	16
三重県知事	126	0	11	110	5
滋賀県知事	95	0	5	85	5
京都府知事	177	1	12	151	13
大阪府知事	377	1	31	325	20
兵庫県知事	145	0	17	112	16
奈良県知事	140	2	12	106	20
和歌山県知事	110	0	10	76	24
鳥取県知事	108	0	4	88	16
島根県知事	143	1	9	104	29
岡山県知事	220	3	6	172	39
広島県知事	206	2	13	152	39
山口県知事	212	2	13	179	18
徳島県知事	92	0	8	68	16
香川県知事	109	1	5	89	14
愛媛県知事	123	3	10	92	18
高知県知事	141	2	4	118	17
福岡県知事	295	1	21	254	19
佐賀県知事	114	0	10	91	13
長崎県知事	191	1	9	164	17
熊本県知事	125	2	11	98	14
大分県知事	136	1	10	108	17
宮崎県知事	127	2	10	96	19
鹿児島県知事	123	1	12	97	13
沖縄県知事	138	1	18	105	14
知事合計	7859	63	607	6335	854

所 管 官 庁	法人数	任期別法人数			
		任期の定め無し	2年未満	2年	2年起
北海道教委	69	1	0	61	7
青森県教委	70	0	4	30	36
岩手県教委	52	0	2	44	6
宮城県教委	48	0	0	39	9
秋田県教委	25	0	2	18	5
山形県教委	69	0	0	61	8
福島県教委	54	0	0	39	15
茨城県教委	24	0	0	22	2
栃木県教委	44	1	0	36	7
群馬県教委	20	1	2	13	4
埼玉県教委	30	0	1	26	3
千葉県教委	40	0	2	31	7
東京都教委	104	1	6	75	22
神奈川県教委	67	1	0	56	10
新潟県教委	48	0	8	26	14
富山県教委	28	0	1	21	6
石川県教委	45	0	3	36	6
福井県教委	30	0	2	23	5
山梨県教委	26	0	1	20	5
長野県教委	77	3	2	57	15
岐阜県教委	44	0	1	34	9
静岡県教委	124	1	11	65	47
愛知県教委	58	2	5	32	19
三重県教委	28	1	2	12	13
滋賀県教委	30	0	1	21	8
京都府教委	96	0	1	60	35
大阪府教委	96	1	3	76	16
兵庫県教委	65	2	2	47	14
奈良県教委	24	0	1	18	5
和歌山県教委	52	3	2	30	17
鳥取県教委	24	0	0	23	1
島根県教委	38	0	0	29	9
岡山県教委	29	0	0	27	2
広島県教委	64	1	5	44	14
山口県教委	43	0	2	19	22
徳島県教委	12	0	3	6	3
香川県教委	33	0	0	22	11
愛媛県教委	38	1	4	17	16
高知県教委	31	0	1	26	4
福岡県教委	99	0	7	65	27
佐賀県教委	40	0	1	34	5
長崎県教委	29	0	1	26	2
熊本県教委	31	1	1	20	9
大分県教委	32	1	2	23	6
宮崎県教委	30	0	4	22	4
鹿児島県教委	44	0	3	33	8
沖縄県教委	37	1	2	28	6
教委合計	2,241	23	101	1,593	524

資料
32

常勤理事規模別法人数

《全体》

所管官庁	法人数	常勤理事規模別法人数						常勤理事 合計人数	常勤理事 平均人数
		0人	1人	2人	3人	4人	5人以上		
国 所 管	2,868	1,054	1,183	364	151	49	67	3,030	1.1
都 道 府 県 所 管	10,050	6,374	2,747	599	169	62	99	5,492	0.5
合 計	12,877	7,417	3,915	953	320	110	162	8,450	0.7

(注) 共管重複分を除く実数。

《国所管》

所管官庁	法人数	常勤理事規模別法人数						常勤理事 合計人数	常勤理事 平均人数
		0人	1人	2人	3人	4人	5人以上		
内 閣 府	29	9	14	5	1	0	0	27	0.9
警 察 庁	13	2	4	3	1	2	1	26	2.0
金 融 庁	37	6	24	4	2	1	0	42	1.1
消 費 者 庁	4	0	2	2	0	0	0	6	1.5
総 務 省	158	48	67	19	15	4	5	194	1.2
法 務 省	86	81	4	1	0	0	0	6	0.1
外 務 省	90	43	33	12	2	0	0	63	0.7
財 務 省	408	257	142	6	2	0	1	172	0.4
文 部 科 学 省	697	351	198	89	34	8	17	637	0.9
厚 生 労 働 省	435	132	178	64	23	14	24	609	1.4
農 林 水 産 省	236	31	135	37	15	9	9	347	1.5
経 済 産 業 省	239	40	120	50	20	3	6	328	1.4
国 土 交 通 省	573	69	324	109	46	12	13	801	1.4
環 境 省	20	7	9	4	0	0	0	17	0.9
防 衛 省	7	2	3	1	1	0	0	8	1.1
国 合 計	2,868	1,054	1,183	364	151	49	67	3,030	1.1

(注) 国合計は、共管重複分を除く実数。

《本省庁所管》

所管官庁	法人数	常勤理事規模別法人数						常勤理事 合計人数	常勤理事 平均人数
		0人	1人	2人	3人	4人	5人以上		
内 閣 府	29	9	14	5	1	0	0	27	0.9
警 察 庁	13	2	4	3	1	2	1	26	2.0
金 融 庁	12	3	3	3	2	1	0	19	1.6
消 費 者 庁	4	0	2	2	0	0	0	6	1.5
総 務 省	128	31	56	18	15	4	4	176	1.4
法 務 省	86	81	4	1	0	0	0	6	0.1
外 務 省	90	43	33	12	2	0	0	63	0.7
財 務 省	15	2	7	4	2	0	0	21	1.4
文 部 科 学 省	697	351	198	89	34	8	17	637	0.9
厚 生 労 働 省	298	102	102	43	17	12	22	449	1.5
農 林 水 産 省	236	31	135	37	15	9	9	347	1.5
経 済 産 業 省	239	40	120	50	20	3	6	328	1.4
国 土 交 通 省	242	42	107	50	24	7	12	375	1.5
環 境 省	18	5	9	4	0	0	0	17	0.9
防 衛 省	7	2	3	1	1	0	0	8	1.1
本 省 庁 合 計	1,959	721	731	280	123	42	62	2,260	1.2

(注) 本省庁合計は、共管重複分を除く実数。

《地方支分部局所管》

所管官庁	法人数	常勤理事規模別法人数						常勤理事 合計人数	常勤理事 平均人数
		0人	1人	2人	3人	4人	5人以上		
金 融 庁 支 部 局	25	3	21	1	0	0	0	23	0.9
総 務 省 支 部 局	30	17	11	1	0	0	1	18	0.6
財 務 省 支 部 局	393	255	135	2	0	0	1	151	0.4
厚 生 労 働 省 支 部 局	137	30	76	21	6	2	2	160	1.2
国 土 交 通 省 支 部 局	331	27	217	59	22	5	1	426	1.3
環 境 省 支 部 局	2	2	0	0	0	0	0	0	0.0
支 部 局 合 計	909	333	452	84	28	7	5	770	0.8

(注) 支部局合計は、共管重複分を除く実数。

資料
32

(都道府県知事・都道府県教育委員会所管)

所管官庁	法人数	常勤理事権別法人数						常勤理事 合計人数	常勤理事 平均人数
		0人	1人	2人	3人	4人	5人以上		
北海道知事	355	169	144	34	5	1	2	243	0.7
青森県知事	140	86	35	9	6	1	3	97	0.7
岩手県知事	183	111	60	7	2	1	2	95	0.5
宮城県知事	178	103	51	14	4	1	5	128	0.7
秋田県知事	132	92	33	5	1	0	1	51	0.4
山形県知事	101	68	25	4	3	1	0	46	0.5
福島県知事	199	113	59	11	2	5	7	157	0.8
茨城県知事	211	120	72	13	1	4	1	122	0.6
栃木県知事	116	75	29	8	2	1	1	61	0.5
群馬県知事	135	91	37	5	0	1	1	67	0.5
埼玉県知事	226	155	47	22	0	1	1	99	0.4
千葉県知事	214	141	55	14	1	1	2	107	0.5
東京都知事	229	132	64	18	3	1	11	228	1.0
神奈川県知事	279	169	76	21	5	3	4	172	0.6
新潟県知事	193	127	52	11	2	0	1	91	0.5
富山県知事	113	70	35	7	1	0	0	52	0.5
石川県知事	169	97	46	18	2	3	3	123	0.7
福井県知事	146	105	33	4	2	2	0	55	0.4
山梨県知事	96	49	23	9	2	2	1	51	0.5
長野県知事	173	112	46	10	4	1	0	82	0.5
岐阜県知事	139	85	44	7	1	2	0	69	0.5
静岡県知事	198	92	52	7	4	0	3	107	0.7
愛知県知事	211	118	70	18	1	3	1	128	0.6
三重県知事	126	80	37	6	2	0	1	60	0.5
滋賀県知事	95	60	24	6	3	1	1	56	0.6
京都府知事	177	97	63	5	8	2	2	121	0.7
大阪府知事	377	219	110	32	7	3	6	247	0.7
兵庫県知事	145	81	38	16	2	2	4	114	0.8
奈良県知事	140	97	33	3	2	1	2	68	0.5
和歌山県知事	110	72	34	4	0	0	0	42	0.4
鳥取県知事	108	59	40	7	1	1	0	61	0.6
島根県知事	143	96	45	2	0	0	0	49	0.3
岡山県知事	220	134	66	9	1	1	1	135	0.6
広島県知事	206	141	49	13	0	2	0	90	0.4
山口県知事	212	145	52	12	2	1	0	86	0.4
徳島県知事	92	61	24	3	3	1	0	43	0.5
香川県知事	109	69	32	5	3	0	0	51	0.5
愛媛県知事	123	82	30	6	2	1	2	65	0.5
高知県知事	141	98	39	3	1	0	0	48	0.3
福岡県知事	295	188	78	14	6	1	8	246	0.8
佐賀県知事	114	81	28	5	0	0	0	38	0.3
長崎県知事	191	127	54	8	0	2	0	78	0.4
熊本県知事	125	87	31	5	1	0	1	49	0.4
大分県知事	136	93	37	5	1	0	0	50	0.4
宮崎県知事	127	82	33	9	2	0	1	63	0.5
鹿児島県知事	123	88	24	6	4	0	1	53	0.4
沖縄県知事	138	83	41	12	1	1	1	74	0.5
知事合計	7859	4900	2230	471	120	52	85	4438	0.6
北海道教委	69	35	23	7	4	0	0	49	0.7
青森県教委	70	60	7	1	2	0	0	15	0.2
岩手県教委	52	30	20	1	0	0	0	25	0.5
宮城県教委	48	36	10	1	1	0	0	15	0.3
秋田県教委	25	17	8	0	0	0	0	8	0.3
山形県教委	69	54	12	3	0	0	0	18	0.3
福島県教委	54	36	11	4	3	0	0	28	0.5
茨城県教委	24	13	4	3	4	0	0	22	0.9
栃木県教委	44	25	13	4	1	0	0	28	0.6
群馬県教委	20	15	4	1	0	0	0	6	0.3
埼玉県教委	30	17	9	3	0	1	0	19	0.6
千葉県教委	40	23	10	2	5	0	0	29	0.7
東京都教委	104	63	18	16	6	0	1	73	0.7
神奈川県教委	67	44	20	2	1	0	0	27	0.4
新潟県教委	48	31	14	2	1	0	0	21	0.4
富山県教委	28	20	6	1	1	0	0	11	0.4
石川県教委	45	29	9	4	2	1	0	27	0.6
福井県教委	30	19	6	3	0	0	2	23	0.8
山梨県教委	26	13	9	3	1	0	0	18	0.7
長野県教委	77	50	20	4	1	0	2	42	0.5
岐阜県教委	44	34	9	0	1	0	0	12	0.3
静岡県教委	124	105	17	2	0	0	0	21	0.2
愛知県教委	58	32	17	7	1	1	0	38	0.7
三重県教委	28	22	4	2	0	0	0	8	0.3
滋賀県教委	30	19	8	3	0	0	0	14	0.5
京都府教委	96	69	20	4	2	2	1	42	0.4
大阪府教委	96	47	35	8	2	1	2	84	0.9
兵庫県教委	65	33	24	4	1	0	3	61	0.9
奈良県教委	24	15	7	2	0	0	0	11	0.5
和歌山県教委	52	42	4	3	2	0	1	22	0.4
鳥取県教委	24	15	6	2	0	1	0	14	0.6
島根県教委	38	26	7	4	0	1	0	19	0.5
岡山県教委	29	26	3	0	0	0	0	3	0.1
広島県教委	64	40	17	3	2	1	1	40	0.6
山口県教委	43	33	8	1	1	0	0	13	0.3
徳島県教委	12	10	2	0	0	0	0	2	0.2
香川県教委	33	22	10	1	0	0	0	12	0.4
愛媛県教委	38	22	5	1	0	0	0	7	0.2
高知県教委	31	17	11	2	1	0	0	18	0.6
福岡県教委	99	58	28	10	3	0	0	57	0.6
佐賀県教委	40	26	14	0	0	0	0	14	0.4
長崎県教委	29	18	8	3	0	0	0	14	0.5
熊本県教委	31	19	9	3	0	0	0	15	0.5
大分県教委	32	28	3	1	0	0	0	5	0.2
宮崎県教委	30	21	8	1	0	0	0	10	0.3
鹿児島県教委	44	30	9	3	2	0	0	21	0.5
沖縄県教委	37	28	8	0	0	1	0	12	0.3
教委合計	2241	1497	535	135	50	11	13	1093	0.5

資料
33

公務員出身理事のいる法人数及び理事数

【全体】

所管官庁	公務員出身理事	
	法人数	理事数
国 所 管	1,163	2,528
都道府県所管	2,684	7,130
合 計	3,829	9,658

(注) 共管重複分を除く実数。

【国所管】

所管官庁	公務員出身理事	
	法人数	理事数
内 閣 府	23	85
警 察 庁	13	40
金 融 庁	17	22
消 費 者 庁	4	29
総 務 省	101	240
法 務 省	31	100
外 務 省	37	74
財 務 省	98	151
文 部 科 学 省	163	342
厚 生 労 働 省	169	280
農 林 水 産 省	161	365
経 済 産 業 省	111	284
国 土 交 通 省	330	769
環 境 省	13	31
防 衛 省	6	20
国 合 計	1,163	2,528

(注) 国合計は、共管重複分を除く実数。

【本省庁所管】

所管官庁	公務員出身理事	
	法人数	理事数
内 閣 府	23	85
警 察 庁	13	40
金 融 庁	6	9
消 費 者 庁	4	29
総 務 省	90	224
法 務 省	31	100
外 務 省	37	74
財 務 省	12	46
文 部 科 学 省	163	342
厚 生 労 働 省	103	202
農 林 水 産 省	161	365
経 済 産 業 省	111	284
国 土 交 通 省	179	551
環 境 省	12	30
防 衛 省	6	20
本 省 庁 合 計	845	2,106

(注) 本省庁合計は、共管重複分を除く実数。

【地方支分部局所管】

所管官庁	公務員出身理事	
	法人数	理事数
金融庁支部局	11	13
総務省支部局	11	16
財務省支部局	86	105
厚生労働省支部局	66	78
国土交通省支部局	151	218
環境省支部局	1	1
支 部 局 合 計	318	422

(注) 支部局合計は、共管重複分を除く実数。

【都道府県知事・都道府県教育委員会所管】

所管官庁	公務員出身理事	
	法人数	理事数
北海道知事	86	236
青森県知事	41	114
岩手県知事	46	105
宮城県知事	51	131
秋田県知事	41	101
山形県知事	32	97
福島県知事	51	106
茨城県知事	69	170
栃木県知事	33	98
群馬県知事	44	116
埼玉県知事	49	116
千葉県知事	51	104
東京都知事	33	121
神奈川県知事	48	98
新潟県知事	57	142
富山県知事	44	106
石川県知事	77	228
福井県知事	46	145
山梨県知事	35	109
長野県知事	46	135
岐阜県知事	46	121
静岡県知事	39	123
愛知県知事	46	124
三重県知事	42	95
滋賀県知事	33	112
京都府知事	51	116
大阪府知事	70	154
兵庫県知事	38	118
奈良県知事	40	148
和歌山県知事	36	96
鳥取県知事	34	76
島根県知事	34	71
岡山県知事	55	147
広島県知事	45	126
山口県知事	52	141
徳島県知事	36	139
香川県知事	33	87
愛媛県知事	31	73
高知県知事	43	105
福岡県知事	56	180
佐賀県知事	44	125
長崎県知事	57	138
熊本県知事	53	157
大分県知事	42	102
宮崎県知事	48	154
鹿児島県知事	36	109
沖縄県知事	47	147
知 事 合 計	2,167	5,862

所管官庁	公務員出身理事	
	法人数	理事数
青森県教委	26	40
岩手県教委	9	44
宮城県教委	12	26
秋田県教委	7	17
山形県教委	14	26
福島県教委	7	14
茨城県教委	7	23
栃木県教委	8	25
群馬県教委	5	10
埼玉県教委	10	31
千葉県教委	5	17
東京都教委	18	42
神奈川県教委	9	17
新潟県教委	8	22
富山県教委	14	22
石川県教委	20	64
福井県教委	14	22
山梨県教委	4	5
長野県教委	8	11
岐阜県教委	10	30
静岡県教委	7	14
愛知県教委	8	17
三重県教委	5	19
滋賀県教委	6	14
京都府教委	20	46
大阪府教委	10	13
兵庫県教委	13	30
奈良県教委	5	20
和歌山県教委	10	28
鳥取県教委	11	26
島根県教委	14	38
岡山県教委	7	18
広島県教委	7	16
山口県教委	11	17
徳島県教委	3	4
香川県教委	15	32
愛媛県教委	5	24
高知県教委	14	39
福岡県教委	36	90
佐賀県教委	19	46
長崎県教委	12	37
熊本県教委	10	20
大分県教委	14	40
宮崎県教委	8	17
鹿児島県教委	15	63
沖縄県教委	9	22
教 委 合 計	533	1,314

資料
33

資料
34

所管官庁出身理事のいる法人数及び人数

《全体》

所管官庁	所管官庁出身理事		1/3超
	法人数	理事数	
国 所 管	941	1,860	10
都 道 府 県 所 管	1,837	5,237	282
合 計	2,755	7,052	292

(注) 共管重複分を除く実数。

《国所管》

所管官庁	所管官庁出身理事		1/3超
	法人数	理事数	
内 閣 府	12	26	0
警 察 庁	13	35	1
金 融 庁	13	15	0
消 費 者 庁	4	16	0
総 務 省	83	162	1
法 務 省	30	82	2
外 務 省	22	35	0
財 務 省	91	127	0
文 部 科 学 省	88	160	2
厚 生 労 働 省	133	218	0
農 林 水 産 省	156	341	1
経 済 産 業 省	103	236	1
国 土 交 通 省	286	620	3
環 境 省	8	13	0
防 衛 省	6	16	0
国 合 計	941	1,860	10

(注) 国合計は、共管重複分を除く実数。

《本省庁所管》

所管官庁	所管官庁出身理事		1/3超
	法人数	理事数	
内 閣 府	12	26	0
警 察 庁	13	35	1
金 融 庁	2	2	0
消 費 者 庁	4	16	0
総 務 省	71	147	1
法 務 省	30	82	2
外 務 省	22	35	0
財 務 省	11	30	0
文 部 科 学 省	88	160	2
厚 生 労 働 省	73	140	0
農 林 水 産 省	156	341	1
経 済 産 業 省	103	236	1
国 土 交 通 省	149	425	3
環 境 省	8	13	0
防 衛 省	6	16	0
本 省 庁 合 計	648	1,469	10

(注) 本省庁合計は、共管重複分を除く実数。

《地方支分部局所管》

所管官庁	所管官庁出身理事		1/3超
	法人数	理事数	
金 融 庁 支 部 局	11	13	0
総 務 省 支 部 局	12	15	0
財 務 省 支 部 局	80	97	0
厚 生 労 働 省 支 部 局	60	78	0
国 土 交 通 省 支 部 局	137	195	0
環 境 省 支 部 局	0	0	0
支 部 局 合 計	293	391	0

(注) 支分部局合計は、共管重複分を除く実数。

《都道府県知事・都道府県教育委員会所管》

所管官庁	所管官庁出身理事		1/3超
	法人数	理事数	
北 海 道 知 事	32	106	4
青 森 県 知 事	38	108	4
岩 手 県 知 事	35	81	4
宮 城 県 知 事	29	98	4
秋 田 県 知 事	29	78	5
山 形 県 知 事	27	81	4
福 島 県 知 事	37	82	4
茨 城 県 知 事	43	116	5
栃 木 県 知 事	29	87	3
群 馬 県 知 事	40	108	6
埼 玉 県 知 事	29	90	2
千 葉 県 知 事	32	76	3
東 京 都 知 事	13	26	1
神 奈 川 県 知 事	35	74	3
新 潟 県 知 事	44	102	5
富 山 県 知 事	38	95	4
石 川 県 知 事	66	203	13
福 井 県 知 事	31	122	6
山 梨 県 知 事	25	76	3
長 野 県 知 事	39	123	7
岐 阜 県 知 事	24	76	3
静 岡 県 知 事	30	107	4
愛 知 県 知 事	38	112	5
三 重 県 知 事	38	85	4
滋 賀 県 知 事	27	102	6
京 都 府 知 事	21	63	6
大 阪 府 知 事	39	107	5
兵 庫 県 知 事	31	108	7
奈 良 県 知 事	15	71	7
和 歌 山 県 知 事	23	67	5
鳥 取 県 知 事	8	27	2
島 根 県 知 事	18	53	3
岡 山 県 知 事	50	136	9
広 島 県 知 事	33	96	8
山 口 県 知 事	42	117	6
徳 島 県 知 事	32	123	8
香 川 県 知 事	23	72	5
愛 媛 県 知 事	14	41	3
高 知 県 知 事	43	112	8
福 岡 県 知 事	47	160	5
佐 賀 県 知 事	26	59	3
長 崎 県 知 事	43	93	4
熊 本 県 知 事	49	145	6
大 分 県 知 事	32	85	6
宮 崎 県 知 事	29	108	6
鹿 児 島 県 知 事	28	86	5
沖 縄 県 知 事	31	99	9
知 事 合 計	1,525	4,442	238

所管官庁	所管官庁出身理事		1/3超
	法人数	理事数	
北 海 道 教 委	5	10	1
青 森 県 教 委	26	40	1
岩 手 県 教 委	9	38	2
宮 城 県 教 委	6	15	1
秋 田 県 教 委	5	13	1
山 形 県 教 委	8	14	0
福 島 県 教 委	2	4	0
茨 城 県 教 委	7	23	1
栃 木 県 教 委	7	16	2
群 馬 県 教 委	3	7	0
埼 玉 県 教 委	4	19	1
千 葉 県 教 委	5	17	2
東 京 都 教 委	4	12	1
神 奈 川 県 教 委	6	12	1
新 潟 県 教 委	6	13	1
富 山 県 教 委	7	14	1
石 川 県 教 委	15	53	3
福 井 県 教 委	13	21	1
山 梨 県 教 委	3	4	0
長 野 県 教 委	0	0	0
岐 阜 県 教 委	3	5	0
静 岡 県 教 委	1	3	0
愛 知 県 教 委	2	3	0
三 重 県 教 委	0	0	0
滋 賀 県 教 委	2	4	0
京 都 府 教 委	4	7	0
大 阪 府 教 委	3	14	3
兵 庫 県 教 委	11	27	0
奈 良 県 教 委	1	4	0
和 歌 山 県 教 委	4	13	0
鳥 取 県 教 委	7	19	4
島 根 県 教 委	8	19	0
岡 山 県 教 委	7	18	1
広 島 県 教 委	6	22	2
山 口 県 教 委	8	13	0
徳 島 県 教 委	1	2	0
香 川 県 教 委	14	29	2
愛 媛 県 教 委	3	7	0
高 知 県 教 委	13	38	1
福 岡 県 教 委	35	74	4
佐 賀 県 教 委	11	23	2
長 崎 県 教 委	12	34	1
熊 本 県 教 委	2	4	0
大 分 県 教 委	10	32	1
宮 崎 県 教 委	0	0	0
鹿 児 島 県 教 委	14	62	5
沖 縄 県 教 委	2	8	1
教 委 合 計	325	829	47

(注) 「1/3超」とは所管官庁出身者が理事現在数の3分の1を超えている法人数。

共管法人については、少なくとも一つの官庁の出身理事がいれば計上されている。

資料
34

資料
35

同一親族理事の状況別法人数

《全体》

所管官庁	理事に占める割合	
	1/3超	うち全員
国 所 管	8	0
都 道 府 県 所 管	128	9
合 計	136	9

(注) 共管重複分を除く実数。

《国所管》

所管官庁	理事に占める割合	
	1/3超	うち全員
内 閣 府	0	0
警 察 庁	0	0
金 融 庁	0	0
消 費 者 庁	0	0
総 務 省	0	0
法 務 省	0	0
外 務 省	1	0
財 務 省	0	0
文 部 科 学 省	5	0
厚 生 労 働 省	2	0
農 林 水 産 省	0	0
経 済 産 業 省	0	0
国 土 交 通 省	0	0
環 境 省	0	0
防 衛 省	0	0
国 合 計	8	0

(注) 国合計は、共管重複分を除く実数。

《本省庁所管》

所管官庁	理事に占める割合	
	1/3超	うち全員
内 閣 府	0	0
警 察 庁	0	0
金 融 庁	0	0
消 費 者 庁	0	0
総 務 省	0	0
法 務 省	0	0
外 務 省	1	0
財 務 省	0	0
文 部 科 学 省	5	0
厚 生 労 働 省	2	0
農 林 水 産 省	0	0
経 済 産 業 省	0	0
国 土 交 通 省	0	0
環 境 省	0	0
防 衛 省	0	0
本 省 庁 合 計	8	0

(注) 本省庁合計は、共管重複分を除く実数。

《地方支分部局所管》

所管官庁	理事に占める割合	
	1/3超	うち全員
金 融 庁 支 部 局	0	0
総 務 省 支 部 局	0	0
財 務 省 支 部 局	0	0
厚 生 労 働 省 支 部 局	0	0
国 土 交 通 省 支 部 局	0	0
環 境 省 支 部 局	0	0
支 部 局 合 計	0	0

(注) 支部局合計は、共管重複分を除く実数。

《都道府県知事・都道府県教育委員会所管》

所管官庁	理事に占める割合	
	1/3超	うち全員
北 海 道 知 事	1	0
青 森 県 知 事	1	0
岩 手 県 知 事	0	0
宮 城 県 知 事	3	0
秋 田 県 知 事	0	0
山 形 県 知 事	1	0
福 島 県 知 事	0	0
茨 城 県 知 事	0	0
栃 木 県 知 事	3	1
群 馬 県 知 事	0	0
埼 玉 県 知 事	2	0
千 葉 県 知 事	8	0
東 京 都 知 事	4	1
神 奈 川 県 知 事	5	0
新 潟 県 知 事	2	0
富 山 県 知 事	0	0
石 川 県 知 事	2	0
福 井 県 知 事	0	0
山 梨 県 知 事	1	0
長 野 県 知 事	1	1
岐 阜 県 知 事	1	0
静 岡 県 知 事	0	0
愛 知 県 知 事	4	0
三 重 県 知 事	0	0
滋 賀 県 知 事	1	0
京 都 府 知 事	2	0
大 阪 府 知 事	3	0
兵 庫 県 知 事	0	0
奈 良 県 知 事	1	0
和 歌 山 県 知 事	0	0
鳥 取 県 知 事	1	0
島 根 県 知 事	2	0
岡 山 県 知 事	5	0
広 島 県 知 事	7	0
山 口 県 知 事	2	1
徳 島 県 知 事	3	2
香 川 県 知 事	2	0
愛 媛 県 知 事	0	0
高 知 県 知 事	5	2
福 岡 県 知 事	8	0
佐 賀 県 知 事	1	0
長 崎 県 知 事	3	0
熊 本 県 知 事	0	0
大 分 県 知 事	2	0
宮 崎 県 知 事	0	0
鹿 児 島 県 知 事	1	1
沖 縄 県 知 事	2	0
知 事 合 計	90	9

所管官庁	理事に占める割合	
	1/3超	うち全員
北 海 道 教 委	0	0
青 森 県 教 委	0	0
岩 手 県 教 委	1	0
宮 城 県 教 委	1	0
秋 田 県 教 委	0	0
山 形 県 教 委	2	0
福 島 県 教 委	1	0
茨 城 県 教 委	1	0
栃 木 県 教 委	2	0
群 馬 県 教 委	1	0
埼 玉 県 教 委	1	0
千 葉 県 教 委	1	0
東 京 都 教 委	1	0
神 奈 川 県 教 委	0	0
新 潟 県 教 委	1	0
富 山 県 教 委	0	0
石 川 県 教 委	0	0
福 井 県 教 委	1	0
山 梨 県 教 委	1	0
長 野 県 教 委	1	0
岐 阜 県 教 委	0	0
静 岡 県 教 委	2	0
愛 知 県 教 委	1	0
三 重 県 教 委	0	0
滋 賀 県 教 委	1	0
京 都 府 教 委	3	0
大 阪 府 教 委	2	0
兵 庫 県 教 委	4	0
奈 良 県 教 委	0	0
和 歌 山 県 教 委	2	0
鳥 取 県 教 委	0	0
島 根 県 教 委	1	0
岡 山 県 教 委	0	0
広 島 県 教 委	2	0
山 口 県 教 委	1	0
徳 島 県 教 委	1	0
香 川 県 教 委	1	0
愛 媛 県 教 委	0	0
高 知 県 教 委	0	0
福 岡 県 教 委	0	0
佐 賀 県 教 委	0	0
長 崎 県 教 委	0	0
熊 本 県 教 委	0	0
大 分 県 教 委	0	0
宮 崎 県 教 委	0	0
鹿 児 島 県 教 委	1	0
沖 縄 県 教 委	0	0
教 委 合 計	38	0

(注) 1 「1/3超」とは同一親族が理事現在数の3分の1を超えている法人数。
2 「うち全員」とは、「1/3超」の法人のうち理事全員が同一親族である法人数。

資料
35

資料
36

特定企業関係者理事の状況別法人数

資料
36

《全体》

所管官庁	理事に占める割合	
	1/3超	うち全員
国 所 管	25	0
都 道 府 県 所 管	117	12
合 計	140	12

(注) 共管重複分を除く実数。

《国所管》

所管官庁	理事に占める割合	
	1/3超	うち全員
内 閣 府	0	0
警 察 庁	0	0
金 融 庁	0	0
消 費 者 庁	0	0
総 務 省	3	0
法 務 省	0	0
外 務 省	0	0
財 務 省	0	0
文 部 科 学 省	8	0
厚 生 労 働 省	8	0
農 林 水 産 省	1	0
経 済 産 業 省	2	0
国 土 交 通 省	5	0
環 境 省	1	0
防 衛 省	0	0
国 合 計	25	0

(注) 国合計は、共管重複分を除く実数。

《本省庁所管》

所管官庁	理事に占める割合	
	1/3超	うち全員
内 閣 府	0	0
警 察 庁	0	0
金 融 庁	0	0
消 費 者 庁	0	0
総 務 省	1	0
法 務 省	0	0
外 務 省	0	0
財 務 省	0	0
文 部 科 学 省	8	0
厚 生 労 働 省	6	0
農 林 水 産 省	1	0
経 済 産 業 省	2	0
国 土 交 通 省	4	0
環 境 省	1	0
防 衛 省	0	0
本 省 庁 合 計	20	0

(注) 本省庁合計は、共管重複分を除く実数。

《地方支分部局所管》

所管官庁	理事に占める割合	
	1/3超	うち全員
金 融 庁 支 部 局	0	0
総 務 省 支 部 局	2	0
財 務 省 支 部 局	0	0
厚 生 労 働 省 支 部 局	2	0
国 土 交 通 省 支 部 局	1	0
環 境 省 支 部 局	0	0
支 部 局 合 計	5	0

(注) 支部局合計は、共管重複分を除く実数。

《都道府県知事・都道府県教育委員会所管》

所管官庁	理事に占める割合	
	1/3超	うち全員
北 海 道 知 事	5	0
青 森 県 知 事	0	0
岩 手 県 知 事	1	0
宮 城 県 知 事	2	0
秋 田 県 知 事	0	0
山 形 県 知 事	0	0
福 島 県 知 事	9	1
茨 城 県 知 事	2	0
栃 木 県 知 事	1	1
群 馬 県 知 事	0	0
埼 玉 県 知 事	1	0
千 葉 県 知 事	0	0
東 京 都 知 事	0	0
神 奈 川 県 知 事	3	0
新 潟 県 知 事	1	0
富 山 県 知 事	1	0
石 川 県 知 事	5	1
福 井 県 知 事	2	0
山 梨 県 知 事	2	0
長 野 県 知 事	2	1
岐 阜 県 知 事	1	1
静 岡 県 知 事	0	0
愛 知 県 知 事	2	1
三 重 県 知 事	0	0
滋 賀 県 知 事	1	1
京 都 府 知 事	1	0
大 阪 府 知 事	1	0
兵 庫 県 知 事	3	1
奈 良 県 知 事	1	0
和 歌 山 県 知 事	0	0
鳥 取 県 知 事	2	1
島 根 県 知 事	2	0
岡 山 県 知 事	4	1
広 島 県 知 事	2	0
山 口 県 知 事	0	0
徳 島 県 知 事	0	0
香 川 県 知 事	1	0
愛 媛 県 知 事	0	0
高 知 県 知 事	2	0
福 岡 県 知 事	5	0
佐 賀 県 知 事	0	0
長 崎 県 知 事	4	1
熊 本 県 知 事	1	0
大 分 県 知 事	5	0
宮 崎 県 知 事	3	0
鹿 児 島 県 知 事	1	0
沖 縄 県 知 事	6	0
知 事 合 計	85	11

所管官庁	理事に占める割合	
	1/3超	うち全員
北 海 道 教 委	1	0
青 森 県 教 委	0	0
岩 手 県 教 委	0	0
宮 城 県 教 委	1	0
秋 田 県 教 委	1	0
山 形 県 教 委	4	0
福 島 県 教 委	0	0
茨 城 県 教 委	1	0
栃 木 県 教 委	0	0
群 馬 県 教 委	2	0
埼 玉 県 教 委	0	0
千 葉 県 教 委	0	0
東 京 都 教 委	0	0
神 奈 川 県 教 委	0	0
新 潟 県 教 委	2	0
富 山 県 教 委	0	0
石 川 県 教 委	1	0
福 井 県 教 委	0	0
山 梨 県 教 委	0	0
長 野 県 教 委	0	0
岐 阜 県 教 委	1	0
静 岡 県 教 委	0	0
愛 知 県 教 委	1	0
三 重 県 教 委	0	0
滋 賀 県 教 委	0	0
京 都 府 教 委	1	0
大 阪 府 教 委	2	0
兵 庫 県 教 委	1	0
奈 良 県 教 委	0	0
和 歌 山 県 教 委	3	0
鳥 取 県 教 委	0	0
島 根 県 教 委	1	0
岡 山 県 教 委	0	0
広 島 県 教 委	2	0
山 口 県 教 委	1	0
徳 島 県 教 委	0	0
香 川 県 教 委	1	0
愛 媛 県 教 委	1	1
高 知 県 教 委	0	0
福 岡 県 教 委	3	0
佐 賀 県 教 委	1	0
長 崎 県 教 委	0	0
熊 本 県 教 委	0	0
大 分 県 教 委	0	0
宮 崎 県 教 委	0	0
鹿 児 島 県 教 委	1	0
沖 縄 県 教 委	0	0
教 委 合 計	33	1

(注) 1 「1/3超」とは特定企業関係者が理事現任数の3分の1を超えている法人数。
2 「うち全員」とは、「1/3超」の法人のうち理事全員が同一特定企業関係者である法人数。

資料
37

同一業界関係者理事の状況別法人数

【全体】

所管官庁	理事に占める割合	
	1/2超	うち全員
国 所 管	489	112
都 道 府 県 所 管	3,408	2,218
合 計	3,886	2,325

(注) 共管重複分を除く実数。

【国所管】

所管官庁	理事に占める割合	
	1/2超	うち全員
内 閣 府	3	1
警 察 庁	1	0
金 融 庁	32	18
消 費 者 庁	2	0
総 務 省	30	11
法 務 省	6	4
外 務 省	5	1
財 務 省	0	0
文 部 科 学 省	32	7
厚 生 労 働 省	65	19
農 林 水 産 省	49	8
経 済 産 業 省	48	12
国 土 交 通 省	228	33
環 境 省	2	0
防 衛 省	2	0
国 合 計	489	112

(注) 国合計は、共管重複分を除く実数。

【本省庁所管】

所管官庁	理事に占める割合	
	1/2超	うち全員
内 閣 府	3	1
警 察 庁	1	0
金 融 庁	7	1
消 費 者 庁	2	0
総 務 省	8	3
法 務 省	6	4
外 務 省	5	1
財 務 省	0	0
文 部 科 学 省	32	7
厚 生 労 働 省	61	18
農 林 水 産 省	49	8
経 済 産 業 省	48	12
国 土 交 通 省	51	13
環 境 省	2	0
防 衛 省	2	0
本 省 庁 合 計	270	67

(注) 本省庁合計は、共管重複分を除く実数。

【地方支分部局所管】

所管官庁	理事に占める割合	
	1/2超	うち全員
金 融 庁 支 部 局	25	17
総 務 省 支 部 局	22	8
財 務 省 支 部 局	0	0
厚 生 労 働 省 支 部 局	4	1
国 土 交 通 省 支 部 局	177	20
環 境 省 支 部 局	0	0
支 部 局 合 計	219	45

(注) 支部局合計は、共管重複分を除く実数。

【都道府県知事・都道府県教育委員会所管】

所管官庁	理事に占める割合	
	1/2超	うち全員
北 海 道 知 事	115	65
青 森 県 知 事	56	30
岩 手 県 知 事	71	37
宮 城 県 知 事	84	50
秋 田 県 知 事	59	43
山 形 県 知 事	38	28
福 島 県 知 事	71	42
茨 城 県 知 事	66	45
栃 木 県 知 事	43	23
群 馬 県 知 事	62	41
埼 玉 県 知 事	95	72
千 葉 県 知 事	100	66
東 京 都 知 事	96	68
神 奈 川 県 知 事	141	103
新 潟 県 知 事	74	51
富 山 県 知 事	50	30
石 川 県 知 事	66	34
福 井 県 知 事	75	47
山 梨 県 知 事	30	12
長 野 県 知 事	63	42
岐 阜 県 知 事	44	30
静 岡 県 知 事	64	44
愛 知 県 知 事	76	56
三 重 県 知 事	41	26
滋 賀 県 知 事	39	25
京 都 府 知 事	61	31
大 阪 府 知 事	123	88
兵 庫 県 知 事	48	27
奈 良 県 知 事	49	34
和 歌 山 県 知 事	43	31
鳥 取 県 知 事	29	17
島 根 県 知 事	47	33
岡 山 県 知 事	99	61
広 島 県 知 事	76	52
山 口 県 知 事	99	78
徳 島 県 知 事	48	33
香 川 県 知 事	48	32
愛 媛 県 知 事	57	36
高 知 県 知 事	41	23
福 岡 県 知 事	137	114
佐 賀 県 知 事	44	31
長 崎 県 知 事	77	51
熊 本 県 知 事	64	43
大 分 県 知 事	60	38
宮 崎 県 知 事	52	34
鹿 児 島 県 知 事	47	31
沖 縄 県 知 事	53	36
知 事 合 計	3,121	2,064

所管官庁	理事に占める割合	
	1/2超	うち全員
北 海 道 教 委	3	1
青 森 県 教 委	4	2
岩 手 県 教 委	5	2
宮 城 県 教 委	6	2
秋 田 県 教 委	1	0
山 形 県 教 委	7	3
福 島 県 教 委	9	6
茨 城 県 教 委	2	1
栃 木 県 教 委	8	4
群 馬 県 教 委	2	2
埼 玉 県 教 委	6	3
千 葉 県 教 委	19	14
東 京 都 教 委	10	4
神 奈 川 県 教 委	7	4
新 潟 県 教 委	5	3
富 山 県 教 委	3	1
石 川 県 教 委	8	5
福 井 県 教 委	4	4
山 梨 県 教 委	8	5
長 野 県 教 委	10	8
岐 阜 県 教 委	5	2
静 岡 県 教 委	8	5
愛 知 県 教 委	9	6
三 重 県 教 委	4	1
滋 賀 県 教 委	4	1
京 都 府 教 委	13	5
大 阪 府 教 委	13	5
兵 庫 県 教 委	9	5
奈 良 県 教 委	3	1
和 歌 山 県 教 委	8	5
鳥 取 県 教 委	4	1
島 根 県 教 委	1	0
岡 山 県 教 委	1	0
広 島 県 教 委	7	5
山 口 県 教 委	6	1
徳 島 県 教 委	5	2
香 川 県 教 委	1	0
愛 媛 県 教 委	11	5
高 知 県 教 委	4	1
福 岡 県 教 委	14	8
佐 賀 県 教 委	4	2
長 崎 県 教 委	2	1
熊 本 県 教 委	1	1
大 分 県 教 委	9	6
宮 崎 県 教 委	3	2
鹿 児 島 県 教 委	11	6
沖 縄 県 教 委	3	3
教 委 合 計	290	154

- (注) 1 「1/2超」とは同一業界関係者が理事現数の2分の1を超えている法人数。
 2 「うち全員」とは、「1/2超」の法人のうち理事全員が同一業界関係者である法人数。

資料
37

資料
38

監事規模別法人数

《全体》

所管官庁	法人数	監事制度 なし法人数	監事規模別法人数						監事 合計人数	監事 平均人数
			0人	1人	2人	3人	4人	5人以上		
国 所 管	2,863	0	15	208	1,866	693	56	30	6,399	2.2
都 道 府 県 所 管	10,050	40	27	509	7,418	1,829	150	77	21,848	2.2
合 計	12,877	40	42	712	9,259	2,514	203	107	28,156	2.2

(注) 1 監事平均人数は、監事制度なし法人数を除いた法人数についての平均人数。
2 共管重複分を除く実数。

《国所管》

所管官庁	法人数	監事制度 なし法人数	監事規模別法人数						監事 合計人数	監事 平均人数
			0人	1人	2人	3人	4人	5人以上		
内 閣 府	29	0	0	2	24	3	0	0	59	2.0
警 察 庁	13	0	0	0	7	6	0	0	32	2.5
金 融 庁	37	0	0	1	16	16	3	1	98	2.6
消 費 者 庁	4	0	0	0	3	1	0	0	9	2.3
総 務 省	158	0	0	30	95	24	8	1	329	2.1
法 務 省	86	0	0	1	65	19	1	0	192	2.2
外 務 省	90	0	2	25	61	2	0	0	153	1.7
財 務 省	408	0	0	7	184	203	10	4	1,044	2.6
文 部 科 学 省	697	0	8	56	526	94	8	5	1,448	2.1
厚 生 労 働 省	435	0	5	42	309	69	6	4	911	2.1
農 林 水 産 省	236	0	0	11	148	68	5	4	553	2.3
経 済 産 業 省	239	0	0	6	169	56	7	1	547	2.3
国 土 交 通 省	573	0	0	32	371	147	13	10	1,318	2.3
環 境 省	20	0	0	1	16	3	0	0	42	2.1
防 衛 省	7	0	0	2	4	1	0	0	13	1.9
国 合 計	2,863	0	15	208	1,866	693	56	30	6,399	2.2

(注) 国合計は、共管重複分を除く実数。

《本省庁所管》

所管官庁	法人数	監事制度 なし法人数	監事規模別法人数						監事 合計人数	監事 平均人数
			0人	1人	2人	3人	4人	5人以上		
内 閣 府	29	0	0	2	24	3	0	0	59	2.0
警 察 庁	13	0	0	0	7	6	0	0	32	2.5
金 融 庁	12	0	0	0	5	4	3	0	34	2.8
消 費 者 庁	4	0	0	0	3	1	0	0	9	2.3
総 務 省	128	0	0	25	81	16	5	1	260	2.0
法 務 省	86	0	0	1	65	19	1	0	192	2.2
外 務 省	90	0	2	25	61	2	0	0	153	1.7
財 務 省	15	0	0	4	10	1	0	0	27	1.8
文 部 科 学 省	697	0	8	56	526	94	8	5	1,448	2.1
厚 生 労 働 省	298	0	5	36	212	39	3	3	604	2.0
農 林 水 産 省	236	0	0	11	148	68	5	4	553	2.3
経 済 産 業 省	239	0	0	6	169	56	7	1	547	2.3
国 土 交 通 省	242	0	0	25	166	48	2	1	514	2.1
環 境 省	18	0	0	1	14	3	0	0	38	2.1
防 衛 省	7	0	0	2	4	1	0	0	13	1.9
本 省 庁 合 計	1,959	0	15	186	1,368	345	30	15	4,157	2.1

(注) 本省庁合計は、共管重複分を除く実数。

《地方支分部局所管》

所管官庁	法人数	監事制度 なし法人数	監事規模別法人数						監事 合計人数	監事 平均人数
			0人	1人	2人	3人	4人	5人以上		
金 融 庁 支 部 局	25	0	0	1	11	12	0	1	64	2.6
総 務 省 支 部 局	30	0	0	5	14	8	3	0	69	2.3
財 務 省 支 部 局	393	0	0	3	174	202	10	4	1,017	2.6
厚 生 労 働 省 支 部 局	137	0	0	6	97	30	3	1	307	2.2
国 土 交 通 省 支 部 局	331	0	0	7	205	99	11	9	804	2.4
環 境 省 支 部 局	2	0	0	0	2	0	0	0	4	2.0
支 部 局 合 計	909	0	0	22	498	348	26	15	2,242	2.5

(注) 支部局合計は、共管重複分を除く実数。

(都道府県知事・都道府県教育委員会首長)

所管官庁	法人数	監事制度		監事規模別法人数						監事合計人数	監事平均人数
		なし法人数	あり法人数	0人	1人	2人	3人	4人	5人以上		
北海道知事	355	1	1	25	271	55	2	0	740	2.1	
青森県知事	140	0	0	11	81	43	2	3	325	2.3	
岩手県知事	163	1	0	5	133	36	6	2	420	2.3	
宮城県知事	178	0	0	4	123	47	2	2	409	2.3	
秋田県知事	132	0	0	2	80	39	11	0	323	2.4	
山形県知事	101	0	1	3	70	26	1	0	225	2.2	
福島県知事	199	0	1	7	143	43	4	1	443	2.2	
茨城県知事	211	0	2	12	162	29	4	2	451	2.1	
栃木県知事	116	1	0	5	85	24	1	0	251	2.2	
群馬県知事	135	0	0	3	97	30	5	0	307	2.3	
埼玉県知事	226	0	0	8	176	38	2	2	500	2.2	
千葉県知事	214	1	1	5	164	41	2	0	464	2.2	
東京都知事	229	3	1	10	174	36	3	2	488	2.2	
神奈川県知事	279	3	2	14	208	47	3	2	593	2.1	
新潟県知事	193	1	2	5	158	26	1	0	403	2.1	
富山県知事	113	0	0	0	97	11	1	4	255	2.3	
石川県知事	169	0	0	7	120	37	1	3	362	2.3	
福井県知事	146	0	0	2	103	35	5	1	338	2.3	
山梨県知事	86	0	0	3	61	18	3	1	196	2.3	
長野県知事	173	0	0	3	129	34	2	5	398	2.3	
岐阜県知事	139	0	0	6	110	21	2	0	297	2.1	
静岡県知事	158	0	0	6	112	34	4	2	368	2.3	
愛知県知事	211	0	0	11	161	38	1	0	451	2.1	
三重県知事	126	0	0	2	101	20	3	0	276	2.2	
滋賀県知事	95	1	0	4	60	29	1	0	215	2.3	
京都府知事	177	1	0	10	126	37	2	1	366	2.2	
大阪府知事	377	1	3	34	296	40	1	2	760	2.0	
兵庫県知事	145	0	0	5	110	24	2	4	325	2.2	
奈良県知事	140	1	0	10	105	23	0	1	294	2.1	
和歌山県知事	110	0	1	0	91	16	2	0	238	2.2	
鳥取県知事	108	0	2	4	81	16	4	1	235	2.2	
島根県知事	143	0	0	6	110	27	0	0	307	2.1	
岡山県知事	220	1	0	16	172	28	2	1	457	2.1	
広島県知事	206	1	0	11	142	45	5	2	460	2.2	
山口県知事	212	0	1	15	164	30	2	0	441	2.1	
徳島県知事	92	0	1	5	67	15	4	0	200	2.2	
香川県知事	109	1	0	8	86	14	0	0	222	2.1	
愛媛県知事	123	1	0	4	87	30	1	0	272	2.2	
高知県知事	141	0	1	13	101	25	0	1	295	2.1	
福岡県知事	295	3	0	18	225	43	2	4	625	2.1	
佐賀県知事	114	0	0	3	93	18	0	0	243	2.1	
長崎県知事	191	1	1	21	134	33	1	0	392	2.1	
熊本県知事	125	0	0	11	88	26	0	0	265	2.1	
大分県知事	136	0	0	10	111	14	0	1	279	2.1	
宮崎県知事	127	1	0	3	100	21	2	0	274	2.2	
鹿児島県知事	123	0	0	3	89	27	4	0	278	2.3	
沖縄県知事	138	0	0	12	98	28	0	0	292	2.1	
知事合計	7,859	24	21	385	5,855	1,417	107	50	17,048	2.2	
北海道教育委員会	69	0	0	2	57	10	0	0	146	2.1	
青森県教育委員会	70	1	0	2	42	22	2	1	165	2.4	
岩手県教育委員会	52	0	0	3	31	14	0	4	129	2.5	
宮城県教育委員会	48	0	0	2	32	12	1	1	111	2.3	
秋田県教育委員会	25	0	0	0	16	5	0	1	61	2.4	
山形県教育委員会	69	0	0	1	56	12	0	0	149	2.2	
福島県教育委員会	54	1	0	5	35	13	0	0	114	2.2	
茨城県教育委員会	24	0	0	1	21	2	0	0	49	2.0	
栃木県教育委員会	44	0	0	2	33	9	0	0	95	2.2	
群馬県教育委員会	20	0	0	1	13	6	0	0	45	2.3	
埼玉県教育委員会	30	0	0	2	23	5	0	0	63	2.1	
千葉県教育委員会	40	1	0	3	18	17	1	0	94	2.4	
東京都教育委員会	104	2	1	5	85	9	1	1	211	2.1	
神奈川県教育委員会	67	0	0	6	40	20	0	1	151	2.3	
新潟県教育委員会	48	0	0	1	36	10	1	0	107	2.2	
富山県教育委員会	28	0	0	1	23	4	0	0	59	2.1	
石川県教育委員会	45	0	0	3	32	6	4	0	101	2.2	
福井県教育委員会	30	0	0	0	21	8	1	0	70	2.3	
山梨県教育委員会	26	1	0	2	13	7	2	1	62	2.5	
長野県教育委員会	77	1	0	2	62	11	1	0	163	2.1	
岐阜県教育委員会	44	0	0	2	32	8	2	0	98	2.2	
静岡県教育委員会	124	1	0	4	79	36	4	0	285	2.3	
愛知県教育委員会	58	0	0	5	40	9	1	3	131	2.3	
三重県教育委員会	28	0	0	3	17	5	2	1	65	2.3	
滋賀県教育委員会	30	0	0	2	26	0	1	1	63	2.1	
京都府教育委員会	96	2	3	9	72	9	0	1	186	2.0	
大阪府教育委員会	96	2	0	11	76	4	1	2	189	2.0	
兵庫県教育委員会	65	0	0	6	40	14	2	3	154	2.4	
奈良県教育委員会	24	0	0	1	21	1	1	0	50	2.1	
和歌山県教育委員会	52	0	0	2	38	10	2	0	116	2.2	
鳥取県教育委員会	24	0	0	1	19	4	0	0	51	2.1	
島根県教育委員会	38	0	0	1	33	4	0	0	79	2.1	
岡山県教育委員会	29	0	0	2	24	2	1	0	60	2.1	
広島県教育委員会	64	1	1	3	48	9	2	0	134	2.1	
山口県教育委員会	43	1	0	3	32	6	0	1	90	2.1	
徳島県教育委員会	12	0	0	1	8	2	1	0	27	2.3	
香川県教育委員会	33	0	1	4	23	5	0	0	65	2.0	
愛媛県教育委員会	38	0	0	1	26	10	0	1	88	2.3	
高知県教育委員会	31	0	0	4	22	5	0	0	63	2.0	
福岡県教育委員会	99	0	0	2	77	15	3	2	224	2.3	
佐賀県教育委員会	40	0	0	2	31	6	1	0	86	2.2	
長崎県教育委員会	29	0	0	3	22	3	1	0	60	2.1	
熊本県教育委員会	31	1	0	1	25	3	0	1	65	2.2	
大分県教育委員会	32	0	0	2	21	9	0	0	71	2.2	
宮崎県教育委員会	30	0	0	2	20	6	2	0	68	2.3	
鹿児島県教育委員会	44	0	0	1	27	13	2	1	107	2.4	
沖縄県教育委員会	37	1	0	4	20	12	0	0	80	2.2	
教委合計	2,241	16	6	126	1,608	415	43	27	4,901	2.2	

資料
39

常勤監事規模別法人数

《全体》

所管官庁	法人数	常勤監事規模別法人数					常勤監事 合計人数	常勤監事 平均人数
		0人	1人	2人	3人	4人以上		
国 所 管	2,868	2,820	47	1	0	0	49	0.02
都 道 府 県 所 管	10,050	9,965	59	25	1	0	112	0.01
合 計	12,877	12,744	106	26	1	0	161	0.01

(注) 共管重複分を除く実数。

《国所管》

所管官庁	法人数	常勤監事規模別法人数					常勤監事 合計人数	常勤監事 平均人数
		0人	1人	2人	3人	4人以上		
内 閣 府	29	29	0	0	0	0	0	0.00
警 察 庁	13	12	1	0	0	0	1	0.08
金 融 庁	37	36	1	0	0	0	1	0.03
消 費 者 庁	4	4	0	0	0	0	0	0.00
総 務 省	158	150	8	0	0	0	8	0.05
法 務 省	86	86	0	0	0	0	0	0.00
外 務 省	90	90	0	0	0	0	0	0.00
財 務 省	408	407	1	0	0	0	1	0.00
文 部 科 学 省	697	685	12	0	0	0	12	0.02
厚 生 労 働 省	435	429	5	1	0	0	7	0.02
農 林 水 産 省	236	227	9	0	0	0	9	0.04
経 済 産 業 省	239	234	5	0	0	0	5	0.02
国 土 交 通 省	573	562	11	0	0	0	11	0.02
環 境 省	20	20	0	0	0	0	0	0.00
防 衛 省	7	7	0	0	0	0	0	0.00
国 合 計	2,868	2,820	47	1	0	0	49	0.02

(注) 国合計は、共管重複分を除く実数。

《本省庁所管》

所管官庁	法人数	常勤監事規模別法人数					常勤監事 合計人数	常勤監事 平均人数
		0人	1人	2人	3人	4人以上		
内 閣 府	29	29	0	0	0	0	0	0.00
警 察 庁	13	12	1	0	0	0	1	0.08
金 融 庁	12	11	1	0	0	0	1	0.08
消 費 者 庁	4	4	0	0	0	0	0	0.00
総 務 省	128	120	8	0	0	0	8	0.06
法 務 省	86	86	0	0	0	0	0	0.00
外 務 省	90	90	0	0	0	0	0	0.00
財 務 省	15	14	1	0	0	0	1	0.07
文 部 科 学 省	697	685	12	0	0	0	12	0.02
厚 生 労 働 省	298	292	5	1	0	0	7	0.02
農 林 水 産 省	236	227	9	0	0	0	9	0.04
経 済 産 業 省	239	234	5	0	0	0	5	0.02
国 土 交 通 省	242	233	9	0	0	0	9	0.04
環 境 省	18	18	0	0	0	0	0	0.00
防 衛 省	7	7	0	0	0	0	0	0.00
本 省 庁 合 計	1,959	1,913	45	1	0	0	47	0.02

(注) 本省庁合計は、共管重複分を除く実数。

《地方支分部局所管》

所管官庁	法人数	常勤監事規模別法人数					常勤監事 合計人数	常勤監事 平均人数
		0人	1人	2人	3人	4人以上		
金 融 庁 支 部 局	25	25	0	0	0	0	0	0.00
総 務 省 支 部 局	30	30	0	0	0	0	0	0.00
財 務 省 支 部 局	393	393	0	0	0	0	0	0.00
厚 生 労 働 省 支 部 局	137	137	0	0	0	0	0	0.00
国 土 交 通 省 支 部 局	331	329	2	0	0	0	2	0.01
環 境 省 支 部 局	2	2	0	0	0	0	0	0.00
支 部 局 合 計	909	907	2	0	0	0	2	0.00

(注) 支部局合計は、共管重複分を除く実数。

(都道府県知事・都道府県教育委員会所管)

所管官庁	法人数	常勤監事規模別法人数					常勤監事 合計人数	常勤監事 平均人数
		0人	1人	2人	3人	4人以上		
北海道知事	355	355	0	0	0	0	0	0.00
青森県知事	140	140	0	0	0	0	0	0.00
岩手県知事	183	183	0	0	0	0	0	0.00
宮城県知事	178	176	1	1	0	0	3	0.02
秋田県知事	132	132	0	0	0	0	0	0.00
山形県知事	101	101	0	0	0	0	0	0.00
福島県知事	199	197	2	0	0	0	2	0.01
茨城県知事	211	203	2	0	0	0	2	0.01
栃木県知事	116	116	0	0	0	0	0	0.00
群馬県知事	135	134	1	0	0	0	1	0.01
埼玉県知事	226	223	2	1	0	0	4	0.02
千葉県知事	214	212	1	1	0	0	3	0.01
東京都知事	229	222	3	4	0	0	11	0.05
神奈川県知事	279	279	0	0	0	0	0	0.00
新潟県知事	193	192	1	0	0	0	1	0.01
富山県知事	113	113	0	0	0	0	0	0.00
石川県知事	169	165	4	0	0	0	4	0.02
福井県知事	146	146	0	0	0	0	0	0.00
山梨県知事	86	83	2	1	0	0	4	0.05
長野県知事	173	169	4	0	0	0	4	0.02
岐阜県知事	139	139	0	0	0	0	0	0.00
静岡県知事	158	156	0	2	0	0	4	0.03
愛知県知事	211	208	2	1	0	0	4	0.02
三重県知事	126	126	0	0	0	0	0	0.00
滋賀県知事	95	95	0	0	0	0	0	0.00
京都府知事	177	176	0	1	0	0	2	0.01
大阪府知事	377	376	1	0	0	0	1	0.00
兵庫県知事	145	140	5	0	0	0	5	0.03
奈良県知事	140	140	0	0	0	0	0	0.00
和歌山県知事	110	109	0	1	0	0	2	0.02
徳島県知事	108	108	0	0	0	0	0	0.00
鳥取県知事	143	143	0	0	0	0	0	0.00
岡山県知事	220	217	3	0	0	0	3	0.01
広島県知事	206	205	0	1	0	0	2	0.01
山口県知事	212	211	1	0	0	0	1	0.00
徳島県知事	92	92	0	0	0	0	0	0.00
香川県知事	109	108	1	0	0	0	1	0.01
愛媛県知事	123	123	0	0	0	0	0	0.00
高知県知事	141	141	0	0	0	0	0	0.00
福岡県知事	295	291	2	2	0	0	6	0.02
佐賀県知事	114	114	0	0	0	0	0	0.00
長崎県知事	191	190	1	0	0	0	1	0.01
熊本県知事	125	124	0	1	0	0	2	0.02
大分県知事	136	136	0	0	0	0	0	0.00
宮崎県知事	127	127	0	0	0	0	0	0.00
鹿児島県知事	123	122	1	0	0	0	1	0.01
沖縄県知事	138	138	0	0	0	0	0	0.00
知事合計	7,859	7,802	40	17	0	0	74	0.01
北海道教委	69	69	0	0	0	0	0	0.00
青森県教委	70	69	1	0	0	0	1	0.01
岩手県教委	52	52	0	0	0	0	0	0.00
宮城県教委	48	48	0	0	0	0	0	0.00
秋田県教委	25	25	0	0	0	0	0	0.00
山形県教委	69	69	0	0	0	0	0	0.00
福島県教委	54	53	0	1	0	0	2	0.04
茨城県教委	24	23	0	1	0	0	2	0.08
栃木県教委	44	44	0	0	0	0	0	0.00
群馬県教委	20	20	0	0	0	0	0	0.00
埼玉県教委	30	29	1	0	0	0	1	0.03
千葉県教委	40	40	0	0	0	0	0	0.00
東京都教委	104	102	1	1	0	0	3	0.03
神奈川県教委	67	66	1	0	0	0	1	0.01
新潟県教委	48	48	0	0	0	0	0	0.00
富山県教委	28	28	0	0	0	0	0	0.00
石川県教委	45	45	0	0	0	0	0	0.00
福井県教委	30	28	1	1	0	0	3	0.10
山梨県教委	26	26	0	0	0	0	0	0.00
長野県教委	77	76	1	0	0	0	1	0.01
岐阜県教委	44	44	0	0	0	0	0	0.00
静岡県教委	124	124	0	0	0	0	0	0.00
愛知県教委	58	57	1	0	0	0	1	0.02
三重県教委	28	28	0	0	0	0	0	0.00
滋賀県教委	30	30	0	0	0	0	0	0.00
京都府教委	96	95	0	0	1	0	3	0.03
大阪府教委	96	92	2	2	0	0	6	0.06
兵庫県教委	65	64	1	0	0	0	1	0.02
奈良県教委	24	24	0	0	0	0	0	0.00
和歌山県教委	52	49	3	0	0	0	3	0.06
徳島県教委	24	24	0	0	0	0	0	0.00
鳥取県教委	38	38	0	0	0	0	0	0.00
岡山県教委	29	29	0	0	0	0	0	0.00
広島県教委	64	62	1	1	0	0	3	0.05
山口県教委	43	43	0	0	0	0	0	0.00
徳島県教委	12	12	0	0	0	0	0	0.00
香川県教委	33	33	0	0	0	0	0	0.00
愛媛県教委	38	38	0	0	0	0	0	0.00
高知県教委	31	31	0	0	0	0	0	0.00
福岡県教委	99	96	3	0	0	0	3	0.03
佐賀県教委	40	40	0	0	0	0	0	0.00
長崎県教委	29	28	1	0	0	0	1	0.03
熊本県教委	31	31	0	0	0	0	0	0.00
大分県教委	32	31	1	0	0	0	1	0.03
宮崎県教委	30	30	0	0	0	0	0	0.00
鹿児島県教委	44	43	0	1	0	0	2	0.05
沖縄県教委	37	37	0	0	0	0	0	0.00
教委合計	2,241	2,213	19	8	1	0	38	0.02